

(第一類 第十四号)

衆議院 第百九十二回 国会

平成二十九年二月二日(木曜日)

昌黎志

貞

石田
真敏君

事 西村 康稔君

卷之四

事
赤羽
一嘉君

青丘居士

白波
茂雪

江藤拓君

卷之三

門
博文君

黃川田仁志君

頌言

津島淳君

卷之四

平口
羊書

古川
康君

卷之三

八木 哲也君

山下貴君

牛反
言彥君

小川 淳也君

行解
卷二

玉木雄一郎君

福島
伸享君

第一類第十四号
予算委員会議録第五号 平成十九年用印

予算委員会議録 第五号

出席委員										午前八時五十九分開議									
委員長					理事					理事					理事				
福島伸享君	玉木雄一郎君	篠原豪君	柏淳也君	和田信彦君	三ツ林裕巳君	八木哲也君	山下貴司君	和田貴司君	小川学君	古川掘井君	平口根本君	瀬戸津島君	今野智博君	岡下昌平君	大西赤羽君	宮下周平君	大西健介君	石田真敏君	西村康稔君
前原辻元	高井階	高井緒方	高井宗清	高井渡辺	高井山田	高井星野	高井原田	高井野田	高木辻	鈴木奥野	高木正樹君	鈴木信亮君	金子万寿夫君	大串衛藤征士郎君	岩屋毅君	伊藤達也君	菅原一秀君	葉梨理事	武藤理事
誠司君	清美君	崇志君	太郎君	猛君	太郎君	太郎君	賢司君	賢司君	一男君	一男君	守君	守君	義昭君	義昭君	俊一君	長妻	長妻	長妻	長妻
(防災担当)					(國務大臣)					(國務大臣)					(國務大臣)				
(國務大臣)					(國務大臣)					(國務大臣)					(國務大臣)				
(消費者者及び食品安全担当)					(國務大臣)					(國務大臣)					(國務大臣)				
(海洋政策・領土問題担当)					(内閣官房長官)					(内閣官房長官)					(内閣官房長官)				
松本	今村	菅	稻田	山本	石井	世耕	塙崎	岸田	松野	金田	勝年君	高市早苗君	安倍晋三君	宮崎岳志君	伊藤赤嶺	中川政賢君	中川赤嶺	藤野保史君	宇都重徳君
	雅弘君	義偉君	朋美君	公一君	啓一君	弘成君	恭久君	文雄君	博一君	岸田	文雄君	太郎君	太郎君	岳志君	涉君	井上英孝君	井上赤嶺	伊東亮君	伊東信久君

国務大臣	冲縄及び北方対策担当
國務大臣	クレオジヤパン戦略担当
國務大臣	経済財産戦略担当
國務大臣	科学技術政策担当
國務大臣	宇亩政策担当
國務大臣	少子化対策担当
國務大臣	男女共同参画担当
國務大臣	地方創生担当
國務大臣	行政改革担当
國務大臣	国家公務員制度担当
國務大臣	国務大臣
財務副大臣	財務副大臣
政府特別補佐人	政府特別補佐人
(内閣法制局長官)	(内閣法制局長官)
政府参考人	政府参考人
(内閣府政策統括官)	(内閣府政策統括官)
政府参考人	政府参考人
(内閣沖縄振興局長)	(内閣沖縄振興局長)
政府参考人	政府参考人
(法務省民事局長)	(法務省民事局長)
政府参考人	政府参考人
(法務省刑事局長)	(法務省刑事局長)
政府参考人	政府参考人
(法務省入国管理局長)	(法務省入国管理局長)
政府参考人	政府参考人
(外務省大臣官房審議官)	(外務省大臣官房審議官)
政府参考人	政府参考人
(外務省北米局長)	(外務省北米局長)
政府参考人	政府参考人
(文部科学省高等教育局長)	(文部科学省高等教育局長)
参考人	参考人
(再就職等監視委員会委員長)	(再就職等監視委員会委員長)
政府参考人	政府参考人
大橋	柏
常盤	石原
豊君	鶴保
尚志君	庸介君
寬明君	加藤
健良君	勝信君
光一君	山本
雅樹君	幸三君
和田	丸川
眞琴君	珠代君
林	木原
秀樹君	稔君
小川	北崎
裕司君	横畠
裕介君	裕介君
稻谷	北崎
君	横畠

—

を防止する上において穴はないかということにおいては、民進党とも大体合意でできているのではないか。

しかし、そこで、階委員からの今の御指摘は、それを決めていく中においては思想信条の自由または内心の自由等々を侵してはならない、それは当然のことです。つまり、またそういう疑惑も払拭しなければならないという中において、今回の法案は今までの共謀罪とは趣を異なるものとしているわけでございまして、その中で、項目も限つていこうということで議論をしているとうふうに承知をしております。

○階委員 今の総理の答弁にもありました通り、従来の共謀罪とは違うということを強調されるわけですけれども、過去三回は共謀罪という名称で我々は議論してきましたので、我々は共謀罪という言葉でこれから議論したいと思います。

一方で、外務大臣は、最近は重大な犯罪の合意罪という言葉も使われていらっしゃる。これは、国際組織犯罪条約、T.O.C条約ともいいますが、こちらの文言をそのまま素直に和訳したのかなと思つております。

この重大な犯罪の合意罪という名称は、想起されるのは、この四つのパターンでいうと共謀罪、陰謀罪のカテゴリーではないかというふうに思うんですが、大臣にお尋ねします。

○岸田国務大臣 おっしゃるように、重大な犯罪を行うことの合意、すなわち重大な犯罪の合意罪を行ふまして、こういった言葉を使っているのは、T.O.C条約第五条の条文をそのまま引用させていただいているということであります。

その上で、お示しいただきました資料のうち、どこがそこに該当するのかということであります。が、厳密な意味での線引きについてはぜひ法務省の方に確認していただきたいと思いますが、御指摘の部分も含めそれを検討することになると思ひますが、いずれにしましても、我が國のこの現状、

条約が求めていた場合には十分ではないということにおいては、断のもとに国内法の整備をお願いしている次第であります。

○階委員 現行法でいえば共謀罪、陰謀罪に当たるのかどうかということをお尋ねしましたけれども、今の答弁では、まだ確定することは言えないというふうに受け取りましたけれども、それはそういうことでよろしいでしょうか。

○岸田国務大臣 政府としましては、過去三度国内法の提案をさせていただいたわけですが、結局御承認をいただけませんでした。

新たな法律を今、政府内で検討しております。検討して、その結果については、法律を提出した時点でしつかり御説明すべきことだと思っております。

○階委員 それでは、法務大臣にもお伺いしますが、法務大臣はテロ等準備罪という言葉をよく使われますが、この準備罪から想起されるのは二つの類型、予備罪、準備罪、こちらの類型に今回つくらうとしているテロ等準備罪が当たるのではないかというふうに思われるんです。が、その理解でいいのかどうか。法務大臣、お願ひします。

○金田国務大臣 私どもが申し上げておりますテロ等準備罪、これはこの四つの中でどうだ、こういうふうにおっしゃられると、やはりその考え方として、テロ組織が行つテロ行為でいうのは、一たび実行された場合には取り返しのつかない結果が生じる可能性が高いわけであります、その計画が発覚した段階では直ちに検挙して未然に防止する必要があるということで、必要性が極めて高いわけですね。

したがって、予備罪等が設けられていない罪はもとより、予備罪が設けられている罪についても、裁判例に照らして予備罪、予備行為とは認められない場合には的確にやはり対処していく必要があるという意味において、私どもが申し上げている高いうわけですね。

この予備罪の定義よりはもと手前で処罰したので、私は、現行法で言う共謀罪、陰謀罪の類型に当たるのではないかと思いますけれども、そうじやないんですか。

○金田国務大臣 私どもが申し上げているテロ等準備罪に関しまして基本的な考え方を、御理解とは思います。が申し上げますと、犯罪の主体を一定の犯罪を行うことを目的とする組織的な犯罪集団に限定して、合意に加えて準備行為があつて初めて処罰の対象とするということを検討いたしております。

そのような限定によりまして、先ほど委員が御説明になりました、一般の方々が処罰の対象となることはあり得ないということがより明確になるものと考えておりますし、そういう意味において、私が申し上げているテロ等準備罪は準備罪とは違うというふうに申し上げたいと思います。

○階委員 どっちかよくわからないんですね。共謀罪とは違うと言つて、準備行為が必要だというふうに言つていますね。これはだから予備罪、準備罪のことを言つていてるかと思えれば、準備罪とも違うということを言つていいわけです。

これは間の話をしているわけです。この間につくる、新たな類型をつくるということをおつしやつてあるのかどうか。

○金田国務大臣 ただいま申し上げましたのは、共謀罪それから準備罪、この両者とも違う。先ほども申し上げましたが、テロ行為が行われるとときに、その未然防止という観点に立つたときに、穴を埋めなければならない、そういう既存の罪で対応できない部分に対応していくという考え方を持つてあるわけであります。

○階委員 さっぱりよくわからないんですが、予備罪で処罰されるためには、当該犯罪の種類、規模等に照らし、犯罪実現のための客觀的な危険性という観点から見て、實質的に重要な意義を持ち、客觀的に相当の危険性の認められる程度の準備が整えられた場合であることを要する、これが確定した判例です。

この予備罪の定義よりはもと手前で処罰する、こういうことであるということは間違いないんですか。

○金田国務大臣 委員がただいま言われましたことは、私もそのように考えております。

○階委員 一つわかったことは、予備罪、準備罪よりもっと手前の段階で処罰する、すなわち、結果とか危険が小さい段階、そして萎縮効果が大きい段階で処罰するということで、こうした犯罪類型というのは極めて抑制的に考えなくてはいけないというふうに思います。

これは総理も冒頭でその趣旨の御発言もされましたので、そういう観点から伺つていただきたいのですが、このテロ等準備罪がもし仮に制定されるとすると、まさに抑制的に考えるという観点から、極力、対象となる犯罪の範囲は狭めるべきだと思います。

それで、これは一月十一日の朝日新聞などを参考にしてつくりた資料ですけれども、T.O.C条約では重大な犯罪を長期四年以上の刑の罪といふとで定義しておりますが、条約を批准するためには、この重大な犯罪について、外務大臣の言葉をえべば合意罪というものを定めなくちやいけないというわけですけれども、一方でテロ等準備罪といふ極めて例外的なものをつくる、抑制的に考へてつくるということを考え合わせると、こんな、六百七十六、これはそもそも対象とならない四十ーを除いても六百三十五あるわけですね。六百三十五全体についてテロ等準備罪の対象とするといふことは私はするべきではない、こう思つています。

まさにテロ等準備罪ということであれば、一番上といいますか、テロに関する罪、百六十七個、せいぜいこれぐらいが対象ではないか。これでも私は多いと思って、この点についても後で議論しますけれども、そもそも、テロ等準備罪の対象となるのは百六十七の範囲なのか、それとももっと広い範囲なのか、ここについてまずお答えいただけますか、法務大臣。

○金田国務大臣 お答えいたします。

TOC条約を締結するための法案の具体的なあり方にはかかる部分でございますが、条約との整合性を図りながら、テロ等準備罪の対象範囲をどうするかということを含めて、やはり、条約を所管する外務省と協議しながら、現在、政府部内で慎重に検討しているところをまず申し上げなければいけません。

したがいまして、私どもは、これを前提に申し上げますと、テロ等準備罪に関する基本的な考え方といいたしまして、犯罪の主体を一定の犯罪を行うことを目的とする組織的犯罪集団に限定してとうふうに考えておりますので、その対象は、そういう観点から、一般の方々が処罰の対象となるようなことはあり得ないということがより明確になるようなスタンスでこの検討を現在行っているところであります。

○階委員 答えがずれていますよ。

私が聞いているのは、この六百三十五のうち、どの部分がテロ等準備罪の対象となるのかといふことを聞いています。ここは、テロ等準備罪といふのであればテロに関する罪が対象なのかなと思うんですが、そうじゃないんですか。もつと広いんですか。

○岸田国務大臣 ただいま法務大臣から答弁させていただきましたように、過去の国会審議、膨大な国会審議がこれまでに行われてきました。この国会審議の際に、一般の方々が処罰の対象になるのではないか、こうした心配や指摘が再三行われたわけであります。そして、今、新たな法律を準備しているところでです。

そして、新たな法律の中においては、一般の方々が処罰の対象にならないことを明確にするべきであるということで、今法務大臣からありましたよう、主体を特定することでそれができないだろうなど、今検討を行っています。あわせて、実行の準備行為が行われた場合に限って処罰の対象とする、こういったことも考えられないだろうか、こういったことを検討しています。

対象の数につきましては、この検討の結果でありますので、今の段階では何も申し上げることはできないと思っています。これはしっかりと検討し、しっかり法律をつくった上で国会にお示しし、そして議論させていただく、説明させていただく、これが当然のことではないかと考えます。

○階委員 苦しい答弁だと思いますね。

今のお答弁は、過去に別な委員とのやりとりの中でもありましたけれども、要するに、罪の範囲は限定できないかもしれませんけれども、主体を限る、それから準備行為を設けることによって網を狭めていくから問題はなくなるんだというような話なんですか、果たしてそなのがどうか。

組織的犯罪集団といふものに限つて処罰すると

いう発言もありますけれども、この組織的な犯罪集団に該当するかどうか。

普通の会社でも、例えば普通の営業をしていました、一般的の会社としての営業をしていました、ところが、経営が悪化していく中で、いつもさつちもいかなくなつて詐欺まがいなことをするようになつた。その詐欺まがいなことをするようになった瞬間からはもう犯罪集団とも言えるわけ

で、かつ、そういう犯罪集団に参加しようとする意図的な意思を持つてやつているだけではなくて、団体の活動に参加する意思を抱いていたり、そのよ

うな構成員全員の意思が結合していたりする必要はないという趣旨の判例があるわけです。

ですから、この組織的犯罪集団という定義が曖昧なままで一般市民がこれに含まれ得るという懸念も払拭されないわけでして、この点について、私は、今のうちから、懸念は当らないといふの

であれば、明確な定義を示していただきたいと思

います。

法務大臣、手が挙がつてしまひたけれども、この点について何か発言はござりますか。

○金田国務大臣 先ほど外務大臣から答弁申し上げたとおりなんですか、加えまして、組織的犯罪集団とは、私どもは、やはり客観的に犯罪を目的とするか否かを判断することになります。

この組織的な犯罪集団について限定できるといふのを全く認識しないで従来どおり会社に勤務していたという人もあるわけで、そういう組織的犯罪集団という定義も極めて問題になつてくると思うんです。

この組織的な犯罪集団について限定できるといふのであれば、一般市民は必ず組織的な犯罪集団に入らないような定義になるということによろしいんですか。

○岸田国務大臣 今の御質問に対してお答えするとしたならば、まず、今新たに用意している法律は、TOC条約の担保法として十分かどうかといふことをしっかりと検討する、これが大前提であります。その上に立つて、先ほど申し上げましたように、従来のさまざまな議論、一般の方々が対象

になるのではないかということと踏まえて新たな法律を準備しているわけです。

そして、その内容として、先ほど、例えば主體を限定することができないだろうか、こういったことを検討しておりますと申し上げました。それを今検討しているわけです。

○浜田委員長 静粛に願います。

○金田国務大臣 まず初めに、これまで何度も何度か申し上げてまいりましたが、まだ提出のされていない、検討中の法案でございます。その大変細かい部分をしっかりと詰めよと御質問されました。ですから、できる範囲でお答えをしますが、お答えが十分な結論として申し上げられない場合もあるかもしれません。それは御容赦を願いたい。

そして、ただいまの質問ですが、正当な活動を行つていた団体であれば、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復繼續して行うようになると、いったのうな、団体の性質が一変したと認められなければ、組織的犯罪集団と認められることはない、このように考えております。

○階委員 団体に関与したということを聞いていたわけでございまして、TOC条約でも、団体に関与という言葉があるわけです。この文言からすれば、明確な定義を示していただきたいと思

います。

法務大臣、手が挙がつてしまひたけれども、この点について何か発言はござりますか。

○金田国務大臣 先ほど外務大臣から答弁申し上げたとおりなんですか、加えまして、組織的犯罪集団とは、私どもは、やはり客観的に犯罪を目的とするか否かを判断することになります。

ちょっとと次に進みますけれども、こういうテロ対策にとって必要十分な範囲で立法がされているのかどうか、必要最小限の範囲で立法がされるのかどうか、これを厳しく我々はチェックしなくてはいけないと思うんですが、先ほどから答弁を聞いていますと、この定義も今わからない、組織的犯罪集団の定義もまだはつきりしないという

ことで、懸念が全く払拭されないわけです。

そこで、総理に伺いますけれども、最初に、この共謀罪については立法目的が二つあるんだ、一つは、国内のテロを防ぐために、穴があるので埋めなくちゃいけない、もう一つはTOC条約の批准ということで、二つのことをおっしゃつていま

した。

その一つ目の、国内のテロを防ぐために、穴があるということをおっしゃるんですが、我々、この国会でも仲間の議員が議論してきましたけれども、法務省から挙げられた事例は三つです。そのうち二つについては、前回、福山参議院議員が参議院の予算委員会で指摘したとおり、これは穴とは言えないのではないかというふうに考えております。

この穴があるということを、もっと具体的に例

を複数挙げていただければと思うんですが、ほかにどのような例があるのか、総理からお願ひします。

○安倍内閣総理大臣 そもそも福山議員は、きのう葉梨委員と刑事局長とのやりとりで明らかになつてゐるわけありますが、この穴がないといふ説、いわば予備罪でそれはいけるという説がありますが、しかし、それは学説であつて、四十二年の判決でいえば、これは、国会を襲撃して占拠する、その当面の目的として、例えば人身の殺傷もやむを得ないとして、その目的に向かつて、ヘルメットを用意し、防毒マスクを大量に用意し、そしてトラック等を獲得する準備をし、ホテルの予約をしていた、そして、ライフルを二丁、空気銃も用意していたにもかかわらず、これは予備罪にはならなかつたわけであります。ここまでやつていて実はならないのが、これは裁判例であります。

そして、きのう刑事局長が答弁していましたね。つまり、こういう裁判例をもとに我々は判断をする、実務においてはそうだ。ですから、そこで検挙できないということになれば、さらにその進んだ状態で、果たしてそれをとめることができるかどうか、それが結局既遂になつてしまふのではないかということでありますし、警察庁の刑事局長もそう答弁をしておりました。

きのう答弁した警察庁の局長は、かつて福岡県警時代には工藤会という非常に凶暴な暴力団の検挙を実行した人物でありますし、ある県において

は知事を逮捕した、そういう実績を持つている人

物が、しかしこれではやはり十分に検挙に至れないものがあるということを言つておられるわけでありますから、我々は、穴がある、このように考へておるわけでございます。

また、薬物につきましては、サリンは規定され確かに、階委員がさまざまな御疑問を出されたことがあります。しかし、法務大臣がお答えをさせていただきますように、しっかりとお話をさせていただきます。ただし、まだ法案として出していない。

確かに、階委員がさまざま御疑問を出されたわけでございます。しかし、法務大臣がお答えをさせていただきましたように、しっかりとお話をさせていただきます。しかし、法務大臣がお答えをさせていただきます。ただし、まだ法案として出していない。

さて、それはそういうことにならないようの方

向で今議論しているということであります。

しかし、例えば振り込め詐欺行為をやるといつてみんな集まつてある組織があつた。しかも、その集めた金をさまざまに使つていこうということも

あるかもしれません。そういうことについては、これは入つていくことになるだろう。

いずれにせよ、今それを詰めておりまして、階委員が言われている指摘も踏まえて、それを詰め

た上において法務委員会に提出するわけでありま

すから、さらにそれを詰める上においては法務委員会で専門的な御議論をいただきたい、このよう

に思つて次第でございます。

○階委員 詰めた上でテロ等準備罪という名前が出てくるならまだわかるんですが、テロ対策だと

いうことが先に出てきていて、何かそれで国民の

乱罪とか、そういう個別の罪ごとに準備罪を定

めることも検討対象にされているのであれ

ばそれを待ちますけれども、そうでないといふの

であれば、やはり今、どうしても、包括的な準備

罪といふものについては、人権を制約したり、あ

るいは危険が少ないので処罰するということであ

ります。

これまでの刑法の原則とは大分異なつてくるわけですよ。だから我々は懸念しておるわけ

です。

このテロ等準備罪ということで、どこに穴があ

るのかということで、今、具体的な総理からの説

明がありました。こういった具体的な例を、我々

はずっと国対を通じて法務大臣、法務省に、出し

てください、そして、穴を埋めるための個別の、共謀罪なら共謀罪、あるいは準備罪なら準備罪、こういったものを議論していきましょうというこ

とを言つておられるわけですよ。

なぜ、法務大臣、今総理がおっしゃったような事例に出てきた事例でもいいですよ、こういう事例は現行法では処罰できないから共謀罪あるいは準備罪が必要なんだということをやられないんでしょうか。資料を出してもらえませんか。

○金田国務大臣 ただいま総理からも申し上げました。現在、委員御指摘の点も踏まえて、含めて検討している最中であります。

したがつて、この前お聞きいただいております三つの例とか、そういう事例については、現在政府において検討中のテロ等準備罪について、その成案が得られていない段階で、その検討の方向性を少しでもわかりやすくイメージしていただきたいと思います。

な対象犯罪については現在検討中であります。

○階委員 具体的な対象犯罪を聞いているのではなくて、対象犯罪を懲役何年以上とかいうことで広く設けた上で、それについての準備罪を設けるのか、それとも特定の犯罪について準備罪を設けるのか、共謀罪を設けるのか、どちらをとるのかといふことを聞いておるんです。方向性を聞いているんです。

なぜ、法務大臣、今総理がおっしゃったような事例は現行法では処罰できないから共謀罪あるいは準備罪が必要なんだということをやられないんでしょうか。資料を出してもらえませんか。

○金田国務大臣 ただいまの点も含めて検討中であります。

○階委員 これは本当に重要な答弁ですけれども、個別の準備罪、共謀罪といふことも検討しておられるというのであれば、やはり、どういう具体例について検討しているのかと、いうこともぜひお示しいただきたいと思います。これはずっとお願いしていることなので、資料を出してください。

したがつて、この前お聞きいただいております三つの例とか、そういう事例については、現在政府において検討中のテロ等準備罪について、その成案が得られていない段階で、その検討の方向性を少しでもわかりやすくイメージしていただきたいと思います。

五

は、一たび実行された場合には取り返しのつかない結果が生じる可能性が高く、その計画が発覚した場合には直ちに検挙して未然に防止する必要性が極めて高いのであります。したがつて、予備罪等が設けられていない罪についてはもとより、予備罪が設けられている罪についても、テロ組織の行った行為が客観的に構成要件実現のための相当の危険性の認められる程度の準備に至っていない場合には的確に対処することができない事案があるということで、テロ等準備罪の新設が必要であると私どもは考えておりますして、そういう考え方です。

○安倍内閣総理大臣　ただいま法務大臣から答弁をさせていただいた趣旨は、国際組織犯罪防止条約を締結するに足る担保法となるかどうかということからの検討がまず一つであります。その際、予備罪がないもの、あるいは予備罪があつても不十分であるものについてどのように対処できるかどうかということを検討しているわけございま

す。

そこで、個別法をどのようにやっていくかどうかということの立法技術的なお話をだと思いますが、そういうことを最初から全て排除しているわけではありません。

これは、今言つた要件を満たせば、十分にそれは満たせばいいわけでございまして、いわば条約との関係においてそれを担保し得るということと同時に、先ほど申し上げましたように、今の予備罪があつても、先ほど申し上げたような、殺人を目的として、国会を占拠するためにライフル二丁を持って、空氣銃一丁を持っていて、防毒マスクを百個そろえたって予備罪が適用されないのであれば、明確に予備罪が適用されるようにしなければならないわけであります。

今、予備罪がないものだけをやつていけばいいということではなくて、予備罪があるものについても明確に、捜査当局がしっかりと捜査し、逮捕し、そして未然に防ぐことができるようになりますめにはどうすればいいかということを、まさにそ

れを今議論しているわけでございまして、最終的な決着点について、最終的などのような決着をしが極めで高いのであります。したがつて、予備罪等が設けられていない罪についてはもとより、予備罪が設けられている罪についても、テロ組織の行った行為が客観的に構成要件実現のための相当の危険性の認められる程度の準備に至っていない場合には的確に対処することができないことでもあるといふことでございまして、しつかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていた

だときたい、このように考えておりまます。

○階委員　今のお話も、個別具体的な犯罪についての準備罪というのも検討の対象になるところがございましたが、そこについてはまだそれを検討中ということでございまして、しつかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていた

だときたい、このように考えておりまます。

○階委員　今のお話も、個別具体的な犯罪についての準備罪というのも検討の対象になるところがございましたが、そこについてはまだそれを検討中ということでございまして、しつかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていた

だときたい、このように考えておりまます。

○浜田委員長　理事会で協議いたします。

○階委員　もう一点、もう一つの目的である条約の批准との関係で、外務大臣にお伺いします。

ついでには我が国はしっかりと把握をしております。委員の方から、百八十七全について資料を出

せといふことがあります、百八十七カ国の中に、さまざまな法体系を持つておる國が含まれてます。そして、実際制定されている法律を見る中でございまして、しつかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていた

だときたい、このように考えておりまます。

○階委員　今のお話も、個別具体的な犯罪についての準備罪というのも検討の対象になるところがございましたが、そこについてはまだそれを検討中でございまして、しつかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていた

だときたい、このように考えておりまます。

○階委員　もう一点、もう一つの目的である条約の批准との関係で、外務大臣にお伺いします。

総理も、新しい法整備をしないと条約を締結することはできないという立場で御答弁されていることはございますが、この委員会で以前、山尾委員も指摘されたとおり、共謀罪や参加罪を設けなくとも、留保、宣言を行つなどしてT.O.C条約を締結していくべきですが、この委員会で以前、山尾委員も指摘

していなかったのはやはり十一カ国のみになつてしまひました、国連加盟国の中での条約を締結していない十一カ国の中の一つが我が国だというこの現状をしつかり鑑みて法整備をしていかなければならぬ、このように考えます。

○階委員　ぜひこの資料も、百八十七カ国について外務省で調査を行つたということは既に伺つておりますので、この百八十七カ国のT.O.C条約締結に際しての担保法、どのように考えて手当してたのかどうかということについても資料の提出をお願いします。

○浜田委員長　理事会で協議いたします。

○階委員　もう一点、共謀罪について伺いますけれども、この共謀罪なしでテロ等準備罪が制定された後、どのように運用していくのか、捜査はどうなるのかといふことも大変心配なわけです。話し合つたことを証拠として記録するためには、例えば通信傍受の拡大とか、それを又聞きし

た人を取り調べて証言をとるということで、こういったことがやられるのではないかなどいろいろ懸念がありますが、ただいまその点はまだ法案自体ができていな

い状態であります。我が國も憲法九十八条二項との関係で、どのよくな穴があるかという具体例をこの委員会に提出していただきたいと思います。委員長、お願いします。

○金田国務大臣　テロ等準備罪の検査についても、現在行なっている他の犯罪の場合と同様の方段があればそれでやるべきだと考えておりますから、法務大臣、具体的な事案をまずしつかり精査して、どのような穴があるかを確定してほいんです。どのよくな穴があるかという具体例をこの

いすれにしましても、どの国もT.O.C条約に対する背景がどうなつておるか、それによつて実態は変わつてきます。よつて、全てについてしつかり説明をする、あるいは網羅的に把握をする、これは大変難しいということを從来から説明させていただいていると思います。

テロ対策の必要性は我々も認めておりますが、一方で、共謀罪の危険性は冒頭に御指摘したとおりです。必要最小限であるべきだ、ほかに代替手段があればそれでやるべきだと考えておりますから、法務大臣、具体的な事案をまずしつかり精査して、どのよくな穴があるかを確定してほいんです。どのよくな穴があるかという具体例をこの委員会に提出していただきたいと思います。委員長、お願いします。

○浜田委員長　理事会で協議いたします。

○階委員　もう一点、もう一つの目的である条約の批准との関係で、外務大臣にお伺いします。

ついでには我が国はしっかりと把握をしております。通信傍受の対象範囲の拡大といふことを考えていらっしゃるかどうか。

それともう一点、取り調べで、不當に共謀の事実を取り調べによって供述させるということがな

いよう、取り調べの可視化というのもどんどん広げていくべきだと思います。

こうした検査方法についてどのように考えられるのか。法務大臣、お願ひします。

○金田国務大臣　テロ等準備罪の検査についても、現在行なっている他の犯罪の場合と同様の方

法で検査の手がかりを求めて、必要かつ適正な検査を行うことになるんだろうとは考えております

が、ただいまその点はまだ法案自体ができていな

い状態であります。御理解くださいます。

通信傍受の件でござります。通信傍受の対象犯

罪にはテロ等準備罪はなつております。した

が、たゞいまその点はまだ法案自体ができていな

い状態であります。御理解くださいます。

通信傍受の件でござります。通信傍受の対象犯

罪にはテロ等準備罪はなつております。した

分けている、こういったことであると承知をしています。

○緒方委員 それはおかしいですね。

この国際組織犯罪防止条約というのは、既に二〇〇三年、国会で承認をされております。国会で

この条約の中身 자체はもう既に固まっている。我々国会として承認をしたものでありまして、その条約で犯罪化されている罪の名前が共謀罪とい

うのも、これはもう岸田外務大臣は答弁されていました。これは共謀罪の扱いだと言っているんです。これは共謀罪の扱いだと言っているんです。

印象操作をしているんですね、政権が。これまで一度として合意罪という言葉を使っていない。

そして、今、国内法の整備をすると言いましたが、国内法をどう整備するかによって条約で定められた

犯罪の呼び名を変えるというのは、これはよこしまですよ。だめですよ、大臣。

○岸田国務大臣 いや、過去に審議をお願いした法律には共謀罪という言葉を使っておりました。その審議との関係を説明する際に共謀罪という言葉を使う、これは当然のことだと思っていました。

新たな法律を、ここでこれから今準備しているわけです。これは条約の話ではなくして法律。

今法律をお願いして、その議論の際に使った言葉について説明させていただいている。これは新たな法律。新たな呼称があつて当然のことである

と思っています。

○浜田委員長 緒方君、もう一回説明して。

○緒方委員 当然でも何でもないです。私は國內法の話を一つもしていません。国内法の話をしていくなくて、T.O.C条約第五条に定められた犯罪は共謀罪ですねというのは、岸田外務大臣も法務省もずっと答弁をしてきた内容なんです。今回それを、呼び名を変えているというのは印象操作でしようというふうに言っているんです、岸田外務大臣。(発言する者あり)

○浜田委員長 静肅に願います。

○岸田国務大臣 T.O.C条約そのものは、平成十五年、もう既に国会において御承認をいただいて

おります。もうこうした手続は終わっています。

○緒方委員 今明確に述べませんでしたが、で

は、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めていた、条約がそういうものを求めていたとい

うことは、それはよろしいですね。今そう答弁さ

れました。重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を条約が締約国に求めている、これはこれでよろしいで

すね、大臣。

○岸田国務大臣 重大な犯罪に対する合意を……

(緒方委員「違う違う、参議院でそう言つていな」と呼ぶ)いやいや、条約が求めていたこと、中での呼び名が従来の法律と違うといって、これは全然論理上矛盾はないと思つています。

○浜田委員長 もう一度、角度を変えて、緒方君。

○緒方委員 国内法でそれを共謀罪と呼ぶかテロ等準備罪と呼ぶかという話は、私は全くその話を

していません。その話をしないで。

あくまでもパレルモ条約という条約があつて、その第五条で定めている犯罪をこれまでどう呼ん

できたかなどと、条約の解釈として、条約のその呼称として何と呼んできたかというと、岸田外務大臣がもう答弁で言つているとおり、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めている。これが条約側が求めているんです。

岸田外務大臣は、共謀の犯罪化を締約国に求めていると。これは国内法の問題じゃないです。そ

して、よつて最大の論点は共謀罪の扱いというこ

とになりますというふうに言つておられて、条約

が求めているものを、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めていると、だから条約が我が国に求めているのは共謀罪ですよ

ねということを聞いていますだけあります、大臣。

○岸田国務大臣 今の私の答弁についての御指摘であります。その説明は、この条約において求めていることはこうのことですということを説明した上で、よつて問題になりますのは今国内法として議論をしている共謀罪でありますというこ

とを答弁したわけでありまして、これは全然矛盾

はないと思っています。

○緒方委員 今まで合意罪という言葉を国会で、このT.O.C条約第五条で求められる犯罪として使つたことは一度もない。というか、それ以前の問題として、合意罪という言葉について一度してこの国会で使われたことがないんですね。今国会に入るまで一度もなかつたということです。過去二十年間検索をかけていてみて、一個ぐらいあるんじゃないとか私は思いましたが、一個もな

いません。

○浜田委員長 速記をとめてください。

○緒方君。

○緒方委員 去年の三月十八日であります、参議院の予算委員会ですね。国際組織犯罪防止条約、これは、内容としまして、重大な犯罪に係る共謀、そして組織的犯罪集団への参加、こうしたものの犯罪化を締約国に求めていて、よつて最大の論点は共謀罪の扱いということになりますというふうに、これは岸田外務大臣の答弁であります。

恐らくそういう認識をお持ちだったんだと思います。なので、当時やはり、これは共謀を犯罪化するものだというふうな認識がありだつたんだ

と思います。

○岸田国務大臣 この条約においては、金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接または間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一または二以上の者と合意すること、このようになっています。その合意を求めて、そのとおりであります。

○浜田委員長 起こしてください。

○岸田外務大臣 その第五条で定めている犯罪をこれまでどう呼んでいたかなどと、条約のその呼称として何と呼んできたかというと、岸田外務大臣がもう答弁で言つているとおり、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めている。これが条約側が求めているんです。

岸田外務大臣は、共謀の犯罪化を締約国に求めていると。これは国内法の問題じゃないです。そ

して、よつて最大の論点は共謀罪の扱いというこ

とになりますというふうに言つておられて、条約

が求めているものを、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めていると、だから条約が我が国に求めているのは共謀罪ですよ

ねということを聞いていますだけあります、大臣。

○岸田国務大臣 今の私の答弁についての御指摘であります。その説明は、この条約において求めていることはこうのことですということを説明した上で、よつて問題になりますのは今国内法として議論をしている共謀罪でありますというこ

とを答弁したわけでありまして、これは全然矛盾

が、これは事前通告がありませんので、その答弁そのものについて確認をしておりません。その趣旨でよろしいですかねと言われても、確認しないことはお答えすることはできません。(発言する者あり)

岸田外務大臣、では、共謀を合意に言いかえた理由、そして過去の答弁との整合性、いかにお考

えですか。

○岸田国務大臣　過去の法律の議論においては、この共謀罪というものが議論されてきました。その共謀罪の議論の中で、一般の方々が対象になるのではないか、こういった指摘が再三行われたわけです。

そうしたさまざまの指摘にしつかり応えようと

いうことで、新たな法律を用意しようとして今議論しているわけですから、從来使っていた言葉ではなくして新しい発想で議論を行う、言葉も、用語について、新しい用語でしつかり説明させていただき、不安がないように説明する、これは大変重要な取り組みではないかと思います。そういった、新たな法律の内容をしっかりと御理解いただけたためのさまざまな努力だと認識をしておられます。

○総務大臣　つまり、印象が悪いから言い方を変えたということにしか聞こえないんですね。何度も言うとおり、私は、国内法でどう受けていたかという話を一切いたしておりません。それは次の話でさせていただきます。

条約というのは、既に先ほど言われたとおりです、平成十五年に国会承認が終わっている。そして、それがどういう中身かということについても、条約としては外務省、法務省の中で鋭意検討され、よくわかります。そして、その積み上げの中には、例えば法務省の刑事局も、第五条で求めている犯罪は共謀罪だと、条約第五条に相当する規定が犯罪化を義務づける共謀罪と言っています。それともテロ等準備罪と呼ぶかということは、法制審議会の刑事法部会でもそういうことを言つてはいるし、これは先ほど余計なことを言つたかもしれません、塩崎大臣が外務副大臣時代の答弁を見ても、第五条に共謀罪を定めていると、定めている犯罪が共謀罪だと。そういう答弁が山のようにあるんです。第五条でそれは国内法がどうであるとも、第五条で約が求めてはいる犯罪が共謀罪であるという事実は、国内法がどうであろうともそれは変わらないはずであります。変わらないですよ。大臣、おか

しいですよ、それは。国内法がどう施行されるか

によって条約の呼び方が変わるというのは、それは印象操作ですよ、大臣。条約が国内に何を求めるかということについて、それは変わらないはずであります。大臣、おかしなことを言つちやだめですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長　静粛に願います。

○岸田国務大臣　おっしゃるように、条約が求めているもの、これは全く変わりません、条約は全くそのまま存在するわけですから。そして、それが求めているのは当時の法律の議論においては共謀罪だというふうに御説明をしたわけであります。しかし、そういった議論をしましたが、御承認いただけました。

条約が求めているものは何なのか、これをいましたと、一度検討して、そして今これから法律を提出させたいなど、全然論理的に矛盾はないと思つております。

○総務大臣　国内法がどうであるか、国内体制をどう整備するかによって条約が求められているものの呼び名が変わるのは、ちょっと私には理解できません。

条約が求めているものは、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めている。いろいろなところでは、国会の中でも、法務省の刑事局長も、五条に相当する規定が犯罪を義務づける共謀罪と。

条約第五条が求めているものは共謀罪だと何度も国会で答弁しているわけですね。それを踏まえて、国内でそれを共謀罪と呼ぶか、それともテロ等準備罪と呼ぶかということは、私がT.O.C.条約第五条の中身を説明する際に言葉として使つたものであります。

○岸田国務大臣　まず、合意罪という言葉は、先ほど申し上げました、私がT.O.C.条約第五条の中身を説明する際に言葉として使つたものであります。

○総務大臣　相當苦しい答弁だなど私は思いま

さつきから申し上げているよう

に、条約の要請は全く変わっていません。そして、それに応えるために、当時は共謀罪が必要だという説明を国会にしていたわけですから、政府として共謀罪が必要だという説明、それは当然のことあります。しかし、残念ながら御承認いただけませんでした。

○岸田国務大臣　ですから、新しい法律で、そして、特に御心配がありました、一般の方々が対象になるのではなく、このまま存在するわけですから。そして、それが求めているのは当時の法律の議論においては共謀罪だというふうに御説明をしたわけであります。しかし、そういった議論をしましたが、御承認いただけませんでした。

一度検討して、そして今これから法律を提出させたいなど、全然論理的に矛盾はないと思つております。

○総務大臣　国内法がどうであるか、国内体制をどう整備するかによって条約が求められているものの呼び名が変わるのは、ちょっと私には理解できません。

条約が求めているものは、重大な犯罪に係る共謀の犯罪化を締約国に求めている。いろいろなところでは、国会の中でも、法務省の刑事局長も、五条に相当する規定が犯罪を義務づける共謀罪と。

条約第五条が求めているものは共謀罪だと何度も国会で答弁しているわけですね。それを踏まえて、国内でそれを共謀罪と呼ぶか、それともテロ等準備罪と呼ぶかということは、私がT.O.C.条約第五条の中身を説明する際に言葉として使つたものであります。

○岸田国務大臣　まず、合意罪という言葉は、先ほど申し上げました、私がT.O.C.条約第五条の中身を説明する際に言葉として使つたものであります。

○総務大臣　相當苦しい答弁だなど私は思いま

たが、いいです。

中身に入ります。

今回検討されているテロ等準備罪というのは、条約に言う共謀罪、合意罪、いろいろ言い方はあるようですが、我々は共謀罪と言わせていただきますが、テロ等準備罪というのは条約に言

う共謀罪を犯罪化するために過不足なく対応できるものであるというふうに思いますか、法務大臣。

○金田国務大臣　テロ等準備罪という呼称でございますが、これは、本罪を新設する趣旨や本罪が対象にならないということを明確化することができないだろうか、あるいは準備行為を行わなければ処罰の対象にならないというようなことを通じて、こうした今までの審議における指摘に応えられないかどうかを今検討しているわけです。

ですから、当時の法案においては共謀罪といふものがあり、そしてそれが必要だという説明を政府としてする、それは当然のことであります。今、新たな法律を準備しているわけですから、その法律の中において条約が求めているものをしつかり理解できません。

○総務大臣　組織犯罪であることを明確にするとか、対象を絞り込むとか、準備行為が入るとか、そういう行為を入れたことによってなぜ共謀が合意に変わるんですか、大臣。

○岸田国務大臣　まず、合意罪という言葉は、先ほど申し上げました、私がT.O.C.条約第五条の中身を説明する際に言葉として使つたものであります。

○総務大臣　共謀罪は、過去、政府として国会に承認をお願いした法律の中で使つてはいた言葉であります。その法律は残念ながら御承認いただけなかつたわけですから、今、新たな法律を用意しています。その際に、先ほど申し上げました、T.O.C.条約第五条を説明する際に合意罪という言葉を使つてはいるけれども、國內法で担保するものの内容が物すごく伸縮するわけですよね、物すごく伸縮するんです。普通に考えて、こういうことってないんだと思います。

たが、いいです。

今回検討されているテロ等準備罪というのは、条約に言う共謀罪、合意罪、いろいろ言い方はあるようですが、我々は共謀罪と言わせていただきますが、テロ等準備罪というのは条約に言

う共謀罪を犯罪化するために過不足なく対応できるものであるというふうに思いますか、法務大臣。

○金田国務大臣　テロ等準備罪という呼称でございますが、これは、本罪を新設する趣旨や本罪が対象となる犯罪を端的にあらわすものとして、この呼称を用いております。

○総務大臣　組織による犯罪で重大なもののが典型がテロであるということで、重大な犯罪の範囲に加えて実行準備行為が行われたときに初めて処罰されるものとすることを検討した結果の呼称であります。(発言する者あり)

○浜田委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長　速記を起こしてください。

○金田国務大臣

○総務大臣　組織御指摘の、条約を過不足なくカバーするように、内容の準備をただいま検討しているところであります。

○総務大臣　それでいいんです。恐らく、多分、読み上げられた答弁書が間違つていたんだろうなと思いますが。

○総務大臣　そうすると、条約自体はもう承認されている。もうこれは動かない、それに留保を加えている。けれども、國內法で担保するものの内容が

約課にいたときの感覚からして、条約が決まつてはいる。もうこれは動かない、それに留保を加えている。けれども、國內法で担保するものの内容が

私は、外務省で条約課にいたときに、この義務規定にはこの法律で対応します、この義務規定には内閣法制局との関係で詰めるわけですね。といふことは、今回、仮にテロ等準備罪で今のTOC条約に適切に対応できるということであれば、過去に提出したものが過剰だったということではないかと思うんですね。そういう大臣。

○浜田委員長 岸田外務大臣。(緒方委員「国内法ですから、法務大臣ですよ」と呼ぶ)

○岸田国務大臣 条約との関係においては、条約の担保法として十分かどうか、こうした観点でずっと議論は続いてきました。しかし、その中でさまざまな心配が、一般の方々が対象になるのではないか等の心配がありました。これに対する過大かどうかということについて、その量については、そういう観点から検討しているということです。

○緒方委員 そのとおりなんですね。条約についても、条約でそれぞれ、第何条の義務についても、これがT.O.C条約の担保法として十分かどうかと、いつまでかつて共謀罪と言われたものとの違いを明らかにする、こういった作業を行っています。これは、過去の審議を踏まえて政府としてそういった対応をとっているわけですが、その中で一直貫して、このT.O.C条約の担保法として十分かどうか、こういったことはずっと検討が続いてきているわけがあります。

○岸田国務大臣 法務省はそうです。内閣法制局との関係でも一個一個整備をしていく。けれども、今回、恐らく、過去にこれぐらいのものがあるとしたら、ぐつと数が減つてくると思う。うんですね。それでもこの条約を過不足なく実施できるというふうに先ほど金田大臣は言わされました。ということは、過去に国会に提出したものといふのは、過大なものを求めていたということではないですかということを聞いています、金田大臣。

○金田国務大臣 条約との関係につきましても今回検討を行って、国内法の内容を詰めているところあります。(発言する者あり)

○浜田委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○浜田国務大臣 条約との関係で、いろいろなオプションがございます。しかし、それを、過去についてお聞きになつてあると思いますが、その点については、私どもは当時の経緯を、突然の質問で、承知はしておりません。(発言する者あり)

○浜田委員長 速記をとめてください。

○浜田委員長 〔速記中止〕

○岸田国務大臣 まず、外務大臣から答弁願います。

○岸田国務大臣 担保法につきましては、一般の方々が対象になるのではないか等の不安に応えるために、今、一般の方々が対象にならないといふことを明確にするにはどうしたらいいか、予備的な行為がなければ犯罪化できないということを明らかにする、こういった作業を行っています。

○岸田国務大臣 これは、過去の審議を踏まえて政府としてそういった対応をとっているわけですが、その中で一直貫して、このT.O.C条約の担保法として十分かどうか、こういったことはずっと検討が続いてきているわけあります。

○岸田国務大臣 今、絞り込まれる云々とおっしゃいましたが、結果としてどうなるか。これは、まず国会における国民の皆さんの不安を払拭するためにはどうし

たらいいかと、新しい法律を用意していけるわけですが、それがT.O.C条約の担保法として十分かどうかはこれから検討してみなければなりません。これはこれから検討の結果でありますので、今の段階で絞り込むとかなんとか、金田大臣。

○緒方委員 不安を払拭するためにいろいろ検討

した結果、内容が変わることだと思いますね。巷間

言われているのは、少し犯罪の量が、少しか多く

かわかりませんけれども、削られると。

削られる部分というのは、不安をあおる部分だつたわけですね。けれども、この不安をあおる部分といふのは、条約を実施するために必要な部分といふものではなかつたと判断されるわけです。

よ、そう考へると。なので、過去に出したものとつ部分といふのは、条約を実施するために必要な部分といふのではなかつたと判断されるわけです。

普段のところでは、条約を実施するために必要な部分といふのではなかつたと判断されるわけです。

の話をありますね、そして準備行為を入れる。これだけでもう既に、過去に求めていたものよりも少なくとも絞り込まれているわけです。過去にそういうことを求めていたことは、条約を実施するために必要な部分といふのではなかつたと判断されるわけです。

を担保する今回出してくるものが過不足なくやれるとということである以上、論理的に考えて、過去にやつた部分は、条約が求めているもの以上のものを国内法でやろうとしたということですねとおもいます。

ものは少なくとも必要最小限ではなかつたですよ
ねということを確認的に聞いているんです、金田

る者あり)

願います。

卷之三

す。
安倍総理、施政方針演説の中で、電通の過労自

○大西(健)委員 三六協定に定める四十五時間といふ時間を大事にすべき、これは我が党の大串政

○金田国務大臣 実行準備行為の付加、組織的犯罪集団の関与といったような、いずれも条約が才プロシジョンとして許容しているもの、いずれのオプションを選択するか、そういうものも含めて、成案ができた段階で御説明を、整合的に説明していきます。(緒方委員「答えていない。大臣、も

備行為の付加は、いずれも条約がオプションとして許容をしているものであります。どのオプションを選択するかについては再検討をしたものであります。法案としてしっかりと案をいただいた後で、法案提出後に、かつての法案との関係も含めて十分に説明をしていく、その

度と悲劇を繰り返してはならない、強い決意で長時間労働の問題に取り組むということで、この長時間労働問題、働き方改革を政権の最重要課題と位置づけられて、これをしつかりやつていくんだという強い意気込みを施政方針演説の中でも表明されました。

これまでの議論でも再三申し上げてきましたけれども、過労死ラインと同じ百時間というのは余りにも長過ぎる、これは全く我々民進党の考え方と同じでありますけれども、この実現会議の議長として、総理、今の連合会長の御意見をどのように受けとめられましたか。

○浜田委員長 では、もう一回だけ。緒方君、もう一回確認してください。教えてやつてください。
○緒方委員 いろいろな可能性があるというの
は、それはそのとおりです。私も、どのタイプで
協約を実施しようかと頭をひねらせたことは何度
もあります。

○繙方委員 では、もう質疑時間がそろそろ終わりますので、最後に、資料要求をお願いしたいと思います。

ＴＯＣ条約を実施するために国内法を出されましたが、そのときにどういう国内法を整備したのかと思ひます。

がみずからお答えをいただきたいというふうに思つております。私は厚生労働委員でもありますので、塩崎大臣、また何度でもやりとりする機会はありますので、きょうはぜひ総理にお答えいただきたいということを冒頭申し上げておきたいと、いうふうに思つております。

うに、まさにこの場での議論、また、今の神津議員だけではなくて、この会議においては多くの方々から、時間外労働の上限を、法律で強制力を持った上限を設定することは必要だというのはかなりの方の御意見だったと思います。

その上で、上限設定に当たっては、労働者の健

だというのはよくわかりました。なので、その話ではないです。ただ、準備行為を入れるというふうにとと主体を絞り込むという行為については、少なからずもう既に、何らかの形で絞り込むということが、過去のものよりも狭いということが明らかになってきています。それは、少なくとも説明になつてきています。

務に對してこの法律を當てましたという、いわゆる担保表というものをつくります。これは外務省が必ず内閣法制局に出しているものであります。TPPのときは全て出てきました。

過去の国内担保法を出したときの、個別のTO

長を務めている働き方改革実現会議の第六回の会合というのが行われました。きょう、新聞報道等もありますけれども、私も加藤大臣のブリーフィングを見させていただきましたが、それを見ますと、例えば、連合の神津会長がこのようないふうに聞いております。

フ・バランスや、女性や高齢者が働きやすい環境となる観点が大事だ、また他方、業務の継続性による支障がないよう現場の実態を踏まえた配慮が必要である、また、複数月の平均を含め、脳・心臓疾患などの参考に柔軟な上限設定をすることが望ましい、こういう御議論が出てきたり

だから、過去に求めていた残りの差分の部分は政府として条約の範囲を実施するのに必要最小限のものではありませんでしたねということを確認的に聞いています。これは別に何か、そんな難しいことではなくて、単なる引き算の問題であります、金田大臣、どうぞ。

た担保表、担保法を提出していただきたいと思いま
すが、では、金田大臣。

○岸田国務大臣 資料の提出につきましては、基
本的に、理事会の御判断に従う次第であります。
○緒方委員 これは秘匿性の全くない資料であり
ますので、委員会として提出をお願いいたしたい

時間外労働限度基準告示の一ヶ月四十五時間、一年三百六十時間を尊重すべきで、一ヶ月百時間などと設定することは到底あり得ず、過労死認定ラインとの間の距離感を明確にすることが必要である。

えて、また今回も実現会議でこの長時間労働の日正について議論をしていきたいというふうに思っております。

ついてを再検討したものと書かれてるわけあります。したがって、法案提出後に、かつての法案との関係についても、御指摘の点については十分に説明をしていただきたい、このように考えております。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。
○緒方委員 これを踏まえまして、質疑を終わりたいと思います。
ありがとうございます。

○ 加藤國務大臣 昨日開催いたしました働き方改革実現会議で長時間労働の是正について議論があり、各有識者から御議論をいただき中で、今お話をされました神津議員から、時間外労働時間の考え方について、お聞きしたいと思います。

ところでござります。
○大西(健)委員 私は、まさに労働者の側に立つて正論を述べられたと思いますし、先ほども申上げましたけれども、私どもの考え方と一致をしまして、この辺はおまかせください。

○浜田委員長 大臣、もう一度答弁願えますか。
同じ御答弁でも構いませんが、少しでも前向きの
答弁ができれば、そのように願います。(発言する者あり)

○浜田委員長 この際 大西健介君から関連質問の申し出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。大西健介君。

○大西(健)委員 民進党の大西健介でございま

度を定めた大臣告示を尊重すべきである。百時間勤務の基準というのにはあり得ない、そして、過労死其のものとし、准との距離感を明確にすべき、そういう趣旨の御発言がございました。

てはいるというふうに思っております。
一方で、これは時事通信の報道ですけれども
これに対し、経団連の榎原会長は、百時間の政庁
原案をまあまあ妥当な水準と評価というのがある

んですけれども、これは事実でしようか。いかがですか。

○加藤国務大臣 きのうの会議での榎原議員の発言としては、現状、三六協定に関しては、制度上実質的に無制限に残業ができるため、労働者保護の観点から労働時間の上限規制は必要である、こういう御発言はあったと承知しています。

○大西(健)委員 これは時事通信の報道ですで、この発言があったかどうかはちょっとわかりませんけれども、確認をさせていただきました。

それから、きのう、事務方の説明では、次回、二月十四日の会議に事務局案の提出がされるというふうに説明があったたどりで、確認をさせていただきました。この発言があつたかどうかはちょっとわかりませんけれども、確認をさせていただきました。

○大西(健)委員 次回、事務局案という具体的なものが出てくると、一方で、これまでの議論でも、三月をめどに実行計画を取りまとめるということになりますけれども、これは毎週毎週やるのかどうかわかりませんけれども、三月末まで考えても七週しかありませんから、では、これはどれぐらい時間をかけて議論をするのか。

この時間外労働の上限の話ばかりやっているわけではなくて、例えば同一労働同一賃金の問題とかもやらなければいけないので、この上限を具体的に定めるに当たって、せいぜい二、三回ぐらいしかできないんじゃないかと思うんですけれども、どれぐらいの議論を重ねて結論を得るつもりなんでしょうか。

○加藤国務大臣 いずれにしても、長時間労働の是正のみならず、同一労働同一賃金等を含めて、今年の三月末を目途に実行計画をつくるということがありますから、それに向けて議論を詰めていく必要がありますので、今の段階でまだ次の日程

を確定しているわけではありませんけれども、かなり精力的に御議論をしていただきたい、こういうふうに思っています。

○大西(健)委員 どんどん我々の知らないところでお回しがされて、十四日には事務局案が出てきてほんと決まるみたいなことはあつてはならないと思います。

あわせて、先月の二十九日に、残業上限、月平均六十時間、繁忙期百時間で政府調整という内容の記事が一斉に各紙に出ました。それに先立つて、二十六、二十七日だったと思いませんけれども、私は強く抗議を申し上げたいというふうに思います。

その上で、その中の新聞記事の一つですけれども、これは朝日新聞の記事でありますけれども、これをぞらんいただきたいと思うんです。

ここに表がありますけれども、改めておさらい

をしますと、労働時間については、労働基準法で一日八時間、週四十時間というのが法定の労働時間として定められている。これが、同法、労基法の三十六条に基づく労使協定、いわゆる三六協定ですけれども、これを結べば、四十五時間、年間三百六十時間までは残業が可能になります。さらに、これに特別条項というのをつけますと、最大半年まで無制限で残業させることが可能というのが現行の制度であります。

このため、政府は、この労基法を改正いたしました。今回、新たに、月平均六十時間、年間で最

でいますので、この内容で今調整が進められていまするんだというふうに思います。

また、先ほど私が紹介したきのうの実現会議での連合の神津会長あるいはその他の委員の発言も、この百時間というのを前提にしたこういう議論がなされているわけであります。

ここで一つ確認をしておきたいのは、私たちは、前回、八十時間という話が一部メディアに出たのでも、八十時間は過労死ラインと同じで長過ぎるんじゃないかという議論をさせていただいたんですが、ここに出ているように、八十時間どころか百時間であります。私は強く抗議を申し上げたいとい

ます。

これは、出典が書いてありますけれども、「健康で充実して働き続けることのできる社会へ過労死ゼロを実現するために」という厚労省が出している啓発パンフレットの中から抜粋をさせていただいたものです。

わかりやすく図にもしてありますけれども、図みの部分を読ませていただきますと、脳・心臓疾患に係る労災認定基準において、週四十時間を超える時間外・休日労働がおおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前一か月間におおむね百時間または発症前二か月間ないし六か月間にわたって一ヶ月当たりおおむね八十時間を超える場合には、業務と発症との関連性が強いと評価される。これがいわゆる過労死ラインと呼ばれるもので

す。

つまり、ここに書いてあるように、月百時間、あるいは二ヵ月から六ヵ月で一ヵ月当たりが八十分鐘ですから、今示されている繁忙期百時間、そこでありますが、これは一部のメディアが報じただけじゃなくて、みんな同じ内容のものを報じ

のものなんです。ですから、私は、法律でこれを定めるということは、過労死するまで働かせてもオーケーという間違ったメッセージを発することにつながりかねない。例えば、ブラック企業の経営者が、法律に八十時間働くかせていいと書いてあるんだから、こ

ういうことを言いかねないと私は思うんです。そういう意味で、この百時間というのは、先ほど私が申し上げました施政方針演説で総理が二度と悲劇を繰り返してはならないと言っていることと矛盾するんじゃないですか。総理、いかがですか。

○加藤国務大臣 マスコミの記事のお話がありましたが、これについて我々からどうのこうの言う立場ではありません。従前から申し上げてますように、まさにこれから、きのう議論いただいただけですけれども、働き方改革実現会議で御議論いただくことがあります。

その上で、今議員から、いわゆる過労死の認定基準、通称、野党の皆さん方は過労死基準、こういうふうに言われているわけでありますけれども、こうした過労死基準についてはクリアするといつた、健康を確保する、これは当然のことだと思いますように、我々も思っておりますし、それに加えて、女性や高齢者が活躍しやすい社会、あるいはワーク・ライフ・バランスの実現、そういうふたたまざまな観点から議論を進めていく必要があると

いうふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 野党の皆さんには、この月百時間という数字のみに着目をし、脳・心臓疾患の労災認定基準、野党が言う過労死基準をクリアしていないのではないかと批判をしておりますが、誰に対して何時間の上限とするかを決めるに当たっては、最低限この労災認定基準をクリアするといった健康の確保を図ることが当然のことあります。その上で、女性や高齢者が活躍しやすい社会とする観点や、ワーク・ライフ・バランスを改善する観点など、さまざまな観点から議論する必要があります。

誰に對して何時間の上限とするかは非常に重要な議論であり、粗雑な議論はできないと考えておられます。政府としては、働き方改革実現会議において、有識者、労働側、そして使用者側の意見も伺い、実態を見ながらしっかりと議論をして、そして実行計画で明確に結論を出していく考え方でございます。

○大西(健)委員 先ほど加藤大臣は報道には答えられないと言いましたけれども、きのうの神津会長だって百時間について発言されているんですよ。ですから、これはしっかりと議論しなきゃいけないというふうに思いますが、今総理は誰に對しても百時間がとか言われたけれども、誰に對しても百時間というのは過労死するラインなんですよ。これが医学的に証明されているラインなんですね。ですから、医学的にも百時間働くと死んじやいますよといふことがこの過労死ラインですから、そもそも、何時間になるかは私も最終的には実現会議でしっかりと議論して決めてもらつたらいと思いますが、ただ、百時間というのは、これは総理が何度も施政方針演説で言われている、二度と悲劇を繰り返さないということにはならないですねといふことを確認しているんですが、もう一度、いかがでしょうか。

〔委員長退席、葉梨委員長代理着席〕

○加藤国務大臣 繰り返しての答弁で恐縮でござりますけれども、今委員がお示しの、月であれば百時間を超える、一ヶ月から六ヶ月にわたっては八十時間を超える、まさに過労死の認定基準といふことがあります。皆さん方は過労死基準とおしゃつておられるわけでありますから、そのことも、当然そうした条件はクリアしていくことによって健康の確保を図つていくことは重要であります。そういう観点からしっかりと議論を進めさせていただきたいと思います。

○大西(健)委員 総理、先ほど来何回も申し上げて恐縮ですけれども、きのうの連合の神津会長は百時間は到底あり得ないと言つておるんです。

誰に對して何時間の上限とするかは非常に重要な議論であり、粗雑な議論はできないと考えておられます。政府としては、働き方改革実現会議において、有識者、労働側、そして使用者側の意見も伺い、実態を見ながらしっかりと議論をして、そして実行計画で明確に結論を出していく考え方でございます。

○大西(健)委員 先ほど加藤大臣は報道には答えられないと言いましたけれども、きのうの神津会長だって百時間について発言されているんですよ。ですから、これはしっかりと議論しなきゃいけないというふうに思いますが、今総理は誰に對しても百時間がとか言われたけれども、誰に對しても百時間というのは過労死するラインなんですよ。これが医学的に証明されているラインなんですね。ですから、医学的にも百時間働くと死んじやいますよといふことがこの過労死ラインですから、そもそも、何時間になるかは私も最終的には実現会議でしっかりと議論して決めてもらつたらいと思いますが、ただ、百時間というのは、これは総理が何度も施政方針演説で言われている、二度と悲劇を繰り返さないということにはならないですねといふことを確認しているんですが、もう一度、いかがでしょうか。

〔委員長退席、葉梨委員長代理着席〕

○加藤国務大臣 繰り返しての答弁で恐縮でござりますけれども、今委員がお示しの、月であれば百時間を超える、一ヶ月から六ヶ月にわたっては八十時間を超える、まさに過労死の認定基準といふことがあります。皆さん方は過労死基準とおしゃつておられるわけでありますから、そのことも、当然そうした条件はクリアしていくことによって健康の確保を図つていくことは重要であります。そういう観点からしっかりと議論を進めさせていただきたいと思います。

○大西(健)委員 総理も今、粗雑な議論はできないとおっしゃつておられますけれども、十四日にも事務局案が出てきて、ほとんど十分な議論がなされないという神津会長の意見のみであります。ですから、これを見たときには、やはり、この働き方実現会議の委員構成というの

我々も到底あり得ないと思つておるんです、これは過労死ラインですから。過労死、死んじやう時間ですか。

確かにあります。だから、死んでしまうような時間が上限なんというのはあり得ませんよねというのを繰り返し申し上げていますし、これは総理が、何でこの働き方改革をやるのか、そして何で働き方改革の中

に政権の最重要課題としてこの問題に取り組むとおっしゃり、さらに言えば、我々に対する省令に丸投げしているじゃないかというような批判まで

いるわけです。

そこで、では次のパネルをごらんいただきたいですけれども、今申し上げましたように、総理が議長を務めている働き方実現会議の名簿と労働政策審議会の名簿を並べてパネルにさせていただきます。

ここにありますように、この働き方実現会議、労働者側の代表は連合の神津会長ただ一人です。それ以外は、丸をつけましたけれども、経済界の代表の方が七人入っているということになります。

○安倍内閣総理大臣 実現会議の委員構成のこと

話があつたので答弁をさせていただきたいと思う

ことは、もう委員が御承知のとおりでございます。

直近でいえば、平成二十七年の二月の建議にお

いても、時間外労働に係る上限規制の導入や、全

ての労働者を対象とした休息時間、いわゆる勤務

時間インターバル規制の導入については、結論を得

るに至らなかつた、こういう状況があるというの

は事実であります。

そついたことも踏まえて、この働き方改革実

現会議で、総理みずからが議長になり、そして、

経済界、労働界のトップ、有識に集まつていただ

いて、レベルを上げて、まさに実行計画で明確に

結論を出すということにしております。

人数に隔たりがあるということでありますけれども、トップに集まつていただくということに意味がありますように、労働側代表とそれから使用者側代表は十名ずつの同数になつてゐるんですね。

対して、私たちかねてから、本来この問題は

ILO条約に定める三者構成主義に基づいた労働

政策審議会の場で議論をすべきだといふように申

し上げてきましたけれども、労政審は、ここにあ

りますように、労働側代表とそれから使用者側代

表は十名ずつの同数になつてゐるんですね。

対して、私はかねてから、本来この問題は

ILO条約に定める三者構成主義に基づいた労働

政策審議会の場で議論をすべきだといふように申

し上げてきましたけれども、労政審は、ここにあ

りますように、労働側代表とそれから使用者側代

せていただいたとおりでございまして、今まで労政審でこれはずつと議論してきたわけですね。しかし、結論を得るに至らなかつたのが事実でございます。それは事実なんですよ。我々は決して軽視しているわけではないわけであります、これも平成二十七年二月十三日の労政審の議事録の結果にもそのように書いてあるわけでございますが、そこで、我々は、この働き方改革実現会議では、私が議長になつて、労使のトップや有識者の皆さんに集まつていただき、レベルを上げて議論をし、そして実行計画で明確に結論を出す、こう申し上げているわけでございます。

委員の方々の議論を聞いてみますと、確かに経営側の代表の方も入つておられます、また中小企業を代表する方もも入つておられます、しかし、さまざまに、これは経営者、労働者という二分法で二分できない方々にもたくさん入つていただいて、その方々からさまざまな観点から御議論をいただいているわけでございます。

だから、決して、そういう方々が経営者の論理に立つて発言しておられるというふうに私は受けとめてはいられないわけであります、それは議事録等々で確認をしていただければ明らかになつてくるのではないか、このように思うわけでございます。

いずれにいたしましても、私たちは、この時間外の労働時間を明確に責任を持つてお示ししていくという責任をます果たしていかたい。そのためのしっかりとした議論を今行つていく。その議論を行つていく上において的確なメンバーを選ばせていただいた、このように思つております。

○大西(健)委員 今の加藤大臣、それから安倍総理の答弁を聞いてみると、労政審で結論が出なかつたからこの委員構成の働き方実現会議にしたんだと。つまり、労政審だと結論が出ないから、その委員構成を労働側一人にして経営者七人にしやつたみたいにもこれは聞こえかねないわけですよ。つまり、ルールを変えるということですよ。こつちのルールでは自分たちの思うようにならな

いで、ルールをえてこつちの場でやろうと言つているようにしか私は聞こえません。

それからもう一つ、加藤大臣から、多数決で決めるわけじゃないんだとおっしゃいました。であるならば、もう明確に、きのうの冒頭から、働く側の代表は一人しか入つていませんけれども、連合の会長は百時間は到底あり得ないと言つているわけですから、それを多數決にしないといふだつたらば、押し切つて百時間なんということはないですよね。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、そうした労働側の意見、また経営側の意見、そしてまたさまざまな有識者の方々にも入つていただいているさまざまな有識者の方々にも入つていただけておりますから、そうした方々によつて、そして、総理が常に言つておりますように働く人の立場に立つて議論を深めて合意形成を図つていきたい、こういうふうに思います。

○大西(健)委員 もともと一人しか入れてもらつていいわけですけれども、その労働側の代表の人があつ時間は到底あり得ないと言つてゐるわけでもあります。この百時間の話、テレビをどらんの皆さんに、またちょっと違う例えでお話をしてみたいと思うくといふ責任をます果たしていかたい。そのためのしっかりとした議論を今行つていく。その議論を行つていく上において的確なメンバーを選ばせていただいた、このように思つております。

○大西(健)委員 今の加藤大臣、それから安倍総理の答弁を聞いてみると、労政審で結論が出なかつたからこの委員構成の働き方実現会議にしたんだと。つまり、労政審だと結論が出ないから、その委員構成を労働側一人にして経営者七人にしやつたみたいにもこれは聞こえかねないわけですよ。つまり、ルールを変えるということですよ。こつちのルールでは自分たちの思うようにならな

五キロをまざどうやつたら守つてもらえるのかということを議論のスタートにするべきだと思ふんです。

ですから、先ほど申し上げましたけれども、我が党の大串政調会長からは、我々は、具体的な労働時間の上限を議論する場合にも、限度基準告示に定める三六協定の限度時間、月四十五時間、年間三百六十時間というこの時間を大事な基礎と考えるべきだと。そして、少なくとも、先ほど言つたように、四十五キロ制限のところを百キロ、急いでいるときでも最低限百キロは守つてくださいねとやつたつて事故はなくならないのと同じで、百時間では過労死ラインと変わらないわけですか。これは私たちも過労死をなくすことにはなり得ないというふうに思つています。

そこで、総理、改めてお聞きをしたいんですけども、時間外労働の上限を今回法律で定めるということは、これは何のためにやるんですか。これが百時間は到底あり得ないと言つてゐるわけでもあります。この百時間の話、テレビをどらんの皆さんに、またちょっと違う例えでお話をしてみたいと思うくといふ責任をます果たしていかたい。そのためのしっかりとした議論を今行つていく。その議論を行つていく上において的確なメンバーを選ばせていただいた、このように思つております。

○大西(健)委員 まだちょっと違う例えでお話をしてみたいと思うんですが、四十五キロという速度が容認できるという話ではないと私は思ひますので、ここはしっかりと、その声を数で押し切つて決めてしまふみたいなことはないようにしていただけたいというふうに思ひます。

○大西(健)委員 この百時間の話、テレビをどらんの皆さんに、またちょっと違う例えでお話をしてみたいと思うくといふ責任をます果たしていかたい。そのためのしっかりとした議論を今行つていく。その議論を行つていく上において的確なメンバーを選ばせていただいた、このように思つております。

○大西(健)委員 今の加藤大臣、それから安倍総理の答弁を聞いてみると、労政審で結論が出なかつたからこの委員構成の働き方実現会議にしたんだと。つまり、労政審だと結論が出ないから、その委員構成を労働側一人にして経営者七人にしやつたみたいにもこれは聞こえかねないわけですよ。つまり、ルールを変えるということですよ。こつちのルールでは自分たちの思うようにならな

つまり、確かに一部に、現在、三六協定を結ぶ青天井になつてゐる時間外労働に上限ができるんだから、それがたとえ百時間であつてもないよりはまだ、こういう考え方があるのも事実ですけれども、上限がないから、そこにとりあえず上限をつづればそれでいいんだというのは、これは私、そんなことのためにやつてあるんじゃないと思つんす、この議論というの。

これは、何度も言つていますように、総理が施政方針演説で述べられたように、一度とあの電通事件のような悲劇を繰り返さないためにやつてゐるんじゃないんですか。だから、過労死をなくすためですよ。それから、もつと言えは、先ほど来て、総理も御答弁の中で言わわれていますけれども、ワーク・ライフ・バランスの充実を図つて、女性活躍をする、そういうためにこういう長時間労働規制というのをやつていただきましょうと言つてゐるわけですね。

百時間というのは、テレビをどらんの皆さんにもうちょっとわかりやすく言いますと、残業時間の上限が繁忙期百時間ということは、月の総労働時間がいうと二百七十三時間までオーパーというふうに思ひます。これを、一ヶ月二十日間働くと規制というのをやつていただきましょうと言つてゐる御議論がありました。

そういう意味においても、法律に明記する上でそうした具体的な上限を設定していく、罰則つきのそつした上限設定をしていく、そのためにも法律という形でやつていく必要がある、こういうふうに考えてゐます。

○安倍内閣総理大臣 これは、既に答弁もさせていただいておりますけれども、この大臣告示等々がございますが、しかし、実際、それを超えていざがざりますが、あるいはまた過少申告をするという実態があり、あるいはまた過少申告をするように促されているという実態があるという中において、今回はしっかりと法定で定めて、かつ罰則をつけるという決断を我々はしたところでございます。

○加藤国務大臣 まさに、健康の確保をする、こ

これは当然の前提で、その上で、ワーク・ライフ・バランスの確保、また女性や高齢者も働きやすい環境をつくっていく、そうしたさまざまなお観点から議論をし、そして議論が実効性のある規制になるように法律の改正をしていく、こうというのが今我々の趣旨であります。

したがって、先ほどいわゆる過労死認定基準のお話がありましたが、それをクリアしていく、それは当然のことであります。

○安倍内閣総理大臣　これは再三申し上げているとおり、また加藤大臣からも答弁をさせていただきましたが、誰に対しても時間の上限とするかを決めるに当たっては、最低限労災認定基準をクリアするといった健康の確保を図ることが当然であります。その上で、女性や高齢者が活躍しやすい社会とする観点や、ワーク・ライフ・バランスを改善する観点など、さまざまな視点から議論する必要があると思っています。

誰に對して何時間の上限とするかは非常にこれは重要な議論であり、粗雑な議論はできないということは当然のことであろうと思います。政府としては、働き方改革実現会議において、有識者あるいは労働側、使用者側の意見を伺い、実態を見ながらしっかりと議論をし、実行計画で明確に結論を出したいと考えております。

○大西(健)委員　先ほど来聞いていて、本当に、議長としての総理のやる気というのを全く感じないんですけども。私は、先ほど来申し上げているのは、百時間なんというのは、もう死んでしまう、過労死してしまうものなので、これは到底あり得ない。これは連合会長も申し上げているところです。

もう一つ言つているのは、青天井のところにありあえず上限ができるんだからそれでいいじゃないかということをやるためにこの話をやつているんですか。そうじゃないでしよう。総理も今言わされたように、ワーク・ライフ・バランスの充実や女性活躍に資するためにやつてあるんでしょう。百時間なんといつたら、もう家と会社の往復だけ

で何にもできない、そういう時間ですよ。これが働き方を改革することになるんですかというと申し上げてゐるんです。それから、先ほど来、総理が、誰に對してどう議論をと、何かよくわからない答弁が出ているんですけれども、これは例外があるのかなというふうに思っているのかよくわからない答弁が出ているんですね。

その点について言うと、先日も議論がありましたけれども、井坂委員がこういう例えを言われました。いわゆる長時間労働、過労死というものを捕まえるために今網をつくっているんだけれども、虫とり網をつくっている一方で虫がごく穴を開けているんじやないか。つまり、高度プロフェッショナル制度、時間に縛られない働き方、あるいは裁量労働制という時間把握が難しくなるような働き方をつくって、そこで穴を開けて例外をつくつていいんじゃないかということを井坂委員からも指摘がありました。

きのうの第六回の働き方改革実現会議のブリーフのメモを私は読ませていただきましたけれども、その中でやはり気になつたのは、こういう発言が幾つかありました。例えば、規制改革推進会議の委員としておられる金丸委員、それから日本商工会議所会頭の三村委員が、上限規制と高度プロフェッショナル制度はセットだとか、あるいは、時間でなく成果で評価する高度プロフェッショナル制度の早期成立をというような趣旨の発言をされているようであります。

私は、まさに、これは経営側の本音がここに出ているのかなと。つまり、これだけ社会的な問題になつてるので上限はつくらざるを得ないけれども、一方で、高度プロフェッショナルのようないいことが本音ではないかというふうに思います。

しかし、残業時間の上限規制と労働時間規制の緩和を抱き合わせにしてしまったら、これは何のための残業規制かわからなくなる、残業規制の実効性がなくなってしまうんじゃないかと私は思いました。最後にもう一つ、報道によると、三月に実行計画を取りまとめて、それをもとに法案を作成するということですけれども、今国会の法案提出は絶

働基準法改正案では、働く方の健康確保をまず図ることで、ニーズとか事情とかがさまざまあって、多様化するこの時代に合った多様な働き方を選択できる、そういう意味での労働時間法制の改革ということで、ニーズとか事情とかがさまざまあって、ただいまして、今お話をありました、裁量労働制やあるいは高度プロフェッショナル制度の対象となる方は、あくまでも、業務の遂行手段や時間配分をみずから裁量で決定できて、自律的に創造的に働くことができる人、長時間労働を強いる懸念の少ない方々、そういう人たちを対象にした、限られた働き方を新たに選択できるようになりますが、なにかいうのが原点であります。

したがいまして、今までの働き方を選びました。だから、先ほど来、総理が、誰に對してどう議論をさせていただいていることだと思います。

○塙崎国務大臣　これは既に提出させていたございましたので、まず私の方から答弁をさせていただきたいたいと思います。今もう既に提案をさせていただいておりますので、働き方改革案では、働く方の健康確保をまず図ることで、ニーズとか事情とかがさまざまあって、ただいまして、今お話をありました、裁量労働制やあるいは高度プロフェッショナル制度の対象となる方は、あくまでも、業務の遂行手段や時間配分をみずから裁量で決定できて、自律的に創造的に働くことができる人、長時間労働を強いる懸念の少ない方々、そういう人たちを対象にした、限られた働き方を新たに選択できるようになりますが、なにかいうのが原点であります。

○大西(健)委員　先日も厚労大臣が何か、企画型裁量労働制で死んだ人はいないとか言っていますけれども、実は認定時は管理職になつていただけたときに管理職になつて、それまでの間ずっと企画型裁量労働制だったという人はいるんですよ。

あるいは、なかなか裁量労働というのは時間の把握ができないので、なかなか労災認定が最終的におりない、そういう難しさがあるので、本當は申請で見なきやいけないので、では、企画型裁量労働の申請はどれぐらいあつたんですかといつたら、これもデータがない。直近五年はデータがあるけれども、五年以上さかのばるとデータがない。なのに、いや、裁量労働制は危くないんですね。

あるいは、なかなか裁量労働というのは時間の把握ができないので、なかなか労災認定が最終的におりない、そういう難しさがあるので、本當は申請で見なきやいけないので、では、企画型裁量労働の申請はどれぐらいあつたんですかといつたら、これもデータがない。直近五年はデータがあるけれども、五年以上さかのばるとデータがない。なのに、いや、裁量労働制は危くないんですね。高度プロフェッショナルも全然矛盾しないんです、そうやって胸を張つて答弁するのは私は違います。なのに、いや、裁量労働制は危くないんですね。高度プロフェッショナルも全然矛盾しないんです、そうやって胸を張つて答弁するのは私は違います。なのに、いや、裁量労働制は危くないんですね。高度プロフェッショナルも全然矛盾しないんです、そうやって胸を張つて答弁するのは私は違います。なのに、いや、裁量労働制は危くないんですね。高度プロフェッショナルも全然矛盾しないんです、そうやって胸を張つて答弁するのは私は違います。

私は、まさに、これは経営側の本音がここに出ているのかなと。つまり、これだけ社会的な問題になつてるので上限はつくらざるを得ないけれども、一方で、高度プロフェッショナルのようないいことが本音ではないかというふうに思います。しかし、残業時間の上限規制と労働時間規制の緩和を抱き合わせにしてしまったら、これは何のための残業規制かわからなくなる、残業規制の実効性がなくなってしまうんじゃないかと私は思いました。最後にもう一つ、報道によると、三月に実行計画を取りまとめて、それをもとに法案を作成するということですけれども、今国会の法案提出は絶

望的な状況、こういうようなことが書かれています。

今国会に法案を出さないというのなら、それはそれで私たちは構いませんけれども、だつたらば、何度も申し上げていますけれども、私たちは既に昨年の四月に、長時間労働規制法案を国会に提出しております。総理も何度も、野党は批判ばかりで対案がないと。きのう、そのことについては大串政調会長から、そんなことはないということをお話しさせていただきましたけれども、この長時間労働についてもしっかりと対案を出しているんです。

ですから、すぐ出してくれるならいいですけれども、秋の臨時国会なんということになら、これはいつまで待たせるんですか。我々はもうこれ以上待てませんので、ぜひこの野党案を審議していただきたいと思いますが、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 議員立法についてどのようないい處をするかは、まさにこれは委員会であることは議会でお決めになることであらうと思いますが、御党の案については、再々申し上げておりますように、今まさに議論になつておりますのは、時間外労働を何時間まで許されるんだといふことについて議論しているわけですが、そこのところは御党は、それは省令で決めていくといふことにしておるわけですが、これは委員会で、あるいは議会でお決めになることであらうと思いますが、御党の案については、再々申し上げております。

○大西(健)委員 時間が来ましたので終わりますけれども、総理は二つの点で言行不一致だと私は思います。

一つは、もう一度と悲劇を繰り返さないと言ひながら、百時間否定しないんです。それからもう一つは、野党は案を出せと言つていてるけれども、法案を出していたらこれを審議しない。これは言つてることとやつてることが違つじゃないですか。

働く人の声じゃなくて経営者の声ばかりを聞いて、過労死するまで働かせても構わないという法

律をもつくるのであれば、私は、それは働き方改革ではなくて働き方改革であることを申し上げて、私の質問を終わります。

○浜田委員長 この際、後藤祐一君から関連質疑の申し出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 民進党の後藤祐一でございま

す。

まず最初に、外交、安全保障の関連で、特に総理と議論させていただきたいと思います。

一月十日にもトランプ大統領とお会いされると

いうことになつておるようでございますが、昨日もこれに関連して幾つかの議論特に為替に関し

て議論がございました。

安倍総理はきのう、田安誘導という批判は当たらない、首脳会談の際には、反論すべき点があれ

ば反論していくと、極めて正しい御答弁をされておられます。そのとおり一月十日はやつていただきたいと思いますが、これに関連して、今、TPP

うに考えていたるといふでござります。

○大西(健)委員 最後に、先ほど言いましたように、二月十四日、次の会議に事務局案が提示をされるということがありますので、ぜひその後に

から、働き方改革の集中審議をお願いしたいと思

います。

○浜田委員長 理事会で協議させていただきま

す。

○大西(健)委員 時間が来ましたので終わります

けれども、総理は二つの点で言行不一致だと私は

思います。

一つは、もう一度と悲劇を繰り返さないと言ひながら、百時間否定しないんです。それからも、

麻生財務大臣は、その種の話に応じたことはあり

ません、今後ともこの方式ははじまないものだと

思つておりますと、極めて正しい答弁をされてお

られます。

ところが、安倍総理は、我が党の大串議員の同

種の質問に対しても、予断を持つてお答えすること

は差し控えさせていただきたいという答弁をされ

ておられます。

お二人で答弁が違います。二国間の通商協定

この中に為替条項を入れることははじまないとい

う財務大臣の答弁で、安倍総理、同じ答弁でよろ

しいでしようか。

○安倍内閣総理大臣 本来、この為替について

は、考え方を述べさせていただいたわけでござい

ますが、向こうも財務長官が任命されるんだろう

と思いますが、これは財務長官と我々の財務大臣

との間ににおいて議論がなされるべきであろう、こ

う考えているところでございまして、為替といふ

ことについて首脳会談でやり合うのは本来私はふ

さわしいとは思つていないのでございますが、

今の段階では向こうはまだ財務長官が認証されて

いない中においての発言だらうと思います。

ですから、まだ財務長官が任命されていません

から、果たして為替・金融政策についてどのように

な政策がトランプ政権で確立されているかという

ことについては、これはまだ不透明でございまし

て、ですから、そういう意味においては、我々は、

FBIもやつてゐることでありますし、欧州銀行

もやつてゐる政策であろう。

その中で為替がどのように変化をしていくかと

ていくかということについて注目しているといふでございます。

そこで、先般私が申し上げたところは、一般論として言えば、基本的に我々は二国間で結んだことはないわけであります。なぜ二国間で結んだことはないかといふことについて言えば、これは既に麻生財務大臣が答弁をしている考え方につつて、我々は主張すべきことは主張し、結んでこなかつたわけでござります。

これは昨日もお話をさせていただきましたが、

T P Pにおいてもさまざまに議論があり、我々は適切に反論をし、結果はそうならなかつた。

わけでございますが、この考え方には変わりがな

いということは、もう既に私もそう答弁させてい

ただいておりますが、そういうことでございまし

て、私と財務大臣の間にはもちろんそこはないわ

けでござります。

○後藤(祐)委員 さき間が少し残っていますね。

安倍総理はつきり言つてください。通商協定

に為替条項ははじまない、イエスかノーかでお答

えください。

○安倍内閣総理大臣 我々はそういう姿勢を、通

商協約に為替条項というのははじまないというこ

とをずっと、今まで我々は反論として申し上げ

てきたのは事実でございまして、そういう姿勢に

は変わりがないということでございます。

基本的に、これは申し上げておりますように、

私たち、いわば安倍政権になつて為替介入とい

うことを行つたことは一回ももちろんないわけでござります。と同時に、まあ、それを否定するものではございません、緊急の対応というのはあり得るだらうと思つておるわけでございますが、少な

くとも安倍政権においては今のところそれはない

わけでございまして、いわば三本の矢の政策の一

つとして金融緩和政策をしている。これは米国の

FRBもやつてゐることでありますし、欧州銀行

もやつてゐる政策であろう。

いうのは、両国の、日米間の経済の状況等あるいは金融政策のお互いの状況の中でこれは決まつていいものであろう、マーケットも含め決まっていくものであろう、このように考へているところでございます。

○後藤(祐)委員 前段のところではつきりおっしゃつたと理解をいたします。

国会でこういったことをきちっと言つていただくことは、言うべきことをきちっと言つていただくという意味でも非常に大事なことだと思いますので、ぜひ手短な答弁をお願いしたいと思います。

日米通商交渉 これから自動車の話がかなり課題になつてくるのではないかというふうに思います。私も経済産業省に十三年ほど勤務しております。一九八〇年代あるいは九〇年代、輸出自主規制を求められたり、ボランタリープランをつくられですか、かなり高目の要求がなされてまいりました。

このとき、常に日本側のディフェンスの方法として、それぞれの会社、自動車の個別の会社が御自分で判断されることなので政府としては約束できない、だから、そんなことを言われても感じるので、日本政府側のアメリカに対する一つの大きなカードだったんですね。そういう意味では、余り官民一体ということを言いつけると、これはアメリカに対する交渉のカードを失いかねないんです。

そこで、ちょっと一つ心配なことがあります。

それは、あした、二月三日に安倍総理がトヨタの社長とお会いになられるという報道が一月三十日になされております、幾つかの新聞に載っております。これは、官邸にトヨタの社長に来て、ただくなんということになると、アメリカ側から、だったら、あれやれ、これやれと安倍総理から指示すればいいじゃないかと言われてしまいかねません。これは通商交渉の大原則というか、日本側のアメリカに対するディフェンスとしての基本的なツールだと思うんです。裏でいろいろなことがあ

るかもしませんよ。ですが、トヨタの社長を官邸にお呼びするといったことはやめた方がいいと思いますが、安倍総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私が官邸にトヨタの社長を呼ぶということはございません。しかし、他方、トヨタの社長を私はよく知つておりますから。これは報道が大分違うんですね、実態とは違うんで

すが。

これについては、トヨタの社長と食事をしようという計画、これははるか以前からあつたわけなんですね。それは相当前からある。

私の夜の日程というのは、これは結構、自分で言つるものなんなんですが、いろいろな人から申し込まれていまして、これはかなり前から、数ヶ月前から決めているわけでございます。それはもう随分前から決まつていてそれをそのように報道されているわけでございまして、急にそういうことがあつたから私と豊田さんが金曜日にさつといて、それはそういうことではない。

今、後藤さんが言われたことは当然のことだと思います。我々がいわば企業にこうしろ、ああしろと言うことはできない。これは米国も自分の企業にはできているわけですから、米国も自分の企業にはできない、こう言つておられるわけですから、それは当然であろう、このように思います。

○後藤(祐)委員 少し安心しました。

トランプ大統領は、指先で、百四十字で個別の会社に対する投資行動などを半ば強制するような、こういった外交を展開しておられますので、ぜひ、民間企業との距離感、これは外交戦略の一環として、経済産業省の方々も周りを支えておられるようございますから、うまくやつていただきたいと思います。

自動車の関係では、特に軽自動車。これは日本

の自動車会社が輸出しにくいではないか、税制優遇なんかがあるじゃないか、こんな要求もされるんじゃないのかと思ひますので、今個別論は申し上げませんが、ぜひこういったところをしっかりと守つていただきたいというふうに思います。

続きまして、前回、先週の木曜日もイスラム国に対する議論をさせていただきました。

イスラム国で戦争が起きる可能性はあります。実際、トランプ大統領は、軍事作戦をつくるようについての指示を既に出しております。

これに対し安倍総理は、先週、私の質問に対して、イスラム国に対する軍事作戦に対する後方支援を行わないというはつきりした答弁、ちょっと微妙なところはあるんですが、きょう、その統話をやるというよりは、イスラム国に対する、まあ軍事作戦に対するという修飾語をつけてもいいですよ、軍事作戦に対する後方支援を行わないというふうにおっしゃっておられます。

あした、マテイス国防長官が来られます。安倍総理にも稻田大臣にもお会いになられるというふうに聞いておりますが、マテイス国防長官が、あるいは、二月十日にトランプ大統領に総理がお会いになられたときトランプ大統領がどうすることもあらざるかもしれません、イスラム国に対する後方支援をやつてほしいと求めてくることがあり得るんじゃないですか。これを求めてこれらたらどうされるんですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 これは既に国会でお約束をさせていただいておるとおり、イスラム国掃討作戦、軍事作戦を行ふ、我々に対してその後方支援、まあ軍事作戦に対する後方支援をしてくれと頼までも、私は、記者会見あるいは国会で答弁を既にさせていただいております、政策判断としてそれは行わないということをお約束させていただいておりますから、その約束をたがえることはない

といふことをはつきりと申し上げておきたいと思

います。

自動車の関係では、特に軽自動車。これは日本がにしていくことが日米交渉の、私は総理に頑張つていただきたいんですよ、総理の持つカード

というのをふやすことになると思うんです。国会で約束したからそれはのめませんですか、あるいは民間企業にそんなことを言うわけにはいきませんとか、国内のいろいろなアクターとの関係の中で、アメリカというのは強い国ですから、カードをきっちりとつくっていくという意味で、今の答弁は重い答弁だというふうに考えます。

イラクのサマワに行つたときに給水活動というのを行つていますが、あれはあのときの法律では人道復興支援活動となつていて、恐らくあれは後方支援ということにあのときはなつていなかつたんです。ところが、今、法律が安保法制で変わつて、両方まとめてこれは後方支援という扱いになつてしまつています。

ああいつた給水も含めて後方支援を行わないということで、総理、よろしいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 イラクにおける各国軍隊の活動は、国連安保理決議に基づいて、イラクの安全及び安定の回復や復興の支援を行つものであります。

政府としては、これら安保理決議に基づくイラクでの活動を支援するため、その目的に特化した特別措置法としてイラク特措法を制定しましたが、同法は、安全確保支援活動と人道復興支援活動の双方の実施を目的としたことから、自衛隊が行った個別の活動について、法制上、両者を完全に区別する仕組みとはなつていなかつたわけあります。

これに対しまして、平和安全法制においては、二つの活動をいずれも一般法、恒久法の形で整備することとしまして、他国の軍隊に対する後方支援については国際平和支援法を制定し、それ以外の国際的な平和協力活動についてはPKO法の改正を行つたところでございます。

法律の根拠が明確に分かれしておりまして、軍隊に対する後方支援と人道的な支援活動は明確に区分することが可能となつております。この中にお

いては、今申し上げました国際平和支援法というのはいわば軍事活動に対する支援でございまして、この法律を使って行うのは、軍事作戦に対する支援、これは行わないということを明確に申し上げておるとおりでございます。

○後藤(祐)委員 今の最後の点は、前回曖昧にしておるところなんですね。国際平和支援法に基づく後方支援は行わないという答弁、これは非常に大きな答弁だと思います。

○後藤(祐)委員 今の最後の点は、前回曖昧にしておるところなんですね。国際平和支援法に基づく後方支援は行わないという答弁、これは非常に大きな答弁だと思います。

なぜこの話を二度確認したかといいますと、

きょうも共謀罪の話が大きく議論になりました。共謀罪はテロのためにあるといふには必ずしも思いませんが、テロを防ぐために共謀罪が必要なんだという御説明をされるのであれば、まず、

その共謀罪云々の前に、日本国内でどういう状況になつたらテロが起きるのか、現実的にシナリオを考えてみましょうよ。

このイスラム国の戦争に日本が何らかの形でかかわっていく、特に後方支援というような形でかかわっていく、後方支援といふには必ずしも思いませんが、テロを防ぐために共謀罪が必要なんだという御説明をされるのであれば、まず、その共謀罪云々の前に、日本国内でどういう状況になつたらテロが起きるのか、現実的にシナリオを考えてみましょうよ。

このイスラム国の戦争に日本が何らかの形でかかわっていく、特に後方支援といふには必ずしも思いませんが、テロを防ぐために共謀罪が必要なんだという御説明をされるのであれば、まず、

その共謀罪云々の前に、日本国内でどういう状況になつたらテロが起きるのか、現実的にシナリオを考えてみましょうよ。

このイスラム国の戦争に日本が何らかの形でかかわっていく、特に後方支援といふには必ずしも思いませんが、テロを防ぐために共謀罪が必要なんだという御説明をされるのであれば、まず、その共謀罪云々の前に、日本国内でどういう状況になつたらテロが起きるのか、現実的にシナリオを考えてみましょうよ。

というような答弁もありました。ぜひ、このイスラム国にどういう対応で臨むのかということについて、その中間的な報告が来週月曜日ぐらい出てくるふうに思います。それでは次に、文科省の天下りの問題に行きたくとも朝には理事会に出していただきたいと思います。

まず、文科省は今調査を行つておりますが、これの中間的な報告が来週月曜日ぐらい出てくるふうに思います。Pのときのように一枚べらみたいなものではなくて、きちんと内容のあるものをぜひ火曜日に集中審議という話もあつたりしますが、あのTP

Pのときのように一枚べらみたいなものではなくて、きちんと内容のあるものをぜひ火曜日に集中審議という話もあつたりしますが、あのTP

くとも朝には理事会に出していただきたいと思いますが、文科大臣、御答弁いただけますか。

○松野国務大臣 調査班の設置に対しの準備を今進めておりまして、現状において、調査が開始を

をされている、調査班において第三者者が入った、メンバーとして加わった状況の中で調査が開始を

されているということではございません。

委員の方から、来週の本委員会の審議の状況に合わせてしっかりと資料提供をというお話をあり

ました。できるだけ早く調査班を発足してスター

トさせていただきたいと考えておりますが、その時点で、できる限り委員会からの御要望に関するお応えをさせていただきたいと考えております。

○後藤祐委員 はつきり答弁をいただけないんですが、最終的な報告はもう少し時間がかかるのはわかりますよ。ですが、集中審議もありますので、その時点でわかっていることについてお答えをさせていただきます。

○後藤祐委員 はつきり答弁をいただけないんですが、最終的な報告はもう少し時間がかかるのはわかりますよ。ですが、集中審議もありますので、その時点でわかっていることを、できるだけ

お答えになってます。

それから、調査をスタートいたしまして、調査

の内容に關して再就職等監視委員会と調整の上、その時点において出せる資料というのはしっかりと公表させていただきたいと思います。

○後藤(祐)委員 これは与野党間で議論している話と随分事情が違うんですが、与党の筆頭理事、

今の話、ちょっと違つんでけれども、本当に出せないということですか。そうすると、我々は審議がなかなか難しくなつてくるんです。

○大橋参考人 お答えいたします。

当委員会の調査報告書というのは、これは公表しないことを前提に作成されたものであります。

そこで、プライバシーに関する記述であるとか、それから未確定の、まだ調査の途上にある

論が非常にしにくくなるんですが、予算委員会がとまつちやいますよ、文科大臣。

その時点で最大限わかっていることを月曜日の朝の段階で理事会に出していただきたい。それま

で、人選がどうとか、それは文科省の中の事情ですから、わかっていることについてはいろいろあるんですよ、既に。それを月曜の朝の段階で出

すということを約束いただけますか。もう一度。

○松野国務大臣 委員からのお話の趣旨と私が申し上げたことの方向性がそう違つているとは考

えておりませんが、先ほど申し上げたとおり、でき

ておりましたが、その時点において調査の結果を再

ておりましたが、今週中に調査班を発足させて、そし

て調査に入り、委員から今、月曜日というお話を

ありました。できるだけ早く調査班を発足させて、そし

てお応えをさせていただきたいと考えております。

○後藤祐委員 文科大臣、隠蔽はやめてくださいよ。やれることは何でもやるというんじやなかつたんですか。

同じようなのが幾つかあります。

きょう、再就職等監視委員会の大橋委員長にお越しいただいております。

○松野国務大臣 調査班の設置につきましては、今、人選等、また御本人の確認も含め進めさせていただけますか。確認してください。

○浜田委員長 理事会で協議させていただきます。

だけませんかということはかなり前から求めておりますが、これを早く出していただけないでしょうか。大橋委員長、お願ひします。

○大橋参考人 お答えいたします。

当委員会の調査報告書というのは、これは公表

しないことを前提に作成されたものであります。

そこで、プライバシーに関する記述であるとか、それから未確定の、まだ調査の途上にある

事実を含む、これから文部科学省において全容の解説をしていただく対象となる事案に関する情報であるとか、委員会調査の手法が読み取れる記述であるとか、さまざまなもののが多数含まれております。

もしこれを公表した場合には今後の調査に支障を来しかねないというふうに考えております。

で、現時点では、調査報告書を公表するということは適当でないものと考えております。

○後藤祐委員 全部出せと言つているんじゃないんです。不都合なところは黒塗りにして結構ですか、この委員会に提出していただくよう、委員長。

まず、文科省調査の中間的なものを、月曜日の朝の理事会の段階で出せるものを、一枚べらとかではなくて、これを文科省から提出していただくこと。

○後藤祐委員 全部出せと言つているんじゃないんです。不都合なところは黒塗りにして結構ですか、この委員会に提出していただくよう、委員長。

まず、文科省調査の中間的なものを、月曜日の朝の理事会の段階で出せるものを、一枚べらとかではなくて、これを文科省から提出していただくこと。

そして、今再就職等監視委員会の文科省に対する報告書、これは既にあります、黒塗りをする作業はもう先週の前から、黒塗りでいいからといふことを求めているんです、これをしていただ

くということ。

さらに、全省庁についての報告について、これはこれからだと思いますが、これもこの衆議院の予算委員会での予算審議の中できちと出してい

ただかなきや困りますので、この三つについて提出いただけるよう、委員長、お計らいを願います。

○浜田委員長 理事会で協議させていただきま

す。

確かに、機微にわたる情報があるんでしょう。

そこは多少黒塗りが入つてもいいから出して

いた場所に立つ上においては、そういう覚悟でやる

覚悟でやつたんだ、辞職覚悟でやるんですかといふようなことに対して、安倍総理は、最高指揮官の立場に立つ上においては、そういう覚悟でやる

ところにいたことがあるのでわかるんですが、天下りのあつせんは法律で、やつちやいけないことになってしまいますから、実際やつていたとすると、役所が何を考えるかというと、やつちやつていた場合、パソコンの中から削除するとか資料を燃やしたりやうとか、いろいろなことをやつっている可能性があるんですよ。

○大橋参考人 お答えいたします。

文科省から例えればパソコンを押収するですが、パソコンの中のものを出せとか、あるいは資料を出せとか、このパソコンと資料に関して、どういった情報を出させるためのお願いをしましたか。押収みたいなことをされましたか。

○大橋参考人 お答えいたします。

委員会が行う調査というのは国家公務員法に規定がございまして、規制違反が疑われる職員ある

も、それ以外にも、必要に応じて任意のヒアリングや当該省庁への照会などを実施いたしております。

ただ、具体的な件についてどういうことを調査

するかということについては、今後の調査に支障を来しかねませんので、詳細についてのお答えは控えさせていただきますけれども、今回の文部科

学省事案に関して、詳細は今申したことござい

ますけれども、概略を申し上げますと、これは違反の疑いのある職員及び職員O.B.、それからそ

の関係者への聞き取りを行っております。それから、今の、本人及び関係者の間でやりとりをされ

たメール、これは多數手に入れて調べております。

それから、そのメールに添付された文書といふのがございます。具体的には、例えば高等教育局

長の教員任用履歴書であるとか、文部科学省が作成した想定回答であるとか、そういうものなど

以上でございます。

○後藤(祐)委員 メールについて出させた、非常に一端がうかがえたと思いますが、山本行革大臣、今、全省庁調査を始めていますね。全省庁の人事局のメール、これは出させないと、消しちゃいますよ。このぐらいのことはやつているんでしょ

うか。

○山本(幸)国務大臣 まさに調査はこれからでございますけれども、そういうことも含めてやりた

いと思います。

○後藤(祐)委員 これからということは、メール

を出せということをまだ言つていらないということですか。もう消しちゃつてあるんじゃないですか、そうしたら今までのところで、メールを出せと

いうことを言つていないということですか、そう

しますと。

○山本(幸)国務大臣 具体的にどういう調査の中

身をやるか、事項とかいうことについては、いろ

いろな不適正な対応を行われる可能性があります

ので、その点については答弁は差し控えさせてい

ただきます。

○後藤(祐)委員 こんなので調査でくるんです

か。なかつたことに対することが基本なんです

よ、役所側のディフェンスの。だって、法律で、

やつちやいけないんだから。

メールの削除自体は、これは厳密に言うと証拠隠滅罪ですよ、下手すると。きょうは基本的な質疑

ですから、全大臣がおられます。大臣、それぞれ

人事当局に聞いてみてください、メールを消して

いないかどうか。メールを消すなど、ちょっと、

きょう終わつたら、官房長とかそのあたりに言つてみてくださいよ。これは、消していたら証拠隠滅罪ですかね。

具体的な話に行きたいと思います。

○後藤(祐)委員 私に対しては、文科省の部下の

方はお話しいたしました。このある法人とは文教協会であり、その地位とは文教協会の理事

長であり、そこに雨宮忠さんがついていて、そろ

そろどいていただけないかというお話をしたとい

うのがこの「地位に関する情報提供の依頼」であつたと、私に対しては文科省から説明がありました

よ。これは答えられないですか、大臣。

先ほどから文科大臣は、我々に説明いただいた

ことすらこの場で説明を拒む。隠蔽大臣じゃないですか。大臣、こんなことすら答弁できないんですね。

このパネルの中の文部科学審議官と書いてあるのは前の次官である前川さんのことです。この委員会の場に出でていただきません。大変

が、この前川さんがやつたことの中で再就職等監視委員会が認定したことは幾つかって、早稲田

事務室というのもそうなんですが、この中の①と書いてある「地位に関する情報提供の依頼」というのがございます。

これはわかりにくいので申し上げますと、ある法人のこのポストがあかないかと、どうような情報についてこの法人に対しても依頼したということが認定されているんですね。この①のある法人といふのは実は、さんざん議論になつてゐる文教協会なんですよ。文教協会の理事長という、もう解散するということを決めたのですが、この文教協会理事長が雨宮忠さんという長い間ここにおられた方で、この方、そろそろどきませんかというようなことを依頼したというふうに伺つておりますが、これで事実関係に間違いないですか、松野大臣。

○松野国務大臣 前川前次官は、ある法人に再就職して、いた文部科学省のO.B.に対し、後任の他の文部科学省O.B.を再就職させることを目的として、再就職先の地位に関する情報の提供を依頼したことから、再就職等規制に違反したと監視委員会から認定をされております。具体的には、退任の意向の有無を確認したことが再就職規制に違反したと認定をされております。

○後藤(祐)委員 私に対しては、文科省の部下の方はお話しいたしました。このある法人とは文教協会であり、その地位とは文教協会の理事長であり、そこに雨宮忠さんがついていて、そろ

そろどいていただけないかというお話をしたとい

うのがこの「地位に関する情報提供の依頼」であつたと、私に対しては文科省から説明がありました

よ。これは答えられないですか、大臣。

先ほどから文科大臣は、我々に説明いただいた

時間がばかりかかるので、この雨宮忠さんといふ人はすごい人なんですよ。この雨宮忠さんといふ

方は、今七十二歳の方ですが、いわゆるわたり、渡り鳥なんですよ。いろいろなところを経由して

いて、もう全部は申し上げませんが、この中でも、独立行政法人日本スポーツ振興センター、これは

大変大きな独法ですよね、その理事長。ここは、この当時の給料で、年収千九百万ぐらいになると

いうことを言つていらないということを、だから聞いています。

○後藤(祐)委員 こういう方を、もうやめさせなきゃいけない

じゃないですか、こういうことを。だから聞いて

いる。入り口のところで隠蔽を図る、これでは、

文科大臣、これ以上調査は進まないじゃないですか。

大臣、こういつたわたりを続けるような七十二

なんて、もういいじゃないですか。年金をもらえて

いるまでの間、役所をやめてからどこで働くかとい

うのは深刻な問題だと思いますよ。あつせんは

やつちやだめだ。だけれども、自分で探すという

ことに関してはありにしていて、だけれども、も

う年金をもらい始めて、こんなにたくさんいろいろなところへ行つて、いわゆるわたりでいろいろなところでもらつてている。こういうのを根絶すべ

きだと思いますが、文科大臣の御見解を伺いたい

と思います。

○松野国務大臣 今回の調査に当たつては、私は

もちろん文部科学省の責任者であります。国民の皆様からいたでいる疑惑に対して、これは

しっかりと国民視点に立つて解明をしてまいります。

先ほどの法人名に関しては、団書の方、委員の御質問に関して、委員の方の御意思が、この法人

に関する御指摘があるかどうかということに関し

て不明だつたものですから、それに関しては委員

の御配慮、御思慮のうちかななどということでおる。法人という表現をいたしましたが、この法人に関する

ことは、文教協会ということでござります。

わたりについては、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることを複数繰り返すということと承知をしております。わたりについて、これまで種々の御批判があることは承知をしておりま

ります。

雨宮氏の個別の再就職の経緯については、私、今現状を承知しておりませんが、これは委員から御指摘のとおり、国民の皆様にその経緯また適性等がしっかりと公表されて透明性が確保されるということが必要であると考えております。

○後藤(祐)委員 文科大臣は、一回聞くだけだと隠蔽し、二回聞くと少し話すんですよ。隱蔽大臣はやめてくださいよ。きのうの答弁もこんなばかりですよ。

文教協会についてさらに聞きたいと思います。

今、図書の話がありました。これは我が党の小川議員ですが玉木議員もこれまで追及してきた

ことでござりますが、この公益財團法人文教協会

に対して、今、配付資料の七ページというところにあります、これまで、二十一年度から二十八

年度にわたって一億五千万円ぐらい文科省から予算が交付されています、図書以外も含めて。

この図書、例えばこれは「全国大学一覧」、大

学の連絡先とか誰ですか、世の中のオープン情

報をただ集めただけの冊子、これをこの文教協会はつくりているんですね、もうこういった図書の

購入を税金で行うことはしないということで、大臣、よろしいですか。

○松野国務大臣 文教協会から、まず、この一覧等を購入することはいたしません。

同種の、その印刷された資料が、一覧化されているものが、省内の協議、また中教審等を始め外部有識者等の会議に有効に使われているというのも事実であります。今後はその内容に關して、文部科学省でその原本をつくりまして、それを外部に印刷をかけて使用するという形を考えており

ます。

○後藤(祐)委員 そうすると、随分お金は少なくして済みますよね、大臣。あるいは、こんなのはホームページにつくつておけばいいんですよ。まあ、

印刷代とか紙代に若干かかるかもしませんが、今までよりお金は少なくて済みますよね、大臣。

○松野国務大臣 これは、編集、工程管理にかかる労費は別として、純粹に印刷だけを考えた場合は、その「全国大学一覧」を文部科学省は文

教協会から、済みません、今、数字が厳格ではありませんが、三千二、三百円で購入しているかと

思います。その印刷費を考えると、ほぼ同程度の印刷費は必要になるものと考えております。

○後藤(祐)委員 これは印刷だけで三千二百円しますかね。多少減るんじゃないですか。そこはよく計算していただいて。

何でこれに私はこだわるかというと、既にこれは、この文教協会から買うことを前提に、昨年十一月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、まさに今審議している二十九年度予算案の中に計上されているんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

○松野国務大臣 この書籍につきましては、先ほど申し上げましたとおり、文教協会が出版する書籍を購入していくところであります、今後は、

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

二月の予算の閣議決定で、二十九年度予算案、ま

が、この序費を、その節約される分、減額すべきなんじやありませんか、大臣。

れているという答弁が先日ありました。これは利益供与ではありませんか、大臣。

○松野国務大臣 まず、事実関係といたしますて、先般、保険代理店として、入館許可証を十五社に与えているうちの一社だけだというふうにお話をしましたが、済みません、これは二社という

ことで、理事会の方にこれは既に訂正に関して御報告をさせていただいていると聞いております。

(発言する者あり) では、ちょっと事実関係はまた確認をさせていただきますが。

これは便宜かどうかという御判断でありますけれども、この入館許可証を与える目的としては、保険関係、また館内において職員が飲む飲み物等の販売に關して、職員の福利向上のために資する

といふことで許可をしているものでございまして、これをもつて直接的な便宜と言えるかどうかに関しては御判断があるかと思います。

○後藤(祐)委員 いや、天下りが行つていなければ別にいいんです。どこかの会社がそういうのをやるというの、福利厚生の観点からやる会社があつてもいいと思うんですが、これは便宜ですかから、天下りが行つちゃダメですよ。しかも、福利厚生に關することというのは人事課の所管なんじゃないですか、大臣。その人事課の所管の福利厚生をこの第一成和に、まあ二社のどちらもせんけれども、やらせて、便宜供与を与えて、そこに人事課にいたRさんが天下りをする。

これは、便宜供与を与えて天下りを受け取つてもらっている、そういうことじゃないですか、大臣。

○松野国務大臣 このR氏が第一成和の顧問についているということは事実でございます。

そして、これら、R氏が加わった再就職あつせんに関するシステム、枠組みがあるのでない

かという指摘を監視委員会の方からいただいておりまして、今後、その枠組みの全容に關して、調査班を通して、調査班の外部の方も入つていただ

ております。それに当たつては同程度の予算の手当が必要になると考えております。

○後藤(祐)委員 それは何で同程度かかるのか、これからよく説明していただきたいと思います。

もう一つ、いわゆるRさんの再就職に關連して、これが、人事課職員ですけれども、この方が、これまでの

審議の中で、第一成和という会社に再就職をされ

て、その第一成和という会社だけが文部科学省のビルに入つて損害保険の営業をすることが認めら

れます。おわびをして訂正をさせていただきます。

○浜田委員長 午前中は時間が来ましたので、手続きは午後に回します。

ありがとうございました。

○浜田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

○後藤(祐)委員 午前中は時間が来ましたので、手続きは午後に回します。

れでいるという答弁が先日ありました。これは利

益供与ではありませんか、大臣。

○浜田委員長 午後一時から委員会を再開するこ

ととし、この際、休憩いたします。

○浜田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松野国務大臣 午前中の後藤委員への答弁で、保険代理店の数の修正につきまして、理事会に報告済みと申し上げましたけれども、その時点では理事会への報告が上がつてないということであります。おわびをして訂正をさせていただきます。

○浜田委員長 質疑を続行いたします。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 後藤祐一でございます。

テレビをごらんになつて、今は何のことやらわからぬと思うんですが、文科省の天下

りの情報を一手に仕切つて、この元人事課職員が、文部科学省の建物の中に入つて損害保険の営業をする会社にいたんですけど、それは一社独占で

はないかということに対し、二社ありましたよ

といふ、そんなことについての話なんですが、二社あるといつても、実際にそういう営業をして

いるところは実はこの会社だけだったというお話を聞いておりますので、大した違ひではないと思

います。

そこで、一つ残つて、大きな話がありまして、

先ほど、テレビをごらんの方はこれで切れちゃつたと思いますが、この雨宮忠前公益財團法人文教

協会理事長の華麗なる履歴のお話をしました。

この中で、独立行政法人日本スポーツ振興セン

ターの理事長、当時の年収、約一千九百万ぐらいもらつて、いるというお話をありました。が、こう

いつた独立行政法人の役員なり職員も含めて、こ
こに対して役所の方が再就職をする、このあつせ
んというのは、国家公務員法上、法律違反だと理
解していいでしようか、山本大臣。

○山本(幸)国務大臣 独立行政法人等の役員人事
については、平成二十一年九月二十日の閣議決定
「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応
方針について」に基づきまして、まず、現在、公
務員OBが役員に就任しているポストについて後
任者を任命しようとする場合、二に、新たに公務
員OBを役員に任命しようとする場合には、公募
により後任者の選考を行うこととしております。

公募は、独立行政法人等の役員について公正で
透明な人事を確保する観点から、広く候補者を
募った上で、有識者による選考委員会の選考に対
して、その中から最も適当と考えられる者を任命
権者が任命するために実施する手続であります。

したがって、そのような公募と選考の手続がと
られる場合、選任された者が結果として公務員OB
であったとしても、その者が有する能力、識見
が当該法人の経営に資するとして公募と選考の手
続を通じて適切に評価された結果である以上、い
わゆる公務員OBの優遇に当たるものでなく、問
題ないものと考えております。

○後藤(祐)委員 公務員の方が独立行政法人の役
員に行く場合、トップ、理事長なりに行く場合は、
これは大臣が人事権を持つていますから、この
場合はちょっと別らしいんですけど、それ以外の
方に対してあっせんをすると、これは同じように
違反になるんですね。

それで、これは法律違反になるとまずいですか
ら、民主党政権では、平成二十一年九月二十九日
に閣議決定をして、公務員OBが独立行政法人の
役員に行く場合は、これは理事長も含めてです
が、公募により後任者の選考を行うと明確に決
ました。例外なんですね。民間の方がつく場

合は必ずしもそうじゃないですが、公務員OB
の方がつく場合は必ず公募で行うというルールを
決めました。

ところが、安倍政権になつて、平成二十六年十
二月十七日、これについてはルールが変わつて、
必要な応じ、公募の活用に努めるとなつちゃつた
んですね。

○山本(幸)国務大臣 これが、おっしゃるとお
もが独法の役職員、理事長以外ですね、についた
場合、これは国家公務員法違反でしょ。必ず公
募しなきやいけないということになりませんか。

○山本(幸)国務大臣 これは、おっしゃるとお
り、二十一年九月ですか、閣議決定で、公務員OB
がなる場合には公募しなきやいけないとい
うことあります。それは、この二十六年のときも
当然引き継いでいるわけであります。つまり、役
人あるいは役員OBが独法の役員に就任する場合
には公募によるという原則はそのまま維持してい
るわけです。

ただ、必要に応じて、公募によらない場合とい
うのが書いてありますのは、これは民間人につい
ての取り決めであります。それまでは、民間人
については公募はしないでやつても結構だと、あ
る意味でルールなしでいたわけですけれども、公
務員OB、公務員については公募でやるというこ
とを決めていました。

その後、しかし、そのときは民間人については
何も決めていかつたので、そこをきつちりしよ
うということで、この二十六年十二月十七日の事
務連絡では、民間人について、公募によらないと
いうことがあるんだけれども、その際でも透明性
を確保して、ちゃんとしたやり方でしますよとい
うことを決めただけであります、公務員につい
ては従来のとおりということであります。

○後藤(祐)委員 今解釈は初めて聞きました。
この二十六年十二月十七日、独立行政法人の役員
人事について、公務員の方がつく場合には、必要
に応じ、公募の活用に努めるじゃなくて、公務員

OBの場合は必ず公募するという解釈なんだとい
うのは初めて今聞きました。

では、これが本当に徹底されているかどうか、
ぜひ調査してください。今、配付資料の八、九、
十ページあたりにこのあたりのことが書いてある
んですが、ちょっとテレビの方はないんですけど、
十ページには実際に独法の役員に天下つた例が、
企画官以上から天下つた例たくさん挙がつてい
ます。これらについて本当に全部公募をやつたの
かも含めて、しっかりと調査いただきたいと思
います。

こういったものは、いろいろな形で実はあつせ
んをしているんです。ところが、あつせんそのも
のは役所はやつちやいけないという法律になつて
いるので、建前としてはやつていない、こういう
立場に立たざるを得ないんです。

何でこういった天下りのあつせんが起きるかと
いうと、役所の現職の方あるいはOBの方がいつ
ごろ身があきそかという人に関する情報と、あ
とはどこの独立行政法人とか大学とか会社のボス
トがいつごろあきそかという情報、こういつた
ものをまとめて役所が、文科省の場合はまとめて
事務方に指示を行いまして該当するものを確認さ
せましたけれども、事務方の返答としましては、
国家公務員法に抵触するような情報提供は行つた
ことはない、こういう報告を受けておりまして、
それ以外につきましてのお尋ねにつきましては、
この委員会のルールに基づく一つの事前のお話で
はなかつたものですから、それについての確認は
いたしておりません。

○後藤(祐)委員 わざわざ、国家公務員法に抵触
しないものも含めて情報提供を行つたことはあり
ませんかと、きのう、もう一度通告をしていきます。
お答えください。

○山本(有)国務大臣 いずれにしまして、山本
幸三国家公務員制度担当大臣に対して指示のあり
ました調査にしっかりと協力し、適切に対応して
まいります。

○浜田委員長 農林水産大臣、もう一度
○山本(有)国務大臣 御質問がどのようなものを
念頭に置かれているのか、これにつきまして定か
ではありません。また、少なくとも過去に国家公
務員法に抵触するような行為は行つたことはな
い、こういう報告でござります。

○浜田委員長 [速記中止]

○浜田委員長 速記をとめてください。

○浜田委員長 後藤君、もう一回、丁寧にちょっと教えてくだ
さい。

これは農水省だけじゃなくてほとんどの役所

な、誰がいつころやめるかといふ人に関する情報、あるいは、大学だと独立行政法人とか会社のどこのポストがいつごろあきそかというポストに関する情報について、国家公務員法に抵触するようなものに限らず、国家公務員法に抵触しないものも含めて、農水省は、事務次官とか農水審議官とか官房長、秘書課長に確認した上でこういった情報を提供を行っているかどうか、きのう明確に通告をしております、そしてきょうの紙にも明確に書いてあります、お答えください。

○山本(有)国務大臣 国家公務員法に基づく再就職等規制に抵触しない省外への情報提供の具体的な事例を申し上げると、例えば、省内の局長、課室長等の氏名、あるいは当省から在外公館等へ出向している職員の氏名等について外部から問い合わせを受けた場合に、可能な範囲で氏名や所属等を回答することがあるということをごぞいます。

また、なお、現職の事務次官、官房長、秘書課長に確認いたしましたが、これまで、国家公務員法に基づく再就職等規制に違反する情報提供は行つたことはないという事実でございます。

○後藤(祐)委員 今まで情報提供していたということです。

ところが、総理は、総理は過去形じゃなくてこれらのことですが、役所がこういった情報を渡すことはさせないといふことによろしいんですねと、いう私の質問に対して、そういうことは今後させない、当然のことでありますと答弁しているんですね。少なくとも過去はしてました。

確かに、どうしても必要な場合が本当にあるのかどうかよく詰める必要がありますが、ぜひ、今、質問時間が来ましたので、こういう場合は仕方がないという場合が本当にどういう場合なのか。そして、疑問があるようなケースもあります。そこをきっちり整理して、過去どうであつたかをきちんと調べるということ、今後こういうのはしないといふことを、総理だつて一切やらないと、うだつたかということの調査も含めて、もう時間

が来てますので、総理、お答えいただけますか。

○山本(幸)国務大臣 要するに、規制に違反する場合というのは、他の職員またはOBを営利企業とか官房長、秘書課長に確認した上でこういった情報提供を行っているかどうか、きのう明確に通告をしております、そしてきょうの紙にも明確に書いてあります、お答えください。

○安倍内閣総理大臣 私がさせないと言つたのは、山本大臣のそのときの答弁も受けまして、いわばOBに対して人事情報というのを提供することとは今後させないということを申し上げたところです。

○後藤(祐)委員 先週の総理の答弁と今の答弁は微妙に違います。

もう時間が来ているので、これまでどうであつたか、そしてこれからどうするのかということも含めて整理して、この委員会に紙で提出していた

G7の日本とアスリカ以外の国でそれとも、ドイツのメルケル首相も、テロとの闘いはイスラム教徒ら難民の受け入れを禁止する言いわけにならない。フランスのオランダ大統領、難民受け入れの原則を無視しては我々の民主主義を守る闘いは困難である、これはトランプさんとの電話会談で直接おつしゃっています。イタリアの首相も、開かれた社会、多元主義、無差別は歐州の柱だ。カナダのトルドー首相は、ツイッターでそれとも、信仰にかかわらずカナダの人はあなたたちを歓迎する、多様性は私たちの力だ、このようなことをおつしゃっています。

総理は、きのうの段階までの答弁では、国境管理、出入国についてどういう対応をとつていくのか、移民、難民についてどのような姿勢をとつていくのかということについては、内政問題でありますからコメントする立場にはないということを繰り返しておつしゃっています。

総理、この問題は確かに難民問題や移民問題とかかわるわけでありますけれども、ほかのG7五

入国規制を決めた大統領令について、きのうの夜、日本時間の夜ですけれども、イギリスのメイ首相が、トランプ大統領が導入した今回の政策は間違えているということをイギリスの議会で表明いたしました。

これは何でそうなったかと云うと、メイ首相は余り立場を明らかにせず、総理と同じように、米国の難民政策は米国の責任であるというふうに言つていたんですね。しかし、国内世論でなぜこれを批判しないんだという声が高まつて、議会で明確に、間違えているということをおつしやいました。

これは何でそうなったかと云うと、メイ首相は余り立場を明らかにせず、総理と同じように、米国の難民政策は米国の責任であるというふうに言つていたんですね。しかし、国内世論でなぜこれを批判しないんだという声が高まつて、議会で明確に、間違えているということをおつしやいました。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございました。

○福島委員長 この際、福島伸享君から関連質疑の申し出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。福島伸享君。

○福島委員 民進党の福島伸享です。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございました。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございました。

○浜田委員長 この際、福島伸享君から関連質疑の申し出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。福島伸享君。

○福島委員 民進党の福島伸享です。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございました。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございました。

性の観点から移民政策等々もとつている国としての立場を表明したものだというふうに承知をしているわけでございまして、また、メイ首相もその観点からの発言だったというふうに承知をしていました。

されど、トランプ大統領は基本的には内政事項であり、まさに内政事項であるからこそ、自分たちはどうするという趣旨で基本的に発言をしておられるリーダーが多いということをごぞいました。

また、日米会談においてはトランプ大統領と率直かつ有意義な意見交換を行いたいと考えておりますが、具体的な内容については、予断することは差し控えたいと思います。

他方、移民や難民問題、テロ対策は世界的な課題と認識しております、国際社会で力を合わせ、こうした課題に取り組むべきことは当然であろう、このように思うわけでありますと、日本のその立場は明確であり、揃い踏みであります。

日本としては、難民や移民が出てくるような状況を根絶する、その中で世界が協力をしなければいけないということにおいて、その役割を果たしていくべきだと考えております。

○福島委員 私は、本質を全く外してはいると思います。一つ、この一番いい例がドイツのメルケル首相の二つ目の言葉ですけれども、テロとの闘いは、いかなる場合でも、特定の信条の人々に対し

一様に疑いをかけることを正當化しない。あるいは、アメリカのオバマ前大統領も、信条や宗教を

理由に個人を差別するという概念には基本的に反対だ。

つまり、テロとの闘いとか、それは大事です。

難民問題にどう対処するのかも、それぞれの国にとって非常に大事な問題です。しかし、それ以前の問題として、特定の宗教とか信条をもつて差別

をしたり、特定の宗教を主とする国だからその国人全部の入国を禁止するという、人権に触れる

ことに違和感を感じるからこそ、安倍総理とトランプ大統領による七カ国の出身者への

ンプさん以外のG7の首脳は全員これにノート言っているんですよ。

私は、そこがこの問題の本質であつて、安倍総理からその理念にかかわることが聞けない、というのは非常に残念だと思うんですけれども、総理、どうですか、この点。

○安倍内閣総理大臣 今申し上げたのは、例えば、フランスのオランド大統領は、今いたいたい資料においても、難民受け入れの原則を無視しては我々の民主主義を守る闘いは困難になる、このように発言をしているところだ、このように思うわけでございます。また、マルクル首相も、テロとの闘いはイスラム教徒ら難民の受け入れを禁止する言いわけにはならない、このように述べているわけでございまして、そこで、もちろん我々は、テロとの闘いにおいて難民の受け入れをしないという、あるいはテロとの関連において、特定の信条とか宗教、人種等々において、それを受け入れない理由にはできない、というのは当然のことであろう、こう思つております。

その中において、国境措置あるいは入国管理をどのようにしていくか、難民をどのように受け入れるか、あるいは移民に対する姿勢等々においては各國それぞれが異なるわけでありまして、日本は日本の考え方を持ってきているわけでござります。その中においても、日本は、日本の難民、移民政策の中において、今、国際社会から非難される立場にはないわけでござります。それは、日本が、海外における難民に対する支援あるいは難民を生み出さないための支援が評価されている結果ではないかのように思つております。

○福島委員 全く議論がかみ合わないのは残念だと思います。

総理は、施政方針演説で、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値観を共有する国々と連携するとおつしやいました。今、世界じゅうのこうしたリーダーの皆さん方が、トランプ大統領が果たしてこの自由とか人権といった基本的

価値観を共有するかどうかというのを見きわめているからこそ、この問題でさまざまコメントをおつしやつてあると思うんですよ。

さきのうの委員会でも、総理は、難民とかテロの話はおつしやらなかつた。私は、今までいうのは一切おつしやらなかつた。私は、今まで世界で……（発言する者あり）いや、当たり前にないですよ、言わないんだから。一言も言わないじゃないですか。当たり前だつたら言えばいいじゃないですか。

総理は、うわさによると、アメリカに行つたときにトランプさんとゴルフをするやに聞いておりますけれども、ゴルフをするのであれば、私は、まず、難民政策とかなんとか、政策問題としてやる前にトランプさんにしつかりと、総理がおつしやる基本的価値観、普遍的価値観を共有しているのかどうかというのを確認すべきだと思いますけれども、それはどうですか。

○安倍内閣総理大臣 今も申し上げたとおり、これは申し上げたじゃないですか。人種とか宗教、信条を理由に差別をしてはならない、これは当然のことでありまして、それは日本の価値観でござります。

常々言つておりますように、自由や民主主義、人権そして法の支配、この普遍的価値を共有する國同士の同盟であるからこそ、日米同盟は強いきます。

○福島委員 全く議論がかみ合わないのは残念だと思います。

共有できる人がどうかということを今世界のリーダーが見きわめている段階なんですよ、国連の事務総長もこのアメリカの措置はおかしい、ということをきょう言つてゐるわけでありまして、何か総理は、この話や、先ほど午前中にあつた為替の話を

いうのは一切おつしやらなかつた。私は、今まで、きのうは日本の立場をおつしやると威勢よく

前じゃないですよ、言わないんだから。一言も言わないじゃないですか。当たり前だつたら言えばいいじゃないですか。

いいじゃないですか。

総理は、うわさによると、アメリカに行つたとき

前回の私の議論の中で総理は、こちらが一方的に収奪されるような協定というのは成り立たない

とか、こちらが一方的に譲歩して私たちが得るものがないということにはならない、最初からそん

な弱気になつていてはだめなんですね、しつかりと腰を据えて、軸足を置いて話をしていくことが大切なんだろうと。そこまでおつしやるなら、為替の問題でもこの入国規制の問題でも、はつきりおつしやればいいと思いますよ。

総理、まず、一国間もやる可能性があるわけです。

常々言つておりますように、やるんだけ

すよね。意気込みはいいと思いますよ、やるんだけ

たら。おやりになればいい。ただ、半年前のロシ

アの領土の話でも同じような威勢のよさだったな

といふことも思い出すわけでありますけれども。

そもそも、日米二国間の貿易協定というのは、

アジア太平洋の貿易・投資ルールをつくるという

マルチのTPPとは全く異なるものだと思いま

す、質的に異なるものだと思います。アメリカ

と交渉するところの場合に、日本はアメリカに何を

求めるんですか。何を求める目的として、相手がもし二国間の交渉を持ちかけてきたら、や

ろうというんでしようか。

○安倍内閣総理大臣 まず、為替の問題について

は、あるいは為替条項をこの貿易の条約に入れる

べきであります。

バマ政権のときにおいても、これは大統領と私がやることではないでしようと。つまり、そういうことではなくて、しっかりとまずは為替について

は冷静に議論しましょうよ。

つまり、大統領やトップレベルに上げるということは政治イシューにすることですから、そういうことは政治イシューにしてやることは、政治イシューにすることについては政治イシューにすることではないでしよう、ということを申し上げていて、それが私が言わないと、これはむしろ、それを私が言わないと、これはむしろ、腰が引けているのではないですよ。つまり、私の見識を示しておるわけであつて、基本的に、どの国のリーダーとも為替のことなんか私は話し合いませんよ。それはちゃんと財務長官とやつてくださいよ。

ただ、説明を求められたらちゃんとしつかりと話をしますよ、こちらの正当性について。でも、これを私が話さないといつて、別に逃げて話さないわけじゃないですから。そこはこういう場ではないでしよう、リーダー同士が話すべきではないでしよう、ということを申し上げておるわけでござります。

そこで、どういうことを求めるかということをございます。まだこれは、じかに先方が一国間での通商協定を求めてきてるわけではありませんし、商務長官もまだ議会で承認をされていません。承認をされていない商務長官と我々は接触できませんから、商務長官がどのようなお考えを持っているか、あるいはまたそのスタッフ自体も決まつていません。

その中において、今それについて私が意見を軽々と申し上げることはできないわけですが、まだ、申しますことは決して国益を削るようなことはしないということをございまして、最善の結果を得ていきたい、こういふふうに思つて

TPPについても、日本の国益を失つてゐる

かどか、取り決めに入れるかどうかという

については、本来、トップリーダーがわざわざ

泡を飛ばして話す問題ではなくて、これは私は

ずっとと言つてきていることなんですよ、実は。オ

だ、TPPという多国間の枠組みで議論することによって自動車のアメリカの関税撤廃をとることができたというのは、それは大きな成果かもしれないが、福島委員にもその後寝めていたいわけですね。やるときは、交渉でしっかりとこのような結果を出していきたい。

これはやはり福島委員の長い経験と御見識の中で述べられたんだろうと思いますが、我々も、しっかりとプラスマイナスを考えながら、どういうことをしていけばいいのかということもちろんと考えながら、二国間ということを前提とせずに、日本がワイン・ワインの形になる、大きな絵姿で話ををしていきたい、このように考えております。

○福島委員 まず、冒頭言われた為替の問題、総理の見識はそれはそれで私は結構だと思います。ぜひトランプ大統領に、為替の問題の交渉には私は乗らないよということを明確におっしゃつていただければと思います。

その上で、二国間をやるときに、私は、とももののは余りないと思いますよ。アメリカで関税がかかつっているものの大部分は自動車です。当然、自動車を要求するわけですよね、自動車の関税をなくせと。

私は、TPPは確かに関税の撤廃までとれたのは一步前進かもしれないと思うけれども、しかし、三十年もの長期の期間をかけて撤廃といふものは、ほかにこっちが与えたものと比べたときに、比較考慮したときには、私は譲り過ぎだと思いますよ、我々は譲り過ぎだと思っています。

それでも関税撤廃までは行つたわけですよ。しかし、日本一国間でやるときも、当然、車の関税の撤廃を要求するわけですね。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 まさに、TPPの成果としては大きな成果と言えるかもしれませんと、思わず本音でしゃべられたんだろうと思いますよ。

しかし、まさに我々は、あの結果を国会において御承認いただいたわけあります。国会で承認していただいたという結果は大変重たいわけでありますから、当然、我々は、国民の承認を得た

結果である、この国民の承認を得た結果を、国民の代表たる国会議員で構成する国会によって承認とができたというのと、それは大きな成果かもしれないが、福島委員にもその後寝めていたいわけですね。やるときは、交渉でしっかりとこのように考へておられますね。やるときは、交渉でしっかりとこのように考へておられますね。

ただ、二国間でやるとか、そういうことはまだ全然決まっておりませんし、そもそも個別の議論を、どういう議論をするかということを今想定して議論するということは差し控えさせていただきたいと思いますが、これを国会で御承認いただきたいことは我々にとっては大変大きな資産であろう、こう考へておられます。

○福島委員 国会で承認を得たから資産だというのは、臨時国会でも同じような答弁をお聞きしました。TPP自体を再交渉するときには、もう国会で批准しちゃつたから再交渉に応じられません

トランプが言つているのはそういうことじゃありませんよね。そもそも、TPPがアメリカにとって利益がないから別の道を行くと言つて

いますよ。

それは何かといえば、今我々が批准してしまつたTPP協定がだめだと言つてゐるわけです。そ

れで確定したわけじゃないんですよ。二国間交渉

に乗るということは、TPP以上のことを求めて

いるから、安易に土俵に乗つかるべきではないと私

は前回の審議で申し上げたんですよ。そう思いま

せんか、総理。

TPP以外の道を歩んでいて、TPPよりもア

メリカにとって利益のない交渉を行ふと思ひます

か。TPPがぎりぎりの、総理もおっしゃるよう

なガラス細工で積み重なつたものだとするなら

ば、トランプがTPPに満足じゃないと言つて、

交渉を持ちかけられたら、私はそれを拒否すべき

だと思うんですけれども、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、いわばTPPが

嫌だというの、TPPの交渉の結果を見てどのよ

うに言つてゐるのか。あるいは、こういうマル

チの仕組みが嫌だと言つてゐるのかもしれませ

ん。ですから、その辺のところがまだわからないわけでありまして、先ほど申し上げましたような、そ

ういう立場です。

ただ、二国間でやるとか、そういうことはまだ

議論するということは差し控えさせていただき

たいと思いますが、これを国会で御承認いただい

たことは我々にとっては大変大きな資産であろ

う、こう考へておられるところでござります。

○福島委員 国会で承認を得たから資産だとい

うことは我々にとっては大変大きな資産であろ

う、こう考へておられるところでござります。

TPPの結果について十分に理解をしておられる

ところに、これは根本問題でもあります

がどのように考へておられるのか、通商代表

がどのように考へておられるのか。

そこで、果たしてその新しいチームがTPPに

ついて十分に、これは根本問題でもあります

がどうかということもあります。

そもそも、日本においても、米国から収奪され

ていて、アメリカにだまされているんだと言われ

てきたわけあります。今度は、そのだまして

いるんだと言わわれている人がやらないと言つてき

たわけでございまして、ですから、ここのことこ

は、米側がまずどのように現実について分析をし

ているのか、TPPの何が問題であるのかという

ことについて個別具体的な話は余りないわけであ

りませんよね。そもそも、TPPがアメリカにとって

利益がないから別の道を行くと言つて

いるわけですが、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 まず、一国間について、そ

の可能性が全くないのかと聞かれたから、今、我々は

絶対やらないということを閣議決定したわけでも

ありませんから、それは全くないわけではないと

いうふうにお答えをしたわけでありまして、聞か

れなければ、こっちからそんなことは言いません

よ。それと同時に、TPPについて、トランプ大

統領が理解していないということは一言も言つて

おりませんで、新しく構成されるチームがチーム

として十分にそれを理解し、そしてその上でこれ

からどのようなプランを立てていくのかというこ

とに對いてはわからない。その中で果たしてこの

新しいチームが十分に理解しているかどうかとい

うことで申し上げることを申し上げておきます。

○福島委員 私がなぜこの議論をしているかとい

えば、この一週間ぐらいいの議論で総理が、二国間

の道も閉ざすものではないみたいな道を開いたか

らなんですよ。いや、結果としてはそういう可能

性がゼロとは言わないですよ。ただ、総理の今の

言葉として、トランプ新大統領に会う前の段階と

してそれを言うというのは、私は交渉ポジション

を著しく下げると思いますよ。

総理は、TPPの結果を理解しているのかどう

かも相手に聞くなんて言つていますけれども、失

礼なことですよ。それは、相手の人が理解しない

でTPPを撤廃すると言つておられますか。

そんなことはないですよ。わかつた上でTPPか

らの離脱を言つてゐるわけだし、そう言つてアメ

リカ国民の支持を得て政権をとつたわけですか

ら、それは貴くはずなわけですよ。今さらTPP

の中身はこうですなんて説明するような、そ

う寝ぼけた段階ではないと思います。

では、総理がアメリカに言うべきメッセー

ジは、何か別の交渉に乗るということではなくて、そ

れからびた一文動かないということを明言する

ことなのではないですか。どうですか、総理。

そもそも、日本においても、米国から収奪され

ていて、アメリカにだまされているんだと言われ

てきたわけあります。今度は、そのだまして

いるんだと言わわれている人がやらないと言つてき

たわけでございまして、ですから、ここのことこ

は、米側がまずどのように現実について分析をし

ているのか、TPPの何が問題であるのかとい

うことについて個別具体的な話は余りないわけであ

ります。そもそも、TPPがアメリカにとって

利益がないから別の道を行くと言つて

いるわけですが、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 まず、一週間ぐらいいの議論で総理が、二国間

の道も閉ざすものではないみたいな道を開いたか

らなんですよ。いや、結果としてはそういう可能

性がゼロとは言わないですよ。ただ、総理の今の

言葉として、トランプ新大統領に会う前の段階と

してそれを言うというのは、私は交渉ポジション

を著しく下げると思いますよ。

総理は、TPPの結果を理解しているのかどう

かも相手に聞くなんて言つていますけれども、失

礼なことですよ。それは、相手の人が理解しない

でTPPを撤廃すると言つておられますか。

そんなことはないですよ。わかつた上でTPPか

らの離脱を言つてゐるわけだし、そう言つてアメ

リカ国民の支持を得て政権をとつたわけですか

ら、それは貴くはずなわけですよ。今さらTPP

の中身はこうですなんて説明するような、そ

う寝ぼけた段階ではないと思います。

では、総理がアメリカに言うべきメッセー

ジは、何か別の交渉に乗るということではなくて、そ

れからびた一文動かないということを明言する

ことなのではないですか。どうですか、総理。

そもそも、日本においても、米国から収奪され

ていて、アメリカにだまされているんだと言われ

てきたわけあります。今度は、そのだまして

いるんだと言わわれている人がやらないと言つてき

たわけでございまして、ですから、ここのことこ

は、米側がまずどのように現実について分析をし

ているのか、TPPの何が問題であるのかとい

うことについて個別具体的な話は余りないわけであ

ります。そもそも、TPPがアメリカにとって

利益がないから別の道を行くと言つて

いるわけですが、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 まず、一週間ぐらいいの議論で総理が、二国間

の道も閉ざすものではないみたいな道を開いたか

らなんですよ。いや、結果としてはそういう可能

性がゼロとは言わないですよ。ただ、総理の今の

言葉として、トランプ新大統領に会う前の段階と

してそれを言うというのは、私は交渉ポジション

を著しく下げると思いますよ。

総理は、TPPの結果を理解しているのかどう

かも相手に聞くなんて言つていますけれども、失

礼なことですよ。それは、相手の人が理解しない

でTPPを撤廃すると言つておられますか。

そんなことはないですよ。わかつた上でTPPか

らの離脱を言つてゐるわけだし、そう言つてアメ

リカ国民の支持を得て政権をとつたわけですか

ら、それは貴くはずなわけですよ。今さらTPP

の中身はこうですなんて説明するような、そ

う寝ぼけた段階ではないと思います。

では、総理がアメリカに言うべきメッセー

ジは、何か別の交渉に乗るということではなくて、そ

れからびた一文動かないということを明言する

ことなのではないですか。どうですか、総理。

そもそも、日本においても、米国から収奪され

ていて、アメリカにだまされているんだと言われ

てきたわけあります。今度は、そのだまして

いるんだと言わわれている人がやらないと言つてき

たわけでございまして、ですから、ここのことこ

は、米側がまずどのように現実について分析をし

ているのか、TPPの何が問題であるのかとい

うことについて個別具体的な話は余りないわけであ

ります。そもそも、TPPがアメリカにとって

利益がないから別の道を行くと言つて

いるわけですが、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 まず、一週間ぐらいいの議論で総理が、二国間

の道も閉ざすものではないみたいな道を開いたか

らなんですよ。いや、結果としてはそういう可能

性がゼロとは言わないですよ。ただ、総理の今の

言葉として、トランプ新大統領に会う前の段階と

してそれを言うというのは、私は交渉ポジション

を著しく下げると思いますよ。

総理は、TPPの結果を理解しているのかどう

かも相手に聞くなんて言つていますけれども、失

礼なことですよ。それは、相手の人が理解しない

でTPPを撤廃すると言つておられますか。

そんなことはないですよ。わかつた上でTPPか

らの離脱を言つてゐるわけだし、そう言つてアメ

リカ国民の支持を得て政権をとつたわけですか

ら、それは貴くはずなわけですよ。今さらTPP

の中身はこうですなんて説明するような、そ
う寝ぼけた段階ではないと思います。

ているところでございます。

○福島委員 聞かれたから答えたと言いましたけれども、外交のことは、聞かれて答えるのは、うそであつても構わないと思いますよ。相手に対するポジションなんですよ。この国会の審議でどう答えるかが交渉に対するポジションを生むことになるわけですよ。ですから、それは、今の段階では、TPPからびた一文譲るつもりはない、二国間交渉を持ちかけられても、そのようなものに応じることはないと答弁すればいいじゃないですか。それを、可能性があるからやると言うのは、私はおかしいと思います。

民進党に通商政策がないということをおっしゃいますが、我々も、アジア太平洋で包括的な自由貿易ルールをつくろうということはずっと言つてまいりました。(発言する者あり)

○浜田委員長 静爾に願います。

○福島委員 資料の三、アメリカのTPPの離脱が決まった後に、TPP参加国のいろいろな国からさまざまなものでないといふ國もありますし、TPPはアメリカを抜いた形で再交渉すればいいんじゃないのかといふ國もありますし、中国とかも入れてやればいいんじやないかと、さまざまの意見が各国の首脳から出でております。

アメリカがTPPから離脱した後、総理は今までずっと、ガラス細工のようなものであるから、アメリカが抜けたようなTPPは考えられないから再交渉はしないんだとおっしゃつておりますが、その考えはこの段階に至つても変わりませんか。

○安倍内閣総理大臣 TPPについては、そもそも米国が抜ければこれは条約上成立しないという御承知のとおりであります、その中で、しかし、それを修正してつくりかえるかどうかといふことだらう、このように思います。

今後、いずれにせよ、RCFEPさらにはFTAでいくことになるわけであります。そこで、どの

ような形がいいのかどうかということについては

しっかりと検討していきたい、このように思つております。

○福島委員 私は、その検討をぜひ始めるべきだと思います。TPPがだめだからRCFEPという単純なものではないと私は思いますし、アメリカが非常に日本にとってチャレンジングでよかつたなと思うのは豪EPA。オーストラリアと結んだ自由貿易協定というのは、オーストラリア側の自動車の関税撤廃ですし、日本もぎりぎりのところで農産物も含めてセーフティーネットは守られているという意味では非常にいい協定だと思いませんですね。

既に日本は、アジアや太平洋沿岸の多くの自由贸易協定を結んでおります。いきなりRCEPに行くんじやなくて、ぜひ、日本主導でどういうアジア太平洋のルールをつくればいいかということを、もう一度さらから考えていただきたいと思います。これはTPP原署名国のGDPの割合ですけれども、アメリカを入れれば確かにアメリカが過半数を占めておりますが、アメリカを抜けば日本が四割以上、多くの地位を占めるんですね。

ですから、アメリカがTPPから抜けるのであれば、まさに日本が主導して、アメリカと組まなければならぬという説もあるかもしれませんけれども、日本が主導してできるだけだし、そのモデルとなるような自由贸易協定を我々は多く持つていいわけです。それぞの結んだ二国間の自由贸易協定には、山や谷やでこぼこがあります。それを埋めて我々にとって一番いい水準のものに合わせるわけです。それぞの結んだ二国間の自由贸易協定には、ぜひともそういうことを検討していただきたいと思います。

どうしても霞が関の役所というのは、目の前で交渉が始まるものに飛びつきがちなんんです。ただ、A.P.、こういう新たな枠組みの中での交渉が進んでいくことになるわけであります。そこで、どの

舞台をどう設定しようというのになかなかできません。

○福島委員 私は、その検討をぜひ始めるべきだと思います。TPPがだめだからRCFEPという

前回の臨時国会で問題になつたのは、余りにも

調査が不透明だったんですよ。誰に対してどのよ

うな調査をしたのかも言わないで、結論ありますで、ぜひ、アメリカから帰つた後にでも、通商問題に対して集中審議も行つていただきたいと思いませんが、總理、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 福島委員が言われたよう

に、ここで議論というのが外交的なメッセージを持つというのをおっしゃるとおりだらうと思

います。

その意味において、確かに、まだ米国がレームダックセッション等々を前に最後のチャンスがある段階において、特に強く私も、米国の人らないTPPは意味がないということを申し上げてきました。事実、米国が入らないことによって相当TPPの価値が低下するのは事実でございますし、日本と米国が主導していく、TPPを核にさらにこの価値観を広げていくことにおいては、米国が入らないといふことは大きな損失であるのは事実でございますが、ここ当分は米国の参加が見込まれない中においては、我々は固定観念ではなくても少し広く考えるべきだということを私は思つておりますが、今まさに議論をしていくところでございます。

○福島委員 ありがとうございます。ぜひ、集中審議の場を設けていただき、議論させていただければと思っております。

次に、前回の臨時国会で問題になつた、SBS方式で輸入されているお米が、不当な価格が公表されていましたという問題です。

農林水産省の調査の後、いわゆる調整金というリベートで実際に値下げ原資に回すというのをなした結果、やはり、アメリカ産のウルチ精米中粒米、主に業務用で使うものでけれども、どんどん値段が下がつております。輸入業者に聞いても、調整金がなくなつたらこういうふうに安くなりますよねというの、みんな異口同音

におっしゃつております。

前回の臨時国会で問題になつたのは、余りにも

調査が不透明だったんですよ。誰に対してどのような調査をしたのかも言わないで、結論ありますで、ぜひ、アメリカから帰つた後にでも、通商問題について集中審議も行つていただきたいと思いませんが、總理、いかがでしょうか。

○福島委員 いや、さつき言つた短粒種とか、

タイの香り米とか、ごく少量のマイナーナーのものは上がつていてる場合があります。それは規模が

ちつちやいからです。メインで輸入しているのは

アメリカ産の中粒米とオーストラリア産の米ありますから、そういうものは下がっているんです。

私がなぜこの例を出したかというと、今回の天下りの話を聞いていて、まさにこのSBSの問題と同じだなと思ったからなんです。調査をします、調査をしますと言つても全然、何を調査しているのかも言わない、そして国会のTPPの審議が終わつたころになるとぱっと出してくる。それと体质が同じようなものだと思うから、この例を出させていただきました。

天下りの問題に移らせていただきます。

きのうの報道で、公益財団法人文教協会が解散をするという報道がありました。松野文部科学大臣が文教協会にお金を出さないとなつた途端にやめると言つてゐるわけですから、この団体というのは文部科学省の丸抱えの団体だったわけですよ。文科省のお金だけで生きてきたから、そのお金がもられないとなつた途端に解散になつちゃうということですね、そういうことですよね。松野大臣、どうですか。

○松野国務大臣 文教協会が今後解散の方に向

むということに関しましては、私どもは報道で承

知をしております。

私がお話をこちらでさせていただきましたのは、文教協会に関して今後文科省が人的な面また契約関係の面で関係することはないというお話をさせていただきました。

報道の中において、文教協会の方が、文教協会が信頼を損ねた状況の中で今後運営をしていくことが極めて厳しい、その中において解散する方向で今検討に入つたというコメントが出ていたのは私も承知をしております。

文教協会全体の経常収益が平成二十七年度で一億六百一十万円でございます。うち、出版物の収益が約七千四百四十万円で七〇%でございます。出版物の収益のうち、どの程度が文科省の購入に当たつているかに関して、今手持ちがございませんので、調べてまた御報告させていただきます。

○福島委員 信頼かどうかは別にして、大臣がお金をやらないと言つたために解散というわけですよ。

私がなぜこの例を出したかというと、これは確かだと思うんです。

金をやらないと言つたために解散というわけですよ。

しかし、解散させてしまつたら調査できなか

りますが、この団体は調査が終わるまでは解散をさせませんよ。新たな事実がまだこの団体から出てくる可能性は大いにあります。証拠を隠滅するおそれもあります。

ぜひ、大臣、報道でしか知らないということでありますが、この団体は調査が終わるまでは解散をさせず、そしてパソコンのデータとか書類等も含めて保金を回るべきだと思いますが、それを直ちに、今すぐにやるべきだと思います。大臣の御見解をお聞かせください。

○松野国務大臣 文教協会が今後解散という方向

に進まれるのは今後の理事会において協議をさ

れることであろうと思いますけれども、文教協会

そしてOBのR氏の文教フォーラム、この関係が、監視委員会の方から、文部科学省が再就職違反を

潜脱する目的でその枠組みがつくられているとい

う指摘をいただいております。

ですから、今後、文教協会の方向、解散するか

否かにかかわらず文教協会は当然調査班の調査の対象でござりますので、しっかりといろいろ調査

協力ををしていただいて、ピアリングなり、また書面等も含めて、しっかりと調査をしてまいりたいと考えております。

○福島委員 これは早くやつた方がいいと思いま

すので、解散という報道が出ましたから、全ての資料の保全を図るように強く求めていただきたい

と思っております。

今回の文科省の調査班が調査する対象というの

はどこまででしょうか。監視委が指摘している案

件のみなのか、それ以外も含まれてなのか、どちらかお答えください。

○松野国務大臣 今回の文部科学省における調査班の調査対象でございますが、監視委員会の方から認定されたものも含め指摘をされていてる案件、

それ以外に、この制度が発足いたしましたのは平成二十年度、十二月三十一日でございますから、それ以来の文科省の再就職について調査をさせていただきます。

特に、委員からも御指摘をいただいております文教協会、文教フォーラム等のOBを使つた枠組み、この内容に関するも、しっかりと全容を解明すべく調査を進めています。

○福島委員 ヒアリングして思つたのは、文部科

学省というのは文部省と科学技术庁が統合してできた役所です。人事は見事にたきがけになつて

いて、文部省系と科学技術系で、OB人事も含めて全然別の系統になつているんですね。ぜひ、大臣の御見解をお聞かせください。

○松野国務大臣 文教協会が今後解散という方向

に進まれるのは今後の理事会において協議をさ

れることであろうと思いますけれども、文教協会

そしてOBのR氏の文教フォーラム、この関係が、監視委員会の方から、文部科学省が再就職違反を

潜脱する目的でその枠組みがつくられているとい

う指摘をいただいております。

ですから、今後、文教協会の方向、解散するか

否かにかかわらず文教協会は当然調査班の調査の対象でござりますので、しっかりといろいろ調査

協力ををしていただいて、ピアリングなり、また書

面等も含めて、しっかりと調査をしてまいりたい

と考えております。

○福島委員 これは早くやつた方がいいと思いま

すので、解散という報道が出ましたから、全ての

資料の保全を図るように強く求めていただきたい

と思っております。

今回の文科省の調査班が調査する対象というの

はどこまででしょうか。監視委が指摘している案

件のみなのか、それ以外も含まれてなのか、どちらかお答えください。

○松野国務大臣 今回の文部科学省における調査班の調査対象でございますが、監視委員会の方から認定されたものも含め指摘をされていてる案件、

地方の県警本部でやめる方もいらっしゃいますから、その方はいっぱいいらっしゃるんですが、官民人材交流センターを全く使つておりません。防衛省に至つては、結構、私の知り合いでも防衛省の関係の方で防衛産業の関係に天下りというか再就職されている方はいらっしゃいますが、一般職ではありませんよ。新たな事実がまだこの団体から出てくる可能性は大いにあります。証拠を隠滅するおそれもあります。

しかし、解説させてしまつたら調査できないかも知れませんよ。新たな事実がまだこの団体から出てくる可能性は大いにあります。証拠を隠滅するおそれもあります。

ぜひ、大臣、報道でしか知らないということでありますが、この団体は調査が終わるまでは解散

をさせず、そしてパソコンのデータとか書類等も含めて保金を回るべきだと思いますが、それを直ちに、今すぐにやるべきだと思います。大臣の御見解をお聞かせください。

○松野国務大臣 文教協会が今後解散という方向

に進まれるのは今後の理事会において協議をさ

れることであろうと思いますけれども、文教協会

そしてOBのR氏の文教フォーラム、この関係が、監視委員会の方から、文部科学省が再就職違反を

潜脱する目的でその枠組みがつくられているとい

う指摘をいただいております。

ですから、今後、文教協会の方向、解散するか

否かにかかわらず文教協会は当然調査班の調査の対象でござりますので、しっかりといろいろ調査

協力ををしていただいて、ピアリングなり、また書

面等も含めて、しっかりと調査をしてまいりたい

と考えております。

○福島委員 これは早くやつた方がいいと思いま

すので、解散という報道が出ましたから、全ての

資料の保全を図るように強く求めていただきたい

と思っております。

今回の文科省の調査班が調査する対象というの

はどこまででしょうか。監視委が指摘している案

件のみなのか、それ以外も含まれてなのか、どちらかお答えください。

○松野国務大臣 今回の文部科学省における調査班の調査対象でございますが、監視委員会の方から認定されたものも含め指摘をされていてる案件、

般参議院の理事会にも提出いたしましたけれども、必要があれば文書で提出いたしますが、基本的に、三十人強のチームをつくりて、外部の目を、弁護士を入れて、そういう疑いのある方々を対象に厳正な調査をしつかりやる。その上で、必要があれば監視委員会と連携しながら、しっかりとし

た徹底した調査をやっていきたい。

スケジュールについては、初めにスケジュールありきということではありませんけれども、調査の中身をしつかりと充実することが一番大事でありますので、そういうことであります。一方で、結果が出次第、速やかに明らかにしていくことも重要でありますので、私の指揮のもとでスピード感を持つてやつていただきたいと思っております。

○福島委員 役所にいたときに、期限切れの八十点より期限内の六十点と私は言わわれまして、何が重要かということは予算に関係することなんですよ。先ほどの後藤委員の質疑にもありましたけれども、天下りによって予算の配分がゆがめられていたかもしれないという、そうした問題でありますから、予算の採決の前に、ぜひ、中間報告でもいいから、結果を出していただきたいと思います。

天下りの集中審議、そして通商問題の集中審議、そして調査の概要の資料の提出、そして調査の中間報告を予算の審議の最中に提出することを委員長に求めまして、質問を終わらせていただきました。

○浜田委員長 理事会で協議いたしました。

○福島委員 どうもありがとうございます。

○浜田委員長 これにて江田君、大串君、小川君、辻元君、今井君、階君、緒方君、大西君、後藤君、福島君の質疑は終了いたしました。

次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

安倍総理に伺います。

トランプ米大統領は、就任演説で過激イスラムテロを打倒する、こういうふうに演説したのに続いて、一月二十七日、テロ対策として、全ての国

からの難民受け入れの百二十日間の凍結、シリア難民入国の無制限停止、中東、アフリカ七カ国の一般市民の入国の九十日間禁止を命じる大統領令

全世界、世界各地で大きな混乱と批判が起ころおり、重大な国際問題となつております。日本航空と全日空も、対象となる人のアメリカ便への搭乗手続を断る方針を決めました。我が國への影響も重大であります。

難民の入国制限、特定の宗教や国籍者に対する入国制限というのは、難民法を初めとする国際的な人権・人道法に反するものであります。さらに、テロ根絶の国際的な取り組みに対しても、極めて深刻で否定的な影響を与えているのがこの大統領令。

総理にはそういう認識がおありますか。

○安倍内閣総理大臣 各国の入国管理政策や委員御指摘の大統領令は、基本的には内政事項であります。また、日米首脳会談においては、トランプ大統領と直かく有意義な意見交換を行いたいと考えておりますが、具体的な内容については予断をすることは差し控えたいと思います。

他方、移民・難民問題そしてテロ対策は世界的な課題と認識をしておりまして、国際社会で力を合わせてこうした課題に取り組むべきことは当然のことであります。日本のその立場は明確であります。

○浜田委員長 理事会で協議いたしました。

日本としては、移民・難民が出てくるような状況を根絶する、その中で世界が協力しなければいけないということにおいて、その役割を果たしていかないと考えております。

○笠井委員 総理は今回の問題は内政事項だと言つていましたが、そうではなくて国際問題です。国際社会は、出入国の管理の手続をどの国がどうし

ています。

この大統領令が出されたことを、我が国日本では、一月二十八日の夕刊、新聞で、主要紙が一齊に報道しております。そして、その日の、夕刊が

出後の深夜、二十三時過ぎから、安倍総理とトランプ米大統領の電話会談が四十二分間にわたって行われた、これが事実関係。

総理はトランプ大統領に対して、就任直後から精力的に行動され、トランプ時代の幕あけを強烈に印象づけた、こう言われた。さらに、トランプ大統領のリーダーシップによって米国がより一層偉大な国になることを期待している、ここまで言われました。

この電話会談は、大統領令が出た後、国民みなも知っている中で、そういう中で行われて、この発言を安倍総理はされた。つまり、これは、今回の入国制限措置も含めた評価の言葉だったということになると思うんです。

総理は、内政事項だからコメントしないと言われますけれども、もうコメントしているんじやないですか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 つまり、今御紹介をいたしましたが、トランプ政権がスタートしたわけでありまして、そうした中において矢継ぎ早にさまざまな大統領令を出しておられることが事実でありますけれども、もうコメントしているんじやないですか。

イギリスのメイ首相は、けさもニュースでやつていました、昨日のイギリス議会で、イギリス政府ははつきりと誤りであるという立場をとっています。テロとの断固とした闘いが必要だとても、特定の地域の出身者や特定の信仰を持つ人たち全てを疑いの目で見ることは正当化できないと考えている、このように述べております。

イギリスのメイ首相は、けさもニュースでやつていました、昨日のイギリス議会で、イギリス政府ははつきりと誤りであるという立場をとっています。テロとの断固とした闘いが必要だとても、特定の地域の出身者や特定の信仰を持つ人たち全てを疑いの目で見ることは正当化できないと考えている、このように述べております。

政府首脳がだんまりを決め込んでいる主要国は、日本くらいであります。今回の大統領令に対して、明確な日本の首相としてのメッセージを発信すべきじゃないですか、安倍首相。

○安倍内閣総理大臣 もう既にこの場において再三答弁をさせていただいているわけですが、各國のリーダーのメッセージはそれそれでございまして、まさに、宗教や人種、信条等によって差別をしてはいけないというメッセージもございました。当然のことであろう、こう思うわけでございますし、また、その国にとっての難民政策あるいは移民政策のもとにこうした難民を受け入れていく、ウエルカムである。例えば、カナダがそうですね。カナダでは、直ちに迎えるという趣旨の話をしておられるわけでございます。

○笠井委員 さまざま大統領令を出しているトランプ大統領じゃなくして、さまざま出しているけれども、とりわけ電話会談の直前にはくだんの問題の大統領令が出た、そのもとで総理がそういう

ありますからコメントは差し控えているわけですが、同時に、先ほど申し上げましたように、今、多くの難民が出てきているという問題、移民の問題もあります。そして、それは欧洲に大きな混乱をもたらしたわけですが、その中で、各国が協力してこうした問題に対処していく必要があるだろう、憎悪の連鎖を断ちたい、断ち切らなければならないというのが国際社会の一致した認識であります。その中で日本もしっかりとその役割を果たしていくということは全く変わりがないということは、申し上げているとおりでございます。

また、昨年の真珠湾訪問の際に、和解の力が大切である、和解の力が今求められている、そして寛容の心が大切である、このメッセージを日本とともに発出していくことを今求められているということです。その考え方には今も全く変わりがないということです。

○笠井委員 総理はいろいろ言われましたが、世界各首脳は、やはり重大な、内政事項じゃなくて、国際問題だからこそ厳しい批判、議会やあるいは電話会談で直接言っているわけであります。難民問題を言われましたけれども、国連難民高等弁務官事務所、UNHCRは、宗教、国籍、人種を問わず、平等に扱われ、保護と支援、再定住のチャンスを受けることができるべきだ、こういふ厳しい声明も出している。

同時に、テロ対策での他国との関係でも、今回の大統領令は重大な問題があります。

二〇〇六年の国連総会では、国連対テログローバル戦略が、アメリカ、日本を含めて全会一致で採択をされ、全ての人権と法の支配の促進、擁護がこの戦略に不可欠ということを明記して、テロをいかなる宗教、文明、民族グループとも結びつけではないと述べております。実際、特定の宗教とテロを結びつけてきたことが、これまでテロリストにテロの口実を与えてきたわけであ

ります。

ところが、トランプ米大統領は、就任演説で特定の宗教とテロを結びつけて、テロ対策として今回の一連の入国制限措置をとったとしている。これは、二〇〇六年の国連総会決議に明記された国際的なテロ根絶の大原則に真っ向から反するものにはなりません。このことは、テロリストに新たな口実を与えて、テロ根絶にとつても深刻な逆流をつくり出している。

トランプは、今度の日米首脳会談で、この大統領令の速やかな撤回をテロ対策の点でも厳しくトランプ米大統領に求めるべきだと思うんですが、そのことを言うんですか、言わないんですか。

○安倍内閣総理大臣 移民政策あるいは難民政策、そして入国管理については、それは内政の問題であろうと思います。

そして一方、対テロあるいはまた難民の問題、移民の問題等についてはしっかりと議論を行いたい、このように考えております。その中で、先ほど私の考え方について一端を述べさせていただいたところでございますが、その私の考え方につとつてお話をさせていただきたい、こう思つております。

○笠井委員 看過できない重大な国際問題だからこそ、どの先進国首脳も警戒心を持つてトランプ政権に当たるとしている。

ところが、今伺っていますと、安倍総理にはそういう基本姿勢というのがまるで感じられないと言わざるを得ません。ともかく早く会つてくれ、抑止力を我々はしっかりとしたものにしていくわけだと思います。

トランプ米大統領の米国第一主義には、世界の中で危機感、警戒心、怒りが広がっております。言葉がない、こういう態度で日米首脳会談に臨んだら、私は、大変なことになると強く警告をしたいと思います。

トランプ政権の在日米軍駐留経費に係る立場について予断することは差し控えるわけでございませんが、その後、大統領に就任して以降、日本に駐留軍経費を多く払えと具体的には発言をしておられないというふうに承知をしておりますが、日本安保体制は日本いすれかのみが利益を享受するような枠組みではなくて、したがって、在日米軍駐留経費についても日米間で適切な分担が図られるべきものと考へています。

もとより、安全保障政策において根幹となるのはみずからが行う努力であるとの認識に基づき、我が國自身の防衛力を強化し、みずからが果たしてそれを防衛する国は、探したて実は世界じゅうにはないわけでございます。そのことの認識は極めて重要だらう、こう思うわけであります。

同時に、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中につき、日米同盟はアジア太平洋の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を果たしておりまして、我が国としても、平和安全法制や新ガイドラインに基づいて、日本としての役割を積極的に果たしていきたいと考えているわけでございます。

それと、米国も日本に多くの海兵隊を今駐留させているわけでございますが、これは、日本を守るだけではなくて、まさに極東の平和と安定を守り、それは米国の、極東地域、アジア太平洋地域の権益を守ることにもつながっているわけであります。

その大きな貢献抜きには語れないわけであります。

その大きな貢献抜きには語れないわけであります。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕

○笠井委員 では、そこで、資料を配付させていただきましたが、一枚目を「らんいただきたい」と思います。「米国の安全保障政策／日米同盟」という資料であります。

これは、防衛省防衛政策局の調査課と日米防衛協力課が二〇一三年、平成二十五年一月にまとめた文書であります、今申し上げたように、「米

国の安全保障政策／日米同盟」と題する文書であります。これは、防衛省が私に提出したものであります。全体はA4判で二十三ページにわたります。その表紙の右肩上には取扱厳重注意、席上回収と。つまり、その会議の席上だけで、後は回収するというものであります。

稻田防衛大臣、この文書は、いつ開かれたどんな会議で出されて使われたものでしょうか。

○稻田国務大臣 御指摘いただいた資料について

は、防衛計画の大綱の見直しに当たつて防衛省内に設けられた防衛力の在り方検討のための委員会において、米国の安全保障政策や日米同盟という観点から、防衛力のあり方にについて防衛省部内での検討を行うために作成された資料でござります。

○笠井委員 この資料は、時期でいいますと、平成二十五年二月ということで、二〇一三年二月になりますが、第二次安倍政権が発足した直後のも

ので、その検討委員会が行われたときに配付されたと。

そして、その委員会、この文書が配付された二

日後には日米首脳会談が行われて、安倍総理はそ

の場で、防衛大綱の見直し、さらには集団的自衛権行使容認の検討を約束されたという経過であります。そして、総理は、その首脳会談について、緊密な日米同盟は完全に復活したと誇つたわけであります。

そこで、パネルを見ていただきたいんですが、資料でいうと二枚目になります。

これを見ますと、日米同盟の現状、在日米軍の安定的な駐留のための施策の現状ということで、普天間飛行場移設問題、オスプレイの沖縄配備問題、在日米軍駐留経費負担、HNSなどの各施策の評価が記されています。

今、議論で問題の在日米軍駐留経費負担に関する記述ではこうあります。二〇一三年度予算案で約千八百六十億円で、他の米軍接受国、米軍基地を受け入れている国ですね、そういう国と比べて

我が国の負担率は突出というふうに書いてあります。そこで、どれぐらい予算で出しているかという

話なので、私も外務委員会で岸田大臣と大分いろいろ議論した経過もありますので、岸田大臣にお答えいただきたいと思いますが、第二次安倍政権

が、五年間の在日米軍駐留経費負担というのは、当初予算のベースで合わせて幾らになります

ます。我が国の自主的な判断により、一九七八年度以降負担してきたというふうにあります。

そして、今、トランプ大統領はもとと負担せよといふふうに言つたという経過がある。それを認めたら大変なことになると思うんですね。今でも

一兆円近く、条約上も、協定上も義務がないのに負担しておきながら、さらに負担せよという話が出でてきている。総理は、これを唯々諾々と認めるんですか。

○岸田国務大臣 御指摘の予算は、これは防衛省の予算です。私から答えるのが適切かどうかわかりませんが、防衛省によると、平成二十五年度から平成二十九年度にかけて、在日米軍駐留経費負担の合計額、約九千四百七十四億円であると承知をしております。

○笠井委員 この五年間で、新年度予算も含めて一兆円近い予算上の負担をしている。

安倍総理は、第三次補正予算審議のとき、米側の統計をもとにして、日本の負担の割合といふのが七四・五%と他国と比べても高い水準にあると趣旨で、答弁で認められました。そういうことですね。

○安倍内閣総理大臣 この我が国の負担割合については、在日米軍の駐留費、駐留に要する経費全體の捉え方に左右されるわけであります。過去の米国の報告書においては七四・五%とされ、主張同盟国中最も高い割合になつております。

○笠井委員 そもそも、この在日米軍駐留経費は米国がみずから負担すべきもので、日本に支払い義務はありません。日本地位協定第二十四条は、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う全ての経費は日本国に負担をかけないで合衆国が負担する。日本国に負担をかけないで合衆国が負担する、こうはつきり協定上定めております。

それを、いろいろな議論があるということの中、アメリカも要求するというのがあつたりして、日本はわざわざ特別協定を結んでまで負担している。この防衛省の文書を見ましても、資料にあり

ます。そこで、どうやら予算で出しているかという話なので、私も外務委員会で岸田大臣と大分いろいろ議論した経過もありますので、岸田大臣にお答えいただきたいと思いますが、第二次安倍政権

が、五年間の在日米軍駐留経費負担というのは、当初予算のベースで合わせて幾らになります

ます。日米同盟を絶対視して、世界でも異常に突出した駐留経費負担を続けるのではなくて、要求はきつぱりと拒否すべきだと強く言いたいと思いま

す。そこで、どうやら予算で出しているかという話なので、私も外務委員会で岸田大臣と大分いろいろ議論した経過もありますので、岸田大臣にお

答えいただきたいと思いますが、第二次安倍政権

が、五年間の在日米軍駐留経費負担というのは、当初予算のベースで合わせて幾らになります

ます。そこで、どうやら予算で出しているかという話なので、私も外務委員会で岸田大臣と大分いろいろ議論した経過もありますので、岸田大臣にお

答えいただきたいと思いますが、第二次安倍政権

が、五年間の在日米軍駐留経費負担というのは、当初予算のベースで合わせて幾らになります

ているわけですかけれども、大臣も同じ認識ですかと聞いたんです。大臣の認識はどうですか。

○稲田国務大臣 私の認識は、普天間飛行場の危険性の除去が喫緊の課題である、そしてまた、オスプレイの飛行に際しては安全面の確保が大前提である、そして、沖縄の負担軽減のためにできるることは何でもやつていくことでございます。

○笠井委員 ですから、では、万が一の事故にはどういうことになるというのが大臣の認識ですか。全基地撤去運動につながりかねないと思っている、そうじやない、その辺のところはどうなんですか。

○稻田国務大臣 まず、その資料は防衛省内部での検討を行うために作成されたものであつて、必ずしも政府の公式見解でもなければ、私の見解でもありません。

そして、オスプレイの飛行に際しては安全面の確保が大前提であるというふうに考えております。そして、万が一事故が起きた場合には、その再発防止、そして事故の究明が重要だと考えております。

○笠井委員 違うんですよ。万が一起きたとき、再発というのは違うんだ。事故が起つたらどう

いう影響があつて、どういうことをもたらすかと

いうことについて聞いていますよ。お答えでききないわけですね。だから、違うというふうなことじやないでしょ、違うんだたらどうと言わ

れないんですから。

内部文書、内部文書と言われますが、内部文書だからこそ、検討文書だからこそ本音が出るんですよ。そういう文書を出していて、検討材料で、そして副大臣をトップにして会議をやつて、その二日後に総理がアメリカと日米首脳会談をやっているんですからね。そんな軽いものじやないんです。

の訓練を再開して、三週間余りで空中給油訓練も再開をいたしました。

安倍総理は、事故発生当時、重大な事故を起こしたことは大変遺憾だ、原因の徹底的な究明を強く要請している、飛行の安全確保が大前提だと記者団の質問に答えて述べられました。ところが、米軍の調査でも事故原因が特定されていないのに、訓練の再開に日本政府は理解を表明して容認した。これは実に驚くべきことだと思うんです。

○稲田国務大臣 あり得ない。主権国家の政府としては本当に恥ずべき態度だと言わなければなりません。

一体、米軍の最終的な事故調査報告というのはいつ出されると承知しているんですか。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕

○稻田国務大臣 オスプレイを含め、米軍機の飛行安全の確保は、米軍が我が国に駐留する上で大前提だと考えております。

先般のオスプレイの不時着水事故については、事故後速やかに私からマルティネス在日米軍司令官に対し、事故原因の究明、安全が確認されるまでの飛行停止等を申し入れ、米軍側において飛行停止と空中給油訓練の停止措置がとられました。その後に当たっては、米軍だけの判断ではなく、日米で協議を行い、日本政府においても、防衛省・自衛隊の専門的知見及び経験に照らして独自に分析をしたところです。

その結果、本件事故については、引き続き米軍において調査中であり、原因を完全に特定するには至つていませんが、日本政府としては、米側が事故を引き起こした可能性のある各種要因に有効であると思われる対策を幅広くとっていることを確認したところであります。

さらに、今後とも空中給油訓練は陸地から離れた場所でしか行わないことも確認をしているところです。

現に、昨年十一月十三日に沖縄県名護市でオスプレイの墜落事故が起きました。万が一どころか起こった。ところが、米軍は、当委員会でも議論がありましたが、事故後わずか六日でオスプレイ

短く言って私の質問に答えればいいのに、結局答えていないでしょ。

一体、米軍の最終的な事故調査報告はいつ出されるというふうに承知しているのかというのが私の質問です。

○稻田国務大臣 原因究明のための調査が行われているものと承知をいたしておりますが、事故原因の調査には通常数カ月を要するものと承知をいたしております。

なお、平成八年の日米合同委員会合意では、米軍航空機の事故報告書の日本側への提供は、原則、要請の日から六カ月以内に行うこととされており、要請は昨年十一月十九日に行つているところです。

○笠井委員 きちっと詰めて確認もしていない、どうなるかというのを詰めてもいらないんですね、今のを聞くと。

通常でいうと数カ月要する。そして、十二月に六月にならないと出てこない。それで、原因も調査報告も出ていないのにオーケーしちゃった。米軍がオスプレイ飛行を再開した十二月十九日、防衛省が発したプレスリリースというのがあります。ここにホームページから私も引いてまいります。ここで、その中で、事故直後から、在日米軍から情報提供を受け、継続的にさまざまな照会を行つてきた、事故の状況、原因に関するところです。

このとおりなら、日本は、事実関係が米軍から公開されず、具体的な分析もできないのに、米軍から飛行再開の通知を受けたということになります。いわば、言い方はあれですけれども、蚊帳の外に置かれていたことになります。沖縄県民、日本国民の生命や安全を守るために真剣に原因究明する、そういう姿勢が経過から見てもみじんもないと言わなければなりません。

原因究明を徹底したら、それこそ、この、内部文書と先ほど稲田大臣は言ったけれども、本音が出ている防衛省の中の文書、万が一の事故が起つたら全基地撤去運動につながつてしまふ、そんなことになつたら大変ということを懸念して、アメリカに言われたまま飛行再開を認めただけということになるんじゃありませんか。

○笠井委員 では、ここに、防衛省が提出した、航空自衛隊のトップの杉山空幕長の十二月十六日の記者会見の要旨がござります。飛行再開の三日前のものであります。これを見ると、杉山空幕長は、墜落事故、今回の事故について問われて、

れておらず、皆さんと同じ報道ベースでしか存じないため、具体的な分析はほとんどできていない、そういうふうにはつきり答えています。

今、稲田大臣が確認して書いてあると言つた防衛省の発表文書、プレスリリースと矛盾しているんじゃないですか。どうですか。

○稻田国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、防衛省において米側と情報交換して、そして事故の原因、さらには要因についても独自に分析をしているところです。

○笠井委員 独自に分析していると言つて、空幕長自身が、知らない、報道ベースでしか聞いていません。新聞を読んで分析しているみたいな話です。

オスプレイの飛行再開を宣言した米軍のプレスリリースというのがここにあります。これによりますと、杉山空幕長が記者会見を行つた同じ十二月十六日に、在日米軍は日本政府に対し飛行の継続を通知したというふうにあります。

このとおりなら、日本は、事実関係が米軍から公開されず、具体的な分析もできないのに、米軍から飛行再開の通知を受けたということになります。いわば、言い方はあれですけれども、蚊帳の外に置かれていたことになります。沖縄県民、日本国民の生命や安全を守るために真剣に原因究明する、そういう姿勢が経過から見てもみじんもないと言わなければなりません。

原因究明を徹底したら、それこそ、この、内部文書と先ほど稲田大臣は言ったけれども、本音が出ている防衛省の中の文書、万が一の事故が起つたら全基地撤去運動につながつてしまふ、そんなことになつたら大変ということを懸念して、アメリカに言われたまま飛行再開を認めただけのことになるんじゃありませんか。

○稻田国務大臣 今回の飛行再開は、オスプレイの飛行再開と空中給油の飛行再開、二段階に分け行われました。事故当初から、今回の事故の原因は、オスプレイの機体ではなく、空中給油訓練中に行われたものという認識のもとで、そして、

空中給油の再開に当たって、要因の分析等を防衛省で独自に行つたものであります。

オスプレイの事故に際し、給油ホースとオスプレイのプロペラの物理的な接触を引き起こした具体的な要因は今後米側の事故調査の中で確認されることになりますが、空中給油の再開に当たっては、米軍だけの判断ではなく、防衛省においても、接触を起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、米側によつてとられた教育、研修といった対策が有効であるかについて評価を行いました。

この結果、防衛省としては、米側が、事故を引き起こした可能性のある各種要因に有効であると思われる対策を幅広くついていることを確認したことです。

この結果、防衛省における分析と評価について、八つの項目に分けて具体的に申し上げます。

第一に、訓練の……（笠井委員「ダメです。委員長。問題が違う。そんな対策の具体的な話はい

いんですよ」と呼ぶ）

第一に、訓練の十分な習熟がなされないままに飛行するなど、フライトスケジュールが適切に組まれなかつたことにより、搭乗員の練度が十分でなかつた可能性については、米側において、搭乗員全ても空中給油に必要な教育訓練を通じ習熟したことを見証した上で飛行日程を組むこととなりました。

第二に、航空機の搭乗員同士または海兵隊と空軍同士の連携が十分でなかつた可能性については、米側において、オスプレイを運用する海兵隊とMC-130を運用する空軍がともに今般の事故を検証し合い……

○浜田委員長 簡潔に願います、大臣。

○稻田国務大臣 相互に連携して安全に活動できるよう、飛行中の連携要領を再確認すること、また、搭乗員同士の意思疎通や連携の重要性について再確認することなどが行われました。

第三に、緊急事態に対する搭乗員の経験や知識が十分ではなかつた可能性については、米側に

おいて、空中給油時に発生する緊急事態における……

○浜田委員長 大臣、簡潔に願います。

○稻田国務大臣 パイロットやその他搭乗員等の経験談及び給油ホースに接触した同様の事例からの教訓が共有されました。

第四に……

○浜田委員長 大臣。

○稻田国務大臣 天候の変化を機敏に認識できなかつた可能性については、米側において、天候を含む周囲の状況分析と適切な対応について搭乗員の理解が確認されました。

第五に、風や乱気流等に対する対応が十分ではなかつた可能性については、米側において、風や乱気流等が空中給油に与える影響と適切な対応について搭乗員の理解が確認されました。

第六に……

○浜田委員長 だから、長い。大臣、簡潔に願います。

○稻田国務大臣 給油を行う際の飛行速度が適切でなかつた可能性については、米側において、安全に給油を行うための飛行速度について搭乗員の理解が確認されました。

第七に……

○浜田委員長 大臣、長い。大臣、余り長いと、とめますよ。

○稻田国務大臣 複雑な夜間の空中給油への対応が十分ではなかつた可能性については、米側において、暗視ゴーグルを装着しながら夜間の空中給油を適切に実施する方法について搭乗員の理解が確認されました。

最後に……

○浜田委員長 最後に「要らない」。

○稻田国務大臣 給油ホースまたはオスプレイのプローブが正常に作動しなかつた可能性については、米側において、給油器具が適切に作動するた

ろでござります。

○浜田委員長 大臣、そこでやめましょう。

大臣に一言申し上げます。質問に対しても答えてください。終わりますから。

○笠井委員 私は、日本国民、沖縄県民の立場から、本当に、命と安全を守るためにどうしようかということを真剣に議論しているんですよ。かみ合った議論をしていただきたい。

いろいろ言われけれども、先ほど確認したよ

うに、事故を起こした米軍自身が調査報告書はま

だ出でないんですよ。原因はわかっていないん

でしよう。このことを確認した、あれを確認した

と言つたってだめですよ、半年後にならないとわ

からないと言つているのに。

そして、空幕長も、先ほど本人の記者会見のこと

とを言いました、事実関係が米軍から公開されて

いない、皆さんと同じ報道ベースでしか存じない

ために具体的な分析はほとんどできていないと

言つてゐるんですよ。そんな中で、米軍から通告

があつて、そしてオーケーですと話をしたわけ

ですからね。こんな話はあり得ないと思います。こ

こに、今安倍政権の姿勢が示されている。

オスプレイは、日本全国の重大問題です。日米

同盟第一の志向のもとに作成された中期防では、

自衛隊への導入が決まりました。墜落事故を起こした

沖縄配備のオスプレイは、横田、厚木、岩国基地

などに飛来して訓練を繰り返しています。横田基

地には米空軍のオスプレイが配備されようとして

いる。日米合わせて五十機、五十一機というオス

プレイが日本じゅう飛び回るほど危険なことは

ないと思います。オスプレイの撤去を強く求めた

いと思います。

アメリカ・ファーストに対する安倍首相が日米

同盟ファーストと言うのは、私は最悪の組み合わ

せだと思います。軍事も経済もどんでもない道に

になつてゐるといふことを強調したいと思います。

そこで、次の問題に行きます。

日本経済、国民の暮らしはどうなつてゐるか。

安倍総理は確実に経済の好循環が生まれてゐるというふうに言われますが、国民にはそんな実感はありません。

資料三枚目をごらんいただきたいと思います。

パネルにしました。

上場企業の大株主百人の保有株式時価総額がこの四年間でどれだけふえたか、有価証券報告書を当たつて調べてみました。四年間で、総額にして、上位百人で五兆四千億円から十四兆九千億円へと、約三倍にもふえております。一番保有しているのが、上位の中で、ソフトバンクグループの社長、二番目がファーストリテイリング、ユニクロの会長、三番目がキーイング名譽会長、楽天会長、ユニ・チャームのファウンダー、創業者という形で、上位五位、五人について、ここにグラフにしました。こういう状況

大企業の内部留保も三百八十六兆円へと、過去最高であります。

その一方で、国民、庶民の暮らしは、四年間で、実質賃金は年にして十九万円減って、実質の家計消費は、今月また、先月あれですから、十六ヵ月連続で前年比マイナスとなつております。

そこで、安倍総理、本会議での質問で答えがな

かつたので、改めて聞いてみたいと思います。

事実の問題として、今日まで、もう少し長いス

パンで、二十年間に、ごく一部の富裕層に富が集

中をして、いわゆる中間層が疲れる、疲弊をする、そして貧困層の拡大が進んだ、こういう事実の認識はありますでしょうか。

○安倍内閣発足後の所得格差を示す指標の動きを

見ますと、今、個別な、ミクロな指標を示された

わけござります。ああ、なるほど、こうなつて

また、今後とも、空中給油訓練は陸地から離れた場所でしか行わないことの確認をしているところ

いるのかなというふうにも思いましたが、しかし、全体を見ていく、マクロな指標もこれは非常に大切であろう、マクロの指標から分析をしていく必要があるんだろうと思いますが、所得再分配後のジニ係数は、近年、雇用・所得環境の改善や社会保障、税による所得再分配が機能したおかげで、おおむね横ばいで推移をしています。

同時に、相対的貧困率については、昨年公表された全国消費実態調査によれば、集計開始以来初めて低下に転じ、これは集計開始以来初めてであります。特に、子供の相対的貧困率は二ポイント低下したわけでございます。今、厚労省の云々かんぬんという……（笠井委員「それは私は聞いていないですから」と呼ぶ）ああ、そうですか。はい。これはまだ発表されておりませんから、二〇一一年、民主党政権のときまではか発表されておりませんので、安倍政権以降、発表されたら、これは正直にお話をさせていただくのは当然のことであります。

これは、アベノミクスの成果によって雇用が大きく増加するなど経済が好転する中で、子育て世帯の方々の収入が増加したことによるものと考えておりますし、また、生活保護を受給する、全体としてはいわば高齢化、高齢世帯があふえている中においてふえていくわけでございますが、現役世帯は平成二十五年一月のピーク時から約九万世帯減少しているわけでございます。

ということでございまして、今後、さらにさまざまな政策、どんなに貧しい家庭に育っても、希望すれば進学ができる、そういう状況をつくるために、高等教育についてもしっかりと支援を行っていきたい、このように考えております。

○笠井委員 あれこれ数字を挙げられましたが、私が質問した、「十年間のスパンで、富が集中して、中間層が疲弊して貧困層が拡大しているといふ認識はどうかと聞いたことについてはお答えになります。

過労死、これは脳・心臓疾患及び精神障害による死亡でございますけれども、この労災認定は、

直近の数字についていろいろ言わされました。しかし、マクロの指標から分析をしていく必要があるんだろうと思いますが、所得再分配後のジニ係数は、近年、雇用・所得環境の改善や社会保障、税による所得再分配が機能したおかげで、おおむね横ばいで推移をしています。

同時に、相対的貧困率については、昨年公表された全国消費実態調査によれば、集計開始以来初めて低下に転じ、これは集計開始以来初めてであります。特に、子供の相対的貧困率は二ポイント低下したわけでございます。今、厚労省の云々かんぬんという……（笠井委員「それは私は聞いていないですから」と呼ぶ）ああ、そうですか。はい。これはまだ発表されておりませんから、二〇一一年、民主党政権のときまではか発表されておりませんので、安倍政権以降、発表されたら、これは正直にお話をさせていただくのは当然のことであります。

方針転換が必要だ、一%の大金持ち、大企業トップのためではなくて、九九%の国民のための政治が求められていると強く言いたいと思います。

そして、その中で、長時間労働、過労死をなくして、人間らしい雇用のルールをつくる、働き方の改革を真剣にやることは文字どおり喫緊の課題だ、これはそのとおりであります。

そこで、具体的に伺います。

昨年、もう既に、大変な衝撃ということでの委員会でも取り上げられてきましたが、電通の若い女性社員と、そして関西電力の課長職男性の過労自殺が労災認定をされました。こうした問題というのは決して最近のことではありません。

日本で過労死が社会問題になつたのは一九八〇年代の後半、英語には訳せないので、過労死といいうのがローマ字でそのまま記述されるほど、日本

社会の大問題ということが世界で知られています。しかし、その後、事態は改善に向かうどころか、一層深刻になつていています。

数字を二つ伺います。

まず、塩崎厚生労働大臣、過労死、過労自殺の労災認定、未遂も含みますが、これは、労働基準法が改定された一九九八年度と直近、二〇一五年度でそれぞれ何件でしょうか。

○塩崎国務大臣 ただいま、精神障害の労災請求についての件数のお尋ねがございました。

一九九八年度が四十二件、それに対しても五年度が千五百十五件というふうになつております。しかし、その後、事態は改善に向かうどころか、一層深刻になつていています。

○笠井委員 この二十年弱で労災の精神障害の請求件数というのは四十二件から千五百十五件となりましたと、このことから見て請求の是非が判断しやすくなつたということをございまして、請求件数が増加をしているところでござります。

○笠井委員 この二十年弱で労災の精神障害の請求件数というのは四十二件から千五百十五件ということがありますから、数字上見て、実に三十六倍にもなつていています。

二つの点で、事態は加速度的に悪化していると

いきます。一つは、この二十年間に件数自体が激増したこと、そして二つ目に、かつては主に中高年の方々の問題だったといふことで問題になつてきたわけですが、今や若い世代にも広がつて、精神障害がふえて、心身ともに傷つけられているという状況であります。

そこで、総理に伺いたいところなんですが、

○浜田委員長 それでは、速記をとめてください。

○笠井委員 この二十年間近くで四倍近くにもなつていて、百八十九件ということですから、二日に一人という過労死、過労自殺の事案が起きている、そんな日本社会になつてしまつた。この件数は、労災申請をして、長時間労働の記録あるいは証拠が残つていて認定に至つたものだけで、そういう意味では、氷山の一角にすぎないということだと思います。

もう一点、塩崎大臣に伺います。労災の精神障害の請求件数というのは、それでは、一九九八年度と二〇一五年度でそれぞれ何件でしょうか。

○塩崎国務大臣 ただいま、精神障害の労災請求についての件数のお尋ねがございました。

一九九八年度が四十二件、それに対して二〇一五年度が千五百十五件というふうになつております。しかし、その後、事態は改善に向かうどころか、一層深刻になつていています。

○笠井委員 この二十年弱で労災の精神障害の請求件数というのは四十二件から千五百十五件といふことがありますから、数字上見て、実に三十六倍にもなつていています。

○安培内閣総理大臣 随分前の話でございますが、二十数年前、私の友人も、営業職でずっと残業が続き、職場で相手先と電話中に心臓麻痺を起こしてこの世を去つたんですが、残念ながら、そのときは労災認定がなされなかつたわけであります。遺族に随分そのときのことを話されたことを

今でも覚えているわけあります。

その後、先ほど塙崎大臣が答弁をさせていただいましたが、労災認定における心臓疾患、脳疾患に対する基準が変わり、今まで労災に認定されていなかつたものが労災と認定されるようになつたこともあり、数があえているわけでございますが、その以前に同じような基準でそれを認定していれば果たしてどれぐらいだつたかということはわからないわけでございます。

いずれにせよ、過酷な労働の中で大切な命

を失う人がないよう、こうしたことに終止符を

打つためにしっかりと長時間労働について罰則

規定を持つた法整備をしていきたい、こう考えて

いるところでございます。

○笠井委員 長時間労働や過労死に対する政治の責任として、二十年間のスパンで事態が悪化して

きたかどうかということを伺つたのですが、それ

に対してはお答えがなかつたのかなと思います。

問題はそれだけじゃないんですね。いわゆる電

通ショック後、この一年間にわたつてですが、大

企業の現場で実態がどうなつてゐるか、つぶさに伺つてしまひました。

企業側はいわば戦々恐々として、ばれたら困る

ということで、闇残業が横行して、働く人の自己責任を迫る実態が生まれて、中間管理職に圧力がかかるようになつたということであります。

あちこちの企業で、働き方改革だといつて、早く帰れ、会社からもう出ていけ、電気を消せといふ事態が横行している。人はふえず、一人一人の仕事量はそのまま、成果主義で、目標、ノルマは変えずに月給やボーナスは査定をされる。その結果、室内灯が消えて、個人照明の光で仕事をしたり、会社に隠れて自宅に持ち帰り残業をしたり、敷残業ということがあつたんですが、今はパソコン残業になつていて。こんなのは働き方改革でも何でもないと思います。

総理は、そういう実態になつてゐるということ

を御存じでしようか。

○安倍内閣総理大臣 今、企業等についてのお話を御存じでしようか。

○安倍内閣総理大臣 今、企業等についてのお話を

でござりますが、この実態がどうなつてゐるかといふこと等、認識については、これは厚生労働大臣の方からお答えをさせていただきたい、このよ

うに思います。

○笠井委員 では、もう一つ言います。

あるIT関連企業では、夜十時以降は仕事禁止としたけれども、それでは納期に間に合わない、仕事が終わらない、納期に間に合わなくなつたら

上司が取引先に謝りに行けという指示が出てい

る、上司の査定も悪くなるし、上司を困らせるわ

けにはいかないということで誰もが思うだろうと

いう事態。結局、無理して働くを得ない状態になつていく。

あるマスコミ関係の会社は、朝七時から夜十時までのみなし労働が八時間となつていて裁量労働

で、夜十時以降は手当がついていた。それが、働き方改革だからと夜十時以降は原則だめとなつたけれども、仕事は終わらない。総理を初め政治家の皆さんとのところにも夜回りとか朝駆けで記者の方が来るといふことがあると思うんですけれども、夜十時以降朝七時前には記者には手当がなく

なつた上に、交通費も自腹を切つて夜回りをして

いる。会社の経営的には手当や交通費の削減効果

があるだけ、実際の仕事は変わらない。

総理は、働く人の立場に立つてと繰り返し委員

がるようになつたといふことであります。

あちこちの企業で、働き方改革だといつて、早

く帰れ、会社からもう出ていけ、電気を消せといふ

事態が横行している。人はふえず、一人一人の

仕事量はそのまま、成果主義で、目標、ノルマは

変えずに月給やボーナスは査定をされる。その結果、室内灯が消えて、個人照明の光で仕事をしたり、会社に隠れて自宅に持ち帰り残業をしたり、敷残業ということがあつたんですが、今はパソコン残業になつていて。こんなのは働き方改革でも何でもないと思います。

知らない、そういう中で、企業が伸びない、しか

寄せが働く人に往々に行きがちだ、そういうこと

を打破しようということで、経済再生最優先、そ

してまた、今、働き方改革を行つてゐるわけでございます。

今御指摘をいたしましたように、過労死につ

ながるような働き方を強制されるというような事

態がかなり見られるというふうに指摘をされてい

ることもあって、「過労死等ゼロ」緊急対策とい

うのを去年の年末に出させていただきました。

今、笠井委員から御指摘のあつたような、実働

時間と表向きの労働時間、このギャップが非常

に大きいケースが多々あるじゃないか、こういう

御指摘がございました。

私もこれは四六通達というのがありました。

実労働時間をきちっと適正に把握するといふこと

がさらに大事だということで、今まで行政に対

する通達を出していただけで、それを広報する形

でしたけれども、今回は企業向けの新たなガイド

ラインという形で、労働時間をきつちり把握する

ということにさせていただいて、これから、我々

のホームページにももちろん載せておりますけれ

ども、企業に対しつつかりと徹底していくことを思つております。

それと、厚生労働省に私も来て、つくづく、事

業場ごとにしか物事を見ないという発想が、いか

に企業単位で同じような長時間労働が全社的に行

われているということがたくさんわかりました。

そこで、企業本社への指導というものを徹底して

いくということにいたしました。

もう一つは、是正指導段階での企業名の公表制

度で、この企業がこういう長時間労働を強いてい

るということを今までよりも早目にオープンにし

てしまうということもやつてゐるわけでございま

すので、スピード感を持って順次実施に当つて

いるということをと思っておりまし、また、これら現行法

の執行強化を長時間労働の是正に向けてしつかり

とやる。

その上で、今、働き方改革実現会議で議論を深

めておりますけれども、さまざま形で、働く人のために新しい働き方をつくり上げていこうといふこと

うことでございます。

○笠井委員 実労働とのギャップを埋めるといふこと

が必要だということでガイドラインの話もさ

れましたが、そう言うのであれば、パソコン残業

を含めて、実際に働いた時間が把握できるような、

誰が見てもわかる制度にしておく必要がある。肝

心なのは、労働者一人一人の実際の労働時間を

しつかりと把握することだ。それをどうするかと

いうことで、それなしに問題は解決しないという

ことは、しつかりやる必要があると思うんです。

そして、最後になりますが、そういう点でいい

御指摘はございました。

私はこれは四六通達というのがありました。

実労働時間をきちっと適正に把握するといふこと

がさらに大事だということで、今まで行政に対

する通達を出していただけで、それを広報する形

でしたけれども、今回は企業向けの新たなガイド

ラインという形で、労働時間をきつちり把握する

ということにさせていただいて、これから、我々

のホームページにももちろん載せておりますけれ

ども、企業に対しつつかりと徹底していくことを思つております。

それと、厚生労働省に私も来て、つくづく、事

業場ごとにしか物事を見ないという発想が、いか

に企業単位で同じような長時間労働が全社的に行

われているということがたくさんわかりました。

そこで、企業本社への指導というものを徹底して

いくということにいたしました。

もう一つは、是正指導段階での企業名の公表制

度で、この企業がこういう長時間労働を強いてい

るということを今までよりも早目にオープンにし

てしまうということもやつてゐるわけでございま

すので、スピード感を持って順次実施に当つて

いるということをと思っておりまし、また、これら現行法

の執行強化を長時間労働の是正に向けてしつかり

とやる。

その上で、今、働き方改革実現会議で議論を深

めていますけれども、さまざまな形で、働く人のために新しく働き方をつくり上げていこうといふこと

うことでございます。

呼ぶ)はい。基本は基本でござります。

しかし、それは大臣告示という形で、さらに、三六協定を結べばそれを突破できるという状況がある中においては、今度はちゃんと法定で決めていこう、罰則つきの法定で決めていこうということでしつかりと議論していきたい、こう考えているところがござります。

○笠井委員 要するに、基本ということを確認されました、大臣告示が、健康上からもそれが基本だということで大臣告示に出ているわけですか

ら、基本だと言ふんだったら、それを法定化する、これが当たり前だと思うんです。

それを、過労死ラインとか何か言つて、そして八十時間、百時間、そこまでいがないところをクリアすれば、ぎりぎりだつたらいいと言つたら、本当にリスクは高まるばかりで、そんなのは、ちゃんと労働者、国民を守る法律でも何でもないといふことだと思います。

この問題をしつかり議論する必要があると、日本共産党、民進党、自由党、社民党的野党四党は、この問題でも、労働基準法改正案ということであ議院に共同で提出しております。この問題を速やかに審議して、やはり力を合わせて本当に実効ある上限を法律で決める必要がある、国会の責務だと思います。

委員長に最後に、この問題で、長時間労働の規制に関して、働き方改革に関して、当委員会の中審議を必ず予算審議の中でやるべきだと強く求めたいと思いますが、いかがですか。

○浜田委員 理事会で協議させていただきま

す。

○笠井委員 終わります。

○浜田委員長 この際、藤野保史君から関連質疑の申し出があります。笠井君の持ち時間の範囲内でこれを許します。藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。質問に先立つて、新潟県糸魚川市の大火で被災されている方々に心からお見舞いを申し上げます。

○金田国務大臣 法務大臣、これは間違ひありませんか。

○藤野委員 共謀罪十三件、そして陰謀罪が八件、予備罪三十

私は、大火直後の十二月二十五日に現地に入りました。県知事初め地元の方々が強く求めていた

被災者生活再建支援法が適用されることになりましたが、被災された方々の生活再建、なりわい再建はこれからあります。一日も早く再建が進む

よう、政府は、店舗、事業所や設備などの再建に

対する直接支援など必要とされる支援をやり切ること、さらには生活再建支援法の拡充を行うこと、これをまず求めたいと思います。

質問に入ります。

共謀罪についてお聞きします。

政府は、テロ対策だと強調しています。しかし、当委員会でも繰り返し明らかにされました、既に日本はテロを防止するための条約を十三本も締結しております。

外務大臣に確認いたします。間違ひありませんか。

○岸田国務大臣 國際社会において、いわゆるテロ防止関連条約について画一的な定義があるわけではありませんが、我が国としては、十三本のテロ防止関連条約を締結していると認識をしております。

○藤野委員 パネルを見ていただきたいと思いま

す。いわゆるハイジャック防止条約、航空機不法奪取防止条約など十三本、日本は締結をしております。政府はあたかも日本がテロに対して無防備であるかのように言うわけですが、これだけの条約を締結し、国際社会と連携してテロ対策を行つて

いる。

また、日本には、未遂以前の段階で処罰できる規定も多数あります。パネルの二枚目を見ていましたが、法務省から提出していただいた資料をもとに作成したものであります。共謀罪十三、陰謀罪八、予備罪三十七、準備罪八、字が小さくて恐縮ですが、これだけあるということです。

○金田国務大臣 これは間違ひありませんか。

○藤野委員 たゞいま御指摘の、現行法上、

共謀罪十三件、そして陰謀罪が八件、予備罪三十

七、準備罪が八ということで、お尋ねのとおり、その合計は六十六項であります。

○藤野委員 それだけの重大犯罪についての未遂以前の处罚規定がある。これに加えまして、日本はアメリカと違って、いわゆる銃や刀剣の所持自体が禁止をされています。さらに、サリン等も所持 자체が禁止をされています。

これを確認した上で、総理にお聞きしたいんで

すが、二十六日の当委員会で総理はこういう事例を挙げられました。例えば犯罪を行おうというテロ組織があつて、飛行機をハイジャックしようという綿密な計画を立てる、爆弾を持ち込む、あるいは武器を持ち込んでハイジャックをして建物に突っ込むという計画を立てる、こういう例を出されました。

これは航空機強取等の罪、いわゆるハイジャックの予備罪を念頭に置いてのことだと思いますが、爆弾を持ち込む、こうなりますと、これは、爆弾を持ち込むどころか、爆弾を持ち込もうとか爆弾を使おうとか、それを共謀した段階で、ここにもありますけれども、爆発物取締罰則の共謀罪、これで取り締まることができるんですね。あるいは、武器を持ち込むともおっしゃいました。この場合も、持ち込む以前の武器を所持した段階で、銃刀法違反や凶器準備集合罪、これで取り締まることができるわけです。

総理、総理が挙げたケース、素手でハイジャックしようとしてすることでもない限り、現行法で取り締まることができるんじゃないですか。

○金田国務大臣 委員お尋ねの件でござります

が、爆発物を使用するとは限りませんし、ということを考えております。

○藤野委員 いや、私が聞いているのは、爆発物を使おうと共謀した段階で共謀罪があると言つてゐるんです。ですから、今私が聞いているのはいわゆるハイジャック予備罪に当たるのかではありますし、私が聞いたのは、そういうことを爆発物取締罰則の共謀罪や凶器準備集合罪で取り締まることができるということを指摘したわけです。

○金田国務大臣 お答えします。

つまり捕まえることができる、こういうことあります。

総理はこの間の衆参の委員会でいろいろ答弁さ

れましたが、それは全て、犯罪を実行するという

行為、罰則ですね、共謀の存在、これが前提になつてゐると思います。

法務大臣に確認したいんですが、犯罪の合意す

なわち共謀があるということは誰がどうやって判断するのか。もちろん、最終的には裁判官が判断することになると思います。しかし、捜査段階ではこの合意や共謀は捜査機関が捜査を行つて間違ひありませんね。

○金田国務大臣 捜査過程のうち、捜索、差し押さえとか逮捕といった強制検査に際しましては裁判官の令状審査が必要となるため、裁判官が法令に従つて合意の有無を適切に判断することになると考えております。

○藤野委員 いや、ですから、裁判官のところは私も認めました。私がお聞きしたのは捜査段階のことです。捜査段階について、そこはやはり捜査機関が捜査を行う、これで間違ひありませんね。これはちょっと、端的に。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の捜査につきましても、他の犯罪の場合と同様に、刑事訴訟法の規定に従つて必要かつ適正な捜査を行つことは当然である、このように考えております。

○藤野委員 つまり、捜査機関が行うということ

であります。

それで、これをどうやつて判断するのかにつきまして午前中の質疑で、階委員の質疑におきましたが、拡大ですね、こういうこともございました。そうしたこととあわせて、きょうは組織的犯罪集団についてお聞きをしたいと思います。

金田大臣もさきの質疑でこうおっしゃいました。テロ組織、暴力団、薬物密売組織、この三つ

だ。大臣にお聞きしたいんですが、組織犯罪集団というのはこの三つに限られるんでしょうか。

○金田国務大臣 お答えします。

テロ等準備罪のケースにつきましては、対象となる団体でございますが、重大な犯罪を行うことを目的とする組織的犯罪集団に限定することにしております。例えば、テロ組織、暴力団、薬物密売組織などは対象となるわけでございますが、それ以外のものもこれに含まれる場合もあります。

○藤野委員 要するに、三つに限られる場合があります。

こういうことになりますと、テロとかあるいは暴力団、薬物密売組織、いわゆる捜査機関があらかじめ把握している、わかっている集団には限られない、捜査機関が今の時点で把握していない、認識していない、そういう集団も対象になつてくわけであります。

捜査機関が捜査を行うと先ほどおっしゃいました。そうしますと、大臣、これは、例えば二人以上あるいは複数の人が話し合っている、共謀している、捜査機関がそういうふうに捜査しようと思えば、それは捜査の対象になるんじゃないですか。

○金田国務大臣 私どもは、現在、テロ等準備罪を検討中であることは以前から申し上げてまいりました。

そういう中におきまして、例えば、先ほど申し上げましたように、テロ組織、暴力団、薬物密売組織などは対象となります、これは重大な犯罪を行うことを目的とする集団でございますし、一方で、労働組合や市民団体そして民間企業といつた正当な活動を行う団体は対象とならないというふうに、法文上も明確になるよう検討を進めようとしておりまます。

○藤野委員 いや、重大な犯罪を目的とするとかおっしゃいますけれども、しかし、その重大な犯罪かどうか、先ほど総務委員からも指摘がありました。定義が明らかでないし、今その解釈を変えようとしているけれども、その理由もこの委員会ではつきり述べない。結局、何の限定にもならないわけです。まさに目的というものの、犯罪をたくさんでいるその目的を捜査機関が捜査する、その

場合は、二人であろうが複数人であろうが、その犯罪の目的が問題になつてくるわけであります。

先ほど、三つ事例を挙げられました。例示だとおっしゃいましたが、これはそもそも例になつていいないと私は思うんです。暴力団は一応、暴対法に定義がありますが、もちろん警察は指定暴力団以外も捜査の対象にしております。

テロ組織はどうなのか。外務大臣にお聞きしたいのですが、テロ組織についての定義というのはあるのでしょうか。端的にお願ひします。

○岸田国務大臣 テロ組織の定義、国内法の定義とということであれば、これは法務大臣にお伺いしていただければと思います。

国際的にテロ組織という定義、何か決まった定義があるとは承知しております。一貫した定義は国際的には、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義というのはあるんでしょうか。

○藤野委員 そうなんです。一貫した定義は国際的にないということになります。

先ほどの航空機を強取するという話におきましては、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義といふのはあるんでしょうか。

○金田国務大臣 お尋ねの麻薬密売組織となりますが、麻薬の密売をなりわいとしている組織といふふうに私どもは考えます。

一方で、先ほどの御質問にもかかわるわけですが、いずれにしましても、何がこの組織的犯罪集団に該当するのかという点につきましては十分に明確になるように条文案を詰めてまいりたい、このように考へておられます。そこで、この定義でありますから、その定義によるところにつきましては十分に明確になるよう検討をしてまいりたい、このように考へておられます。そこで、この定義でありますから、その定義によるところにつきましては十分に明確になるよう検討をしてまいりたい、このように考へておられます。

○藤野委員 この問題は、刑罰の対象になるかどうか、人権がかかつた大問題であります。その問題を議論しているときにこの三つの例を挙げられた。そして、これが組織的犯罪集団だと限定されているとおっしゃつておられるわけです。ですから聞かれてお答えください。

○金田国務大臣 厳密な定義というような意味において、それが最も適切な定義であるかどうかを含めて現在検討中であることを申し上げたい。そして、成案が出た段階でしっかりと委員会において、議論をさせていただきたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 つまり、例示としては、これはわかりやすい例示として示したわけではございませんして、法定上の定義があるわけではありませんが、麻薬密売組織ということにおいては、大体これが、皆さん、どうなものだということはわかると思います。

それを法定していく中においては、今、金田大臣から答弁をさせていただきましたように、どのような定義をすることがいわば可能かどうかといふことについては当然今検討中でございまして、例示を示したもののは、まさにわかりやすくお示していただければと思います。

国際的にテロ組織といふ定義、何か決まった定義があるとは承知しております。一貫した定義は国際的には、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義といふのはあるんでしょうか。

○藤野委員 そうなんです。一貫した定義は国際的にないということになります。

先ほどの航空機を強取するという話におきましては、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義といふのはあるんでしょうか。

○金田国務大臣 お尋ねの麻薬密売組織となりますが、麻薬の密売をなりわいとしている組織といふふうに私どもは考えます。

一方で、先ほどの御質問にもかかわるわけですが、いずれにしましても、何がこの組織的犯罪集団に該当するのかという点につきましては十分に明確になるように検討をしてまいりたい、このように考へておられます。そこで、この定義でありますから、その定義によるところにつきましては十分に明確になるよう検討をしてまいりたい、このように考へておられます。

○藤野委員 この問題は、刑罰の対象になるかどうか、人権がかかつた大問題であります。その問題を議論しているときにこの三つの例を挙げられた。そして、これが組織的犯罪集団だと限定されているとおっしゃつておられるわけです。ですから聞かれてお答えください。

○金田国務大臣 厳密な定義といふ定義でありますから、それが最も適切な定義であるかどうかを含めて現在検討中であることを申し上げたい。そして、成案が出た段階でしっかりと委員会において、議論をさせていただきたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 つまり、例示としては、これはわかりやすい例示として示したわけではありませんが、麻薬密売組織といふことにおいては、大体これが、皆さん、どうなものだということはわかると思います。

それを法定していく中においては、今、金田大臣から答弁をさせていただきましたように、どのような定義をすることがいわば可能かどうかといふことについては当然今検討中でございまして、例示を示したもののは、まさにわかりやすくお示していただければと思います。

国際的にテロ組織といふ定義、何か決まった定義があるとは承知しております。一貫した定義は国際的には、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義といふのはあるんでしょうか。

○藤野委員 そうなんです。一貫した定義は国際的にないということになります。

先ほどの航空機を強取するという話におきましては、法務大臣にお聞きしたいのですが、麻薬密売組織の定義といふのはあるんでしょうか。

○金田国務大臣 お尋ねの麻薬密売組織となりますが、麻薬の密売をなりわいとしている組織といふふうに私どもは考えます。

こういうものを活用しておられてこの運動が広がっているという、まさに皆さん運動を広げられているんだろうと思いますが、運動が広がっているという実態を示しているということであろう、こう思つたでございまして、警備というのは、こうしたたくさんの人たちが集まる中において、人々の中にけがをしたり、混亂の中で危害を加えられたりしないようなことも含めまして対応していくということではないか、こう思う次第でございます。

○藤野委員 総理、これは全然違うんです。

この号の九ページをちょっと紹介しますと、こう書いてあるんですね。警察では、原子力灾害や原子力関連施設に対するテロの脅威に的確に対応するため、関係機関との連携、情報収集、警戒警備を強化していますと結んでいるわけです。警察庁は、あまたある団体の中で一番初めにこの運動を挙げているいろいろな団体がありますよ。けれども、一番冒頭にこの県民集会などを挙げています。

総理、お聞きしたいんですが、情報収集とかそういうことじやないんです。情報収集の対象になつていて、警察庁の原発は要らないというスマや若者たちの行動が、一体どこが原子力関連施設に対するテロの脅威に当たるのか。総理、ちょっとお答えください。

○松本国務大臣 ただいま御指摘のありましたテロに関しましては別項のところで表示をしているところでございまして、この写真が出ていて、国内の反原発運動という、このページの部分とは全く別項のところでございまして、ここにあるものについてそだとうことは趣旨の違うことになります。

○藤野委員 大臣、恐縮すけれども、恐らく読まれていないと思うんです。

ここに現物がありますけれども、原発が特集されているんです。特集されていて、これが始まりで、そしてその最後のところで、あまたある団体を見た後に、最後に、先ほど言つた、原子力関連

施設に対するテロの脅威に的確に対処するために、いろいろな理由をつけて、この場合はまさにテロを理由に、ママや若者たちが原発は要らないと言つて、その行動を監視の対象にしている、こういふ問題であります。

しかも、原発だけじゃないんですね。このペナルの右側を見ていただきますと、まさに大衆運動全般が対象になっている。これは二百八十五号であります。が、安保法制に対する国会前十二万人の集会、さらには沖縄のセルラー球場での県民集会、そして、ここにはちょっと載つていないんです。例えば労働者の方々が時給千円以上あるいは全国一律最賃制を求めているメーデーも監視対象になつていています。

総理にお聞きしたいんですけど、政府に物を言う人たちだけじゃないんです、時給千円以上にしてほしい、当たり前の暮らしをしたい、こういう声を上げただけで警察の監視対象になつていて、これが実態じゃないですか。実態をお認めになつたらいかがですか。

○松本国務大臣

ただいま御指摘の、監視という御表現をさせていらっしゃいますが、警察といったしましては、公共の安全と秩序の維持に当たるとお答えください。

○松本国務大臣 ただいま御指摘の、監視という御表現をさせていらっしゃいますが、警察といつては、公共の安全と秩序の維持に当たるとお答えください。

マや若者たちの行動が、一体どこが原子力関連施設に対するテロの脅威に当たるのか。総理、ちょっとお答えください。

○松本国務大臣 ただいま御指摘ありましたテロに関しましては別項のところで表示をしているところでございまして、この写真が出ていて、国内の反原発運動という、このページの部分とは全く別項のところでございまして、ここにあるものについてそだとうことは趣旨の違うことになります。

○藤野委員 大臣、恐縮すけれども、恐らく読

治安維持の名のもとに、多くの国民の思想、良心

ります。

あの有名な、國体を変革したまつは私有財産制度を否認することを目的とした結社を対象としておりました。当時の国会では、それ以外は対象じやないんだと繰り返し答弁されておりました。

パネルの四枚目を見ていただければと思いま

す。これは、一九二五年一月二十日、若槻礼次郎内務大臣の提案理由説明であります。これを見ま

すと、世間にはこの法律案が労働運動を禁止する

がためにできているように誤解している者がある

ようであります。この法律が制定されると、労

働者が労働運動をするについて、何らかの拘束を受けるというように信じている者があるようであ

ります、「この」ときは甚だしき誤解であります。

つまり、政府は、治安維持法は労働運動には関

係ない、誤解だ誤解だと繰り返し答弁していた。

しかし、実際はどうだったか。労働運動のみならず、宗教者も弾圧の対象になりました。自由主義

者、学生のサークルまで弾圧の対象になりました。

総理にお聞きしたいのは、治安維持法は次々と

対象が拡大をされていつたわけであります。最後

は普通の人たちも対象になつてきた。この治安維

持法の歴史について、総理、どのように御認識になつていますか。

○安倍内閣総理大臣 委員は九十年前の内務大臣

の答弁を引用されておられるわけでござります

が、例えば特定秘密保護法のときには映画がつく

れなくなるというキャンペーンをされました。し

かし、あれからもう何年もたちますが、つくれな

くなつた映画が一本でもあるんでしようか。全く

そんなことはないわけでありますし、平和安全法

のときにも私が戦争をしようとしているんだ

と。そんな準備すら全くないわけでありますから、

それは全くの、今我々がやろうとしていることと

それを同じレベルで議論することは、これはいさ

さかどうかと思わざるを得ないわけでござります

し、今はそもそも、犯罪を行うことを目的とし

ている組織ということに限定をしているわけであ

ります。

先ほど、麻薬組織ということについても……(藤

野委員「それは聞いていません。もう時間がありませんから」と呼ぶ)いや、例えばですね、それ

は麻薬を売ろうと思って考えただけではならない

わけでありまして、組織的にまさにそれで生計を立てているなりわいにというのはそういう意味でございまして、ですから、それは大きな違いがあ

るといふことについては御理解をいただきたい

ことです。市民をこれで対象とするということではないということです。

一般的市民をこれで対象とするということではないということです。

○藤野委員 全く質問に答えていないんですね。

私は、違うかどうかなんて聞いておりません。

その前提として、治安維持法そのものについての

総理の認識を聞いているわけです。思想、良心の

自由、こういうものを考える際のまさに原点中の

原点が私は治安維持法だと思います。これについ

てどういう認識を持つてあるかというのはまさに

総理の認識を聞いているわけです。思想、良心の

モ条約との関係で、批准をしなければ安全が守れないという中において法整備を進めようとしているということについては御理解をいただきたい。

今申し上げてることを話さないと私がどういえ考え方のもとで述べているかということが御理解いただけないんだろうと思つて、申し上げているところでございます。

○藤野委員 聞いていることには答えずに、聞いていいことをずっとずっとしやべらないでいただきたい。

この戦前の歴史があるからこそ今の憲法があるわけです。

総理、日本国憲法十九条は、世界の憲法にない思想、良心の自由という規定をわざわざ設けております。あるいは三十一条から四十条は適正手続の保障について十条にわたって定めている、これも世界の憲法にはありません。なぜか。

それはやはり、戦前、法律上、残酷な刑罰あるいは拷問等、禁止されていたにもかかわらずそれが横行した、その反省から法律ではなく憲法の規定にまで高めた。時々の権力者あるいは国会が思想、良心を処罰するがあつてはならない、適正手続を法律によつて違反することがあつてはならない、だから憲法にまで、法律でこれらの権利を侵害しないように憲法上の原則にまで高めている。こういう認識が私は決定的に安倍政権には欠けているというふうに思います。

最後になりますが、総理にお聞きしたいと思います。

総理がつくろうとしている日本社会はどういう社会か、こういう問い合わせあります。

総理は特定秘密保護法をつくれましたが、この特定秘密保護法によつて、国民の側からすれば、政府が何を考えているのか、政府が何をしようとしているのか、これが見えなくなつてきました。他方で、仮に共謀罪が成立したら、拡大監視法とあわせて、政府はその気になれば、国民が何を考へているのか、何をしようとしているのか、これをつかむことができる。

総理、総理がつくるうとする社会というのは、政府がやつていることは知らせない、しかし国民

がやつていることはどんどんつかんでいく。総理、こういう社会をつくるうとされているんじゃないですか。

○浜田委員長 安倍内閣総理大臣、時間が来ておりますので、よろしくお願ひします。

○安倍内閣総理大臣 はい。

藤野委員はいろいろと妄想されているんだと思いますよ。

例えば、特定秘密保護法については、ゼロの中からいきなりこの法律をつくつて、たくさん、これも秘密、これも秘密ということにしたのではありませんですよ。それまでも既に秘密の指定はあつたんです、たくさん。たくさんあつたんですよ。たくさんある秘密を、秘密の認定をする際、厳格な基準をつくり、それに対しては、しっかりとそれを管理する人たち、そして私もそれに対してしっかりと責任を負うということになつたわけです。これができる前は、総理入臣たる私も知らないものがあつたんですよ。そうではないという状況をつくることができて、より整理され、より厳格になつたわけでございます。

それと、憲法第十九条の思想、良心の自由及び憲法第三十一條以下の適正手続の保障等はいずれも憲法上の重要な基本的人権であると考えております、その観点から、今回、組織という規定を設け、しかも準備行為を行わなければいけないというものを加えたということで御理解をいただきたいと思います。

日本共産党は、共謀罪を断固廃止するために國民とともに全力を尽くす。この決意を申し上げまして、質問を終わります。

○浜田委員長 これにて笠井君、藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、下地幹郎君。

○下地委員 維新の会の下地幹郎でございます。きょう最後の私の質問ですから、ぜひ皆さん、慎重にまたお願いをしたいと思います。なので、我が党の考え方というのをまずお話ししてから質問させていただこうと思いますので、よろしくお願ひします。

我が党は、去年の通常国会で、与党でもない、野党でもない、政策提案型責任政党、こういう姿をつくりたいというふうに思つてゐるんです。野党というのは、今まででは、不信任案に反対して、予算に反対して、首班指名で、不信任案は……（安倍内閣総理大臣「賛成」と呼ぶ）賛成してですね。総理、ありがとうございます。それで、予算は反対して、不信任案は賛成して、そして首班指名は自分の党の党首を書く、これが野党の姿でしたけれども、私たち、補正予算、二回賛成しました。また、不信任案も反対しました。

そういう意味でも、こういうふうにやると、補完勢力だといってほかの野党から怒られるわけですが、ただ、私を初めとして維新の会のメンバー全員は、自民党と選挙区で戦っています。これからは、選挙区で戦うことが野党、与党じゃなくて、政策は政策としてしっかりとやる、選挙は選挙としてしっかりとやる、こういう姿をこれからイメージして、私たちは新しい野党をつくつていきました。

特にまた、今、野党の中でも第三党ですから、第一党の野党になりたいというのは当たり前であります。そのためには民進党との違いをいっぱい出す、これが一番大事なことなので、きょうの私の質問も、民進党との違いをいっぱい出してやつていただきたいというふうに思つております。（発言する者あり）はい、出しましょう。

まず総理、一点目に、この前、パールハーバー

を訪問なされました。

パールハーバーを訪問なされて、総理が和解の力をお話ししなされたあの文章を全部読ませていただきましたけれども、非常に私は感動を受けまして、総理が今までいろいろなところでスピーチしましたけれども、一番よかつたんじやないかなとあります。やはり、ハワイにおけるスピーチは、私は歴史的なことだと思つうんですね。

その前に、我が党は式典に公党として初めて参加したんです。私もそこに行かせていただきましたけれども、非常に感動したのは、初めにハワイの地元の方が、宗教家がお祈りをするんです。その次には軍の牧師さんが来てお祈りをする。三番目に誰がやるのかといつたら、日本の宗教家が来てお祈りするんですね。それを、ハワイの四千人の方々、遺族の皆さん生き残りの皆さんのが、全部真剣に日本の宗教家のお祈りするというようなものです。非常に、あれだけ寛容な国というか、こうやって和解をつくり上げていかなければいけないというのを改めて感じることができます。

また、花火における新潟県長岡市とハワイのホノルルとの交流というのも、いろいろと物語を聞かせていただきましたけれども、総理が最終的にこのパールハーバーを訪問したいという決断をした思いというのは何なのかと、このを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 戦後七十年以上が経過をしたわけでございます。

戦後七十年に当たつて、私は、米国議会で演説をいたしました。そして七十年談話というものを出したわけでございます。その際、和解の力といふことを私は強調したところでございます。米国議会に先立つて実は豪州議会においても演説を行い、そして、やはり和解の力、寛容の心についてお話をしたわけであります。豪州側の寛容、あるいは米国の寛容、そして、日本と戦火を交えた国々

の寛容、アジアの国々の寛容についてお話をさせいただいた。

そして、今こそ世界に向けて、この寛容の心、そして和解の力、パワー・オブ・リコンシリエーション、これをしつかり世界に對して示していく、この和解の力の象徴が日米同盟であろう、こう考えたところでございまして、オバマ大統領とともにその力を世界に発信することができた、このように認識しております。

○下地委員 総理、あそこにボーフィンという潜水艦があるんですね。総理も見られたと思いますけれども、このボーフィンという潜水艦は、沖縄にとって物すごく思いがある潜水艦なんです。それはなぜかといふと、一九四四年の八月の二十二日、沖縄から長崎に向かう駆逐艦対馬丸を撃沈した潜水艦がボーフィンなんですよ。私も、通つて初めて、このボーフィンがそのまま飾られていることに非常に驚くと同時にびっくりしたわけであります。

この対馬丸記念館というのは、政府がしつかりと予算をつけて、ずっと今までつくり、そして今もずっと多くの人が記念館に来ているわけですがけれども、できたら、長岡市とホノルルが平和協定を結んでこういう交流をやっているように、対馬丸財団とボーフィンを持つている財団が平和協定を結んで、お互い、本当に歴史の中で非常に厳しい、苦しい思いをなされた両方でありますけれども、ぜひ平和協定をするように、ハワイの総領事に話しかけて、何とか総理の力で、七十五年、七十六年目を迎える対馬丸とボーフィンの平和の記念式典、ぜひ総理がお力を入れて、頑張って協定に力を入れていただけないか、これが私の一点目の希望でありますけれども、総理のお考えをお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 あの山本五十六を生んだ新潟県の長岡市とホノルル市が戦後に交流を深めてきたのは事実であろうと思いますし、寛容の精神、和解の達成をした一例であるうと思います。

沖縄では、唯一の地上戦が行われ、そして多く

のとうとい命が失われました。我々には、そのことを胸に刻みながら、二度と戦争の惨禍においていただいた。

うことです。

○安倍内閣総理大臣 米国と日本それぞれ、また他のそれぞれの国もいるんだろうと思いますが、

私は日本国総理大臣として、日本の国益を第一に考える、これは当然のことである、こう思つておりますし、國力を増していく、例えば安全保障においてはしつかりとした抑止力を維持していく、これは安保条約も含みますが、と同時に、経済を強化し、そして国民を豊かにしていくこと

これが私の責任であろうと思います。

と同時に、そういう状況をつくっていく上にお

いては、国際社会とともに手をとり合つてさまざ

まな貢献をしていく、共通の目標に向かつて日本

も貢献をしていくことも当然求められるん

だらう、こう思うわけでござります。

○下地委員 公正公平なルールで選ばれた大統領

が自分で選ぶべきであると思います。

○安倍内閣総理大臣 言つていたので、トランプ新大統領についてお話をさせていただきたいと思います。

トランプ大統領というのは、公正公平のルールに基づいて大統領になられた、そういうような認識で

言つておられます。

○安倍内閣総理大臣 言つておられたとこの方向でやりたいというような

ことを決断したならば、ぜひ、外務省を通して總理が力を入れて御尽力いただきたいというふうに思つております。

○下地委員 それは当事者がどういうふうな想

いであるかも大事だと思いますけれども、もし当事

者がしつかりとこの方向でやりたいというような

ことを決断したならば、ぜひ、外務省を通して總

理が力を入れて御尽力いただきたいというふうに思つております。

○安倍内閣総理大臣 それは、きょうは、我が党はトランプ国会と

言つておられます。

○安倍内閣総理大臣 まさに民主的な手続によつて大統領に就任さ

れ、このように認識をしております。

○下地委員 トランプ大統領が就任式で申し上げ

た言葉、米国第一主義であるとか、米国の製品を

買ふとか、米国人を雇ふとか、強い国家になりた

い、この認識論は総理の認識と、どうですか、違

いますか。

○安倍内閣総理大臣 基本的に、その私の認識といふのは、トランプ大統領がそういう認識を持つておられるということです。

○下地委員 自分の国が強くありたいという認識を持つておられるということです。

○安倍内閣総理大臣 その国の認識といふのは、トランプ大統領がそういう認識を持つておられる

年間ロビー活動を禁じる、もうワシントン村だけでも物事は決めさせないと選挙のときもずっと言つていました。そして、メキシコに国境の壁の建設をする、こういうふうなことも言つていました。

いい悪いは別にして、政治家としてやろうとしていることは全部実行しているというようなこと

になるんです。私は、そのことが日本の経済にとってもマイナス要因になるかということをきょうは質問したいんですよ。

ちよつと次のパネルを見てもらいたいんですけど、これを見ていただきますと、アメリカと

いうのは人口がこの六十年間で一億八千万人伸びているんですよ。移民が四千万人入っています。

その中の五三%がラテン系のアメリカの方々、そ

のうちの二九%がメキシコから来る移民の数なん

ですね。

これを見ておわかりのように、世界の中で人口が一番伸びたのはインドネシア、その次がアメリカ

が一億五千万人ぐらいますけれども、現在の失業者が五%、七百五十万人、リーマン・ショック

のときの失業が一千五百万ぐらいあって、そのと

き非常に厳しい状況だったんです。今でも毎年百

万人移民が入つてくる、そのうちの五十万人が子供であつて、その残りの五十万人は就労しなけれ

ばいけないというようなことなんです。

つまり、私が申し上げたいのは、移民政策とい

うのは、経済成長と雇用の拡大と移民政策のベス

トミックスがないと、移民を受け入れた、受け入れけれども、そこに働く職場がなくて、そして

生活ができないようになるということは、逆に言えれば、入れることの責任を放棄していることにな

るんですよ。だから、移民政策というのは非常に

経済政策とベストミックスでなければダメなん

です。

私は、そういう意味でも、今、毎年これだけの

数の移民を受け入れている、トランプ大統領は、

経済を活性化してから、一時はとめているけれど

○安倍内閣総理大臣　日本においてはいわゆる移民政策といふものを進めていくという考え方ではないわけでございますが、米国の成り立ちとして、まさに移民によつてつくられた国であるのは事実なんだろう、こう思います。そこで、米国としては移民に対して寛容な政策をとつてゐる。

う循環になつてくると思うんです。
だから、第一主義かどうかは別にして、いいとは言わないけれども、とにかくアメリカ経済が伸びないと、日本という経済もヨーロッパという経済も強くならない、そういう認識は私はあつてしかるべきじゃないかと思うんですけれども、總理、お考えはいかがでしようか。

○安倍内閣総理大臣 アメリカと日本との関係においては、同じバイの中でとり合っているのではなくて、両国が経済成長していくことが、まさに今、下地委員がおっしゃったように、経済成長を

〇 五兆円しか投資していないんですね。それで、百二十七兆円米国の債券を持っているのも日本が今、一位になりました。それで、在米日系企業の雇用の創出金額というのは、百七十万人、これは総理も国会答弁で言っていますけれども、これも非常に大きいんです。

最後のところの輸入と輸出のバランスが少し八兆円と十五兆円と違っているといいますけれども、前の一、二、三を考えると、日本という国家はアメリカの国家に相当貢献していると思いませんか。

ンプさんという人は、こういうことをやりたいと言つて選ばれて、それを実行しているというようなことの段階においては、この政策は、また、先ほど示したように、経済と雇用のベストミックスも考えながら物事をやっていくという中においては、やはり国家としての、国内問題としてのやり方があるんです。ここはひとつ、私は慎重に発言すべきだというふうに思いますね。

それと、二つ目には、FTAについての話がありましたが、FTAを、向こうが交渉を持つてきいたら即刻断るべきだというような話があります。なぜなら、FTAは、本当に、よく、たとえば、

Pを上げていく上においてはプラスであろう、こう思ふわけでござりますが、一方、例えば不況な状況、経済が伸びていない中において、需要がないにもかかわらず移民があふえて、しかしそこで職を奪い合う形となつてしまつては、これはさまたげな課題が生じてくるということはあるんだろう、このように思います。

え、そうすればお互いに輸出増にもつながっていくわけ。
そういう意味におきましては、GDPという考え方
トヨタは大きな投資を並行して工場を新設するこ
とによって、車の販売額を伸ばすことは、必ずしも

本國にしている。そして、その
場をつくり、そしてそ
れに出し合ふことも、輸出
しては、今、日本におい
方もありますが、GNTI

いただいたと思ふんです。
米国側に対し我々もどのような説明をしようとずつと考えてきているわけでござりますが、
当然、この直接投資額の差も、これは結構、こんなに差があるわけでございまして、こういうものもお互いにきつちりと見ていく必要があるんだるう。

いたいわとも
領令でやらないと言つてゐるこの現状、これから
もトランプさんと会つてこのTPPを口説こうと
今でも思つていますか。

○安倍内閣総理大臣　そう簡単に、私がTPPを
考え直してくれと、わかつたということにはもち
ろんなりません。これは相当程度時間はかかるわ
けであります。

○下地委員 何か、トランプさんが今やっていることに非常にマスコミは悲観的なんですけれども、私は合理性を感じるんですね。やはりビジネスマンだつただけに、合理的なものを考えるんです。

工場で働く人たちは雇用が生まれ、利益が上がり、れば賃金も上がっていく。それは相当広く均てんしていくわけですね。労働者のみなならず、その方々が消費することによって栄える商店街もあるでしょう。物件を購入する、不動産もよくなつてい

まさに日本の米国への投資というのは、例えば投資というのを、アメリカの企業を買うという投資ではなくて、それもやっていますが、日本の企業は雇用を生み出す。向こうに行つて、今までなかつた工場をつくり、既にある工場を買うのでは

は
正
規
いすれにせよ、TPPの意義について、意味と
言つた方がいいかもしませんが、これはまさに、
米国と日本というのは、普遍的価値を共有する國
がルールをつくって、アジア太平洋地域で、大き
な経済圏の中でそれを確定したルールとして、

また、もう一つ、これを見ていただくと、アメリカ第一主義は日本経済に好循環をもたらすかと
いうことが今書いてあります。

やはり、GDPが世界ナンバーワンの国家、人
口が三億人を超えて世界で三番目に大きい国家に
なっていますから、この国家が強くなるということ
とはどうなのがかというと、輸出が強くなるわけな
んですね。輸出が強くなると、国民総所得が上がつ
てくる。見ておわかりのように、二位の中国とも
一千兆円近くの違いが出てくるわけなんです。

くと「こう」ことにおいて貢献します。

同時に、トヨタが上げた利益等々において、それは日本の利益にもなつてくるわけですがいまして、国民総所得もふえていくことにも、投資が還元されることによって利益を生んでいく、日本全体会の収入もふえていくことにもなるわけでありまして、そうした考え方をお互いが持つことが大切なんだろう。アメリカが成長していくことは必ず日本の利益になるのは間違いないんだろう、こう思つております。

なくて、新たに工場をつくり、そして、そこに雇用を生み出し、門前町をつくり出す、そういう大きな貢献としてこうした結果が出ていたというふうと等も含めといふこともあります。今まで申上げているのは、単に貿易差額ではなくて、大きな観点から話していきたい。日米の経済対話をしていくといふ、こう考えてみるとどうかと思います。

○下地委員 総理、ここからが民進党と維新の会の違いなんですね。

先ほどの福島さんの話を聞いてみると、移民間

く。いわば、その中には、例えば労働や環境を規制するルールもあるし、また、国有企業の制限に関するルールもありますよね。国有企業が力を持つてどんどん買収していくのというのもありますね。これは結構大切な、大きな nanopointなんですよ。これをルールとして確定する意味において、TPPは大きな戦略的な意味を持つっているということも含めて理解を深めていく。

しかし、その中で今後どう反応していくかといふ。

○下地委員 総理、最後のところ、黄色いところを見てください。

題に対してコメントを出さなきやいけないと、いうようなことを言っていましたね。移民問題、きよ

うことについては、これは予測はつきませんけれども、この意義や意味について話し続けていくこ

たり土地に回したりといふ傾向が強い国家なんですね。こういうふうな国家になつてると、輸入が増大して、そして世界のGDPが伸びる、こうい

直接投資、毎年日本は五兆三千億をアメリカに投資しています。先ほどトヨタの話をしましたけれども、やっています。アメリカは日本に対しても

うの世論調査を見ても本当に抵抗している中において、絶対にコメントを出しちゃいけませんよ。これは、人権がどうだこうだじゃなくて、トラ

とは意味があるんだろうな。入れ入れといふことではなくて、この意義や意味について、ではどう考えていいのか、今後の世界の貿易のあり方を

どう考えていこうか、アジア太平洋地域の経済についてどう考えていこうかと、ルールについてどう考えていこうかということをお互いに議論することとは意義があることだらう、このように私は思ひます。

○下地委員 私から見ると、トランプさんも安倍総理も、沖縄の言葉で言えばガーディューなんですね。だから、無駄な時間だと思ふんですね。

安倍総理は、先ほど見ていた数字からしても、十二分にFTAでも僕は聞えると思うんですね。だから、そういうふうな、TPPの説得をするというんじゃなくて、本格的なFTAの交渉をやる。

私の考えは、FTAの交渉をアメリカとやって、残り十一ヵ国のTPPの仲間がTPPをやりたいと言ふんだつたら、TPPの協定も結ぶ。それで、アメリカが後から入ってきたいならば、来る。そ

して、十一ヵ国のTPPの国々がアメリカとFTAを結びたいと言うなら、それは結べばいい。しかし、日本みたいにそう簡単に結べる国はないと思うんですね。日本は、TPPがうまくいくためにも、TPPのほかの国とはTPPをスタートさせて、FTAはアメリカと結ぶ、これの方が私はやりやすい。

しかも、大事なことは、アメリカの了解をとらないで、このTPPのメンバーとだけTPPをスタートさせることは、日米関係にとって全然よくない。だから、私は、FTAをやることとTPPをやることを同時にやつたらいいんじゃないかなといふふに思っていますけれども、すばらしい提案だと思います。

○安倍内閣総理大臣 先ほども福島委員から、十ヵ国でやるといふことも排除すべきではないと、提案をいたしました。いただいたんすよ、大体。これについては、我々も、今の現状をよく見ながら、何がベストかということについて頭をやわらかくしてよく考えていただきたい。

今、実は、この政権の中においてもさまざまな意見があります。もう米国抜きのTPPは、そもそもこれはやはり今においても意味がないしといふ議論もあります。一方、協定を変えなければいけませんが、結び直すということが必要なんですが、今の十一ヵ国にさらにどこか入ってくる、このレベルに追いついてくるところを、興味がある國々はありますから、そういう國々を加えて考えてみたらどうかという意見がございます。

これは複雑ですから、そう簡単ではないんですね。また、米国はどう考えるかという意見がござります。

今、先ほどの福島委員の御意見を拝聴させていただいたところでございますが、下地委員の御意見も拝聴させていただいたとございまします。ただいたところでは、日本の赤いところ、三千億と一千六百億が、訓練とか人件費とか、これは日本の思いやり預算ではなくて、丸々こういうふうなお金が来てゐるわけです。この右の方の数字が思ひやり予算、これが五千八百億円なんですね。

これはいわば私に言わせれば、これだけの金額の装備品を、アメリカの国民が、自分のお金を払つて、アジアのバランスのために日本に置いているわけです。これを見て、バランスがいいと思うのかといったら、バランスが悪いと思うのはこれは当たり前のことだと思うんですね。これはいいとは思ひませんよ。

それで、私はこの前、アメリカへ行きました。この数字を見ながら、アメリカのいろいろな方々と話をしたら、それだったら、この右の方の五千八百億を一兆円にしろとか二兆円にしろとか、こういったことをトランプさんは要求してくるのですかと言つたら、下地さん、そうではないと。それだったら、では、自衛隊をまた南スーザン以外のところ、リビアにもどこにも行かせてドンパチするような、そういうようなことをやるのかと言つたら、憲法九条があるから日本はできないでしょ。では、何をトランプさんは言おうとしているんですかねと聞いたら、多くの方が、もう自分の国は自分で守れ、そういう方向に日本は行つたらどうかということを言つてているんですよ。

しかし、この数字は簡単な数字じゃありませんよ。次の数字をちょっと見てもらいたいんですけど、総理、自信を持ってやつてもらいたいというのが一点です。

二点目ですけれども、総理、ちょっと数字を見てもらいたいんですけれども、六兆四千億という数字と三兆四千億という数字がありますけれども、この数字は、アメリカの国民が日本に置いてあるさまざまな装備品、これもアメリカの方々が払つてある。言えれば、アジアのリバランスのためにはアメリカが日本に置いている装備品なんですね。これが大体八兆円から九兆円ぐらい、九兆八千億ぐらいあります。

この下の方の赤いところ、三千億と一千六百億はどんどん沖縄からどこからも撤退していくままでありますから、そういう国々を加えて考えた大体八兆円から九兆円ぐらい、九兆八千億ぐらいあります。

さあ、そこをどうするかというところがこれら大きなポイント。次のパネルまで見てちょっと总理の答えを聞きたいんですけど、これを見ていただくと、もう伸び率が全然違つんですね。こういうふうな状況になつていて、总理の答えを聞きたいんですけど、これを見ると、そう簡単に、はいと言えるような状況ではないんですね。

だから、アメリカが自分の国は自分で守れといふことを言って、わかりました、自分たちはどうなことを言つても、この現実から見ると、どうなんどん沖縄からもどこからも撤退していきますからねといふうに言つても、この現実から見ると、そう簡単に、はいと言えるような状況ではないんですね。

だから、アメリカが自分の国は自分で守れといふことを言つて、わかりました、自分たちはどうなことを言つても、この現実から見ると、どうなんどん沖縄からもどこからも撤退していきますからねといふうに言つても、この現実から見ると、そう簡単に、はいと言えるような状況ではないんですね。

また、イージス艦についても、日本を守るためにのミサイル防衛等のためにも資するわけでありますが、例えば、ハワイを守る、グアムを守るためにはこのイージス機能を生かしているのは事実でございまして、そしてやはり、日本を母港にできるというのは大変大きなアメリカにとっての利点でもあるということを考えなければいけないだろうと思います。

いけないのではないかなど。そして、アメリカがこの国から徐々に撤退していくとも、しつかりと自分の国は自分で守れるというような、一%枠を、明確にこれを私たちを超えてやっていくんだといふことを示すことが、トランプ政権と互角の話話し合いをする中においても私は必要だと思うんです。

第一次安倍政権の発足で、防衛関係費は十年連続で削減されてしまましたが、第一次安倍政権も含めまして十年連続で防衛費は削られてきたんですねが、厳しさを増す安全保障環境等を踏まえて、現在の中期防衛力整備計画では五年間で実質平均〇・八%伸びず計画になつておりますし、実際五年連続で増額を図つているところがございまして、こうした点等についても、我々もしっかりと見て置くべきであるような気が充てんして、き

そして、同時に、もちろん、我が國を守つていてくれるのは我が國が守つていくんだという氣概は持つ必要がありますが、一方、世界のどこを見てもう一国のみで自國を守れるところはないわけでござります。日本は最強の米国と同盟関係にあるわけでもございまして、いわばアジア太平洋地域、いわば日本に駐留する米国の戦力と日本の戦力をしっかりと三つに二つを強化していくこと

と同時に「アノイ」が考案していることに、日本が日本の役割をもつと果たしてもらいたいということもあるんだろう、こう思うわけでございます。それは、ただ駐留軍経費を払うということだけではなくて、いわば日本の防衛については日本も努力をしてもらいたいということもあるんだろう。

ただ、日本は、オバマ政権との間において、平和安全法制を制定し、そしてさらにはガイドラインを新たに改定もしているわけでございまして、日本の役割は相当ふえていくわけでござりますから、そういう新しい形もこれから、今度、マティス国防長官が今週来られますから、そういうことも含めてよくお話をさせていただきたい、このようについております。

済においては、遂に「アベノミクス」に対して利害が
プラス要因であるというふうに思う。しかし、安
全保障においては、先ほど見せた数字のよう、
いつまでたってもこの数字が変わらなかつたら、
何かアメリカにおんぶにだつてこのようない、そういう
ような雰囲気をつくつてしまふといふことを
徐々に変えていくといふ意味においては、この
一%枠というようなもの、実質、中曾根内閣の中
でこれはもう変わつたといふことを言つて
いますが、しかし、全く数字は変わつていらない。
総理がここで本格的にこれを変えていくんだと
いうようなことを言つことが新しいメッセージとな
つて、トランプさんと二月の十日に会つときか
ら、また違う、日米同盟の眞の姿が生まれてくる
のではないかといふふうに私は思ひますけれど
も、どうお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今委員がおっしゃつたよう
に、この一%の枠ということについては、既に閣
議決定により撤廃をしております。しかし、現在
GDP比一%枠というものがあるわけではないわけ
であります、大体一%で推移しているのは事
実であります。

○下地委員 今、総理が現状認識と言いますけれども、現状認識はさつきのグラフなんですよ。隣の中国の防衛費の増大は、現状認識からすると物すごく強いんですね、大きいんです。

だから、その認識をしっかりと持ないと、今言っているような現状認識という言葉が違う意味に働くことになってしまふので、僕はもう一度答弁をいただきたいんですけれども、やはりここはしっかりと、この防衛費のGDP一%の枠を超えて新しい枠組みをつくりながら、みずから国は自分で守つてしまふという方向に行くべきではないかということに対して、私はぜひコメントをいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 現在、中期防の見直しをしたわけですが、この伸びについても、しっかりとアジアの安全保障環境に対応できる形で、中身も見ていただきたいと思いますが、対応ができる形で伸ばしていくことを決めているわけでござります。

十年間ずっと減ってきたものをプラスにしたというものは大変大きな変化でございまして、いずれにせよ、先ほど申し上げましたように、GDP比で、GDPとリンクさせる考え方はないというふうなことは、先ほど適切ではないということははつきりと申し上げていたわけでありまして、あくまでもやはり対外的な要因もしつかりと見据えていく必要があるだろう、このように思います。その中でしっかりと我々も対応していくべきだい。

したがつちであります。その口で日本を脅威の勢力としていくということではないかと思います。
○下地委員 トランプ新大統領選運の質問は終わりますけれども、経済においては、FTAをしっかりやつて、TPPを、入った方がいいということが私の提案。そして、防衛に関しては、しっかりと、GDP一%の枠を超えて新しい提案をしていくことで、トランプ新大統領との新たな枠組みができるべく、今回、安倍総理、絶好のチャンスだと私は三番目には、ロシアのことですけれども、とにかく、トランプさんとトランプさんが非常に信頼関係ができるくるということは、日本にとつても本当に大きな影響をもたらすんじゃないかと私は思うかなきやいけないです。

ここは、北方四島についても、返還問題、平和条約に関するも、チャンスだと思います。長く申し上げませんけれども、このチャンスは生かさなきやいけないです。

じやないという答弁をすることはもう予想していいましたよ。しかし、それはそうじやないんです。やはり、母港が日本にあるということは大きい抑制力になるわけでありまして、そこは、世界じゅうを守っているといながらも母港を置いているという意味は大きい。

しかも、これは、この中には数字に入れていませんけれども、核の傘下とかいろいろなことを考へても、まだ大きな数字がアメリカ側が提供している数字の中にあるという認識を持たなきやいけないというふうに思います。

それで、「私が申し上げたいのは、やはり、GDPの1%控」ということがありますけれども、これはそろそろ明確に、總理、控を超えて裝備を充実させていくことなどをいかなければ

○安倍内閣総理大臣 今委員がおっしゃったように、この一%の枠ということについては、既に閣議決定により撤廃をしております。しかし、現在GDP比一%枠というものがあるわけではないわけであります、大体一%で推移しているのは事実でございます。

この防衛関係費のあり方については、我が国の防衛に必要な人員や装備品等の要因と安全保障環境等の対外的な要因等の双方を踏まえる必要があります。そういう観点から、中国の国防費の、これは異常な伸びと言つてもいいんだろうと思います、それと比較をしていただいたと思いますが、GDPといふこともあり、GDPと機械的に結びつけることは適切ではないと考へております。この点は明確に申し上げておきたいと思います。

「ここは、北方四島についても、返還問題、平和条約に關しても、チャンスだと思うんです。長くとも申し上げませんけれども、このチャンスは生かさなきやいけない。

私は、どんなにしても、日口がけんかしている間に北方四島の問題が解決するといつても、なかなかやはり現実的には難しいんじやないかと思うんですね。今、この関係が修復する、そういうことを、このチャンスに、安倍総理が今までずっと、一貫にやってきた成果を出していったら、私は、一歩外へ出るましくんじやないかなというふうに思っています。それだけ、一言、答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 例えば、日口の間におい

て、米口が関係がよくなると、まるで日口が進まないのではないかとの俗論がありますが、これは全く間違いでござります。

かつて、米ソが激しく争っていた冷戦時代には、これは当然、平和条約交渉等々も全く一步も進まず、しかも、当時は、存在しないということを言わされたわけでござります。

その中において、今回は、米口が今までよりも関係がよくなる兆しが見えていたりなのであります。つまり、日本は日米同盟がありますから、日米同盟がある中ににおいての日口関係というものがあるわけあります、日米同盟が基軸でありますから。ですから、そういう意味におきまして、米口が話し合いかける、戦略的な話し合いかけるということは、日本にとつてもこれは悪くはない、こう考えております。

また、先ほどパネルで例として挙げておられました、イスラム国への対応ということについては、残念ながら、今まで米口の間でこうした戦略的な対話を十分にできていなかつた中において、統一された戦略がない中において、ISILの活動というのがどんどん肥大化してきたのも事実であろうと思います。

そうした政策調整が行われることがやはり国際社会の中では好ましいんだろう、こう思う次第でございます。

○下地委員 この北方四島と平和条約の話を、バイの日口だけでやるんじゃなくて、北方四島と日本の平和条約をやるこの会議を、米口が入った中でやるという、三カ国の枠組みの中でこういう協議ができる、そういう姿ができてくると一挙に変わってくるのかなというような思いをしておりますので、それはぜひ、これからブーチン大統領とトランプ大統領がどういうふうな方向になるかわかりませんが、もしうまくいくようだつたらこれはチャンスだということを申し上げておきたいと、いうふうに思います。

それでは、次、話はかわりまして、憲法問題についてちょっと総理の御認識をいただきたいんで

す。

この前、代表質問で、私どもの馬場幹事長が質問をしました。そのときの馬場幹事長の質問は、憲法解散をしたらどうかという話をだつたんです。それは決して、解散をする日にはどうだこなうだとか、そういうような話じゃないんです。

昭和二十一年十二月十八日、衆議院が解散され、

昭和二十一年四月十日に、女性を含め二十歳以上

の国民に選挙権が初めて与えられて、完全選挙に

上がつたというのが背景にあるんですよ。

しかし、今は国民投票がありますから、こういふことは要らないんじやないかと言われるかもしれません、総理、そうじやなくて、ホップ、ステップ、ジャンプと書いてありますけれども、やはり、憲法というものを本気で変えたいならば、総理が変えたいならば、解散をするときに、私たちは憲法を改正することを望みますよというメンバーがいて、その選挙をやって、それが三分の一集まってから憲法の論議を深めるべきだ、憲法改正を進めるべきだというのが私の考え方なんです。

選挙のときには憲法改正の話も公約に挙げない、何も挙げないで、たまたま景気の話でうまくいって、そのままひつた話の中で三分の一が集まつたから憲法

改定しましょね、私はよくないと言っているわけです。

だから、明確に、憲法を改正することをしっかりとこの選挙の中に入れ、それで解散をする。そして、その後に、この憲法改正についての審議をして、国民投票をやって、そして改定をしていくと立てるわけですね、三分の一で。では立てる発議するのは、まず発議でございますから、といふことだろう、こう思うわけでございます。

と申し上げておいて、では、解散との関係におきましては、もうこれは任期もだんだん限られてまいりましたので、ここで今、憲法と解散をリンクさせると、何か時期も結構いろいろ推測をされる方もおられると思いますが、全くこの解散については今も考えていないということを申し上げておきたいと思います。

それは、私は今解散するつもりはありませんと

いつて。つもりを聞いているわけじゃない。つもりを聞いているわけじゃない。つもりを聞いているわけじゃない。

つも

うなことを、我が党の考え方をぜひ御理解いただければあります。

ちょうどまたかわります。麻生財務大臣に。

今度の予算に、この前、財務省から資料をいたしました。それは決して、解散をする日にはどうだこの党は、憲法改正をするべきだということを、もう旗を上げて次の衆議院選挙をやりたいというふうに考へているので、ぜひそういうメンバーを集めて憲法改正選挙を、次、必ず四年に一回は選挙があるわけですから、そのときにはおやりになつた方がいいんじゃないことなんですが、これでも、総理のお考へをお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 御党のお考へはわかりました。我が党は、既に憲法改正というものは掲げてありますし、党はと言つてもいいわけ

でございまして、その上で、私の総裁のことで、

四回の総選挙で大きな勝利を得ているわけございます。

と同時に、また、国民投票がここであるわけ

ございまして、その国民投票の際に、さらに逐条的に何を変えるんだということも大きいわけでありますから、そこで国民の皆さんのが意思を表明するということであろう、こう思うわけでございま

す。

憲法においては、法律はまさに国会において議院が決める、過半数、過半数でこれは成立をする、完結をするんですが、議院の役割は、国民にお伺いを立てるわけですね、三分の一で。では立てることにしようという、そういう役割と言つても、発議するのは、まず発議でございますから、といふことだろう、こう思うわけでございます。

と申し上げておいて、では、解散との関係におきましては、もうこれは任期もだんだん限られて

売り上げがありますといつて、その一億円の経費が下にありますけれども、研究開発費が二千万かかりましたというふうに言つたら、これは経費で二千万は落ちるんですね。今度、生産向上設備投資に二千万かけましたと言つたら、それも経費で落ちるんですね。また、所得拡大促進といつて

発議するの、まず発議でございますから、といふことだろう、こう思うわけでございます。

と申し上げておいて、では、解散との関係におきましては、もうこれは任期もだんだん限られて

まいりましたので、ここで今、憲法と解散をリンクさせると、何か時期も結構いろいろ推測をされる方をおられると思いますが、全くこの解散につ

いては今も考えていないということを申し上げておきたいと思います。

○下地委員 総理、解散の日にちは聞いていない

んです。解散するときは憲法解散がいいということ

うなことを、我が党の考え方をぜひ御理解いただければあります。

ちょうどまたかわります。麻生財務大臣に。

今度の予算に、この前、財務省から資料をいたしました。それは決して、解散をする日にはどうだこの党は、憲法改正をするべきだということを、

二兆五千億あるんですよ。我が党は、ずっとと言つてゐるんですけど、租税を二兆五千億やります

が、この租税がどこに当てはまるのか、どこのところが租税を受けたのか、そういうデータは財務省にはないんですよ。

○麻生国務大臣 これによって与えた影響が、経済面においてどういう影響が出て、それによつて得た特許、もしくは何とかによつてという細目が

あります。

○下地委員 我が党で調べたんですよ。そうした

ら、決算書を調べなきゃいけないので調べると、一番この租税特別措置法を活用した、研究開発費を活用したのはトヨタで、一千五百億ぐらいあり

ました。その次が日産自動車の四百五十億で、そ

の後企業名が、これはなかなか調べるのが大変な

んですよ、表に出てこないですから。

これを見ていただくとわかるように、二億円の

売り上げがありますといつて、その一億円の経費が下にありますけれども、研究開発費が二千万か

かりましたというふうに言つたら、これは経費で二千万は落ちるんですね。今度、生産向上設備

投資に二千万かけましたと言つたら、それも経費で落ちるんですね。また、所得拡大促進といつて

五名以上の人がふやしたら、年収が五百万元ふえましたと言つたら、二千五百万元かかりましたと、これもまた経費で落ちるんですね。ここまでは経費で落ちるからいいんですね。

上に行くと、その研究開発費が一〇%、生産

向上費が五%、所得拡大促進税制が一〇%と、こ

の分だけが出た利益の中から引かれて、そのまま

残るというような形になつてくるんですね。

私が申し上げたいのは、同じような企業が同じ

ように残っちゃうんですね。だから、会社が大

きくて、いろいろなことをやっている人は、いろいろな枠組みで、いろいろな仕組みで、税金を払わなくていいような形で残つてくるわけなんですよ。そうではなくて、もう租税のこの適用額の二兆五千億をやめて法人税を安くした方がみんなに当たはまるんじゃないですか。その方がいいんじやないかというのが我が党の考え方ですね。

だから、この租税特別措置法をやると、限られた企業だけが、三つも四つもこの項目に当てはめられた形でこれをとつていく。しかも、大きい会社にできるだけ行くようにしようと。だけれども、これをやめて、法人税を二三%を二一%、二兆五千億分ぐらい充てると、これはもう地方の企業まで全部当てはまる。そういう中で、地方の企業にとつても法人税が安くなることは非常にやる気をもたらすことになると思うんですけども、

○麻生国務大臣 今言われたところは、大筋数字としては合つております。いや、合つておりますといふのは、すごく大事なところですよ。全然いいかげんな前提でされる話といふのは幾らでも世の中にはありますので、全体として合うります。

その上で、税負担にゆがみを生じさせるんじやないか、特定の企業だけになつちやうんじやないかといふ御懸念というのは、これはもう極めて正しいところなのであって、私どもとしては、その点は、政策課題といふものに一つ一つ対応するためになっていますので、その時々に、たびたびに時限立法で切つていかない問題になるというこどなんだと思います。

今まで、二十五年度の税制改正でいえば、少なくとも、先ほど言われたように、政労使会議などの取り組み等々がございまして、その中で賃金引き上げ率を三年連続二%台にできたというのとは、これは促進税制のおかげです。これは大きかったですから。

その上で申し上げさせていただければ、逆に、

二十七年度、二十八年度の税制改正で、研究開発税制の中でやはり租税特別措置で縮減した部分もありまして、今までいいよと言つたものをだめ、その効果はもう終わつたでしようということで減らしていただきました部分がありまして、二十四年でいえば、生産性向上促進税制から一千四百をばさつと切つたりなんかしていますので。

そういう形のものを得た分で法人税の税制の改正を、少しずつ減らして、今、一三・二ぐらいまで来たかな、それぐらいまで来ていると思いますので、いろいろな意味で、これは、今後とも、やり方だと思いますし、その時代時代に合わせて、租税特別措置法の内容につきましては柔軟に対応していくねばならぬと思います。

トランプさんが一五に下げるとか、ほうと思ひますけれども、一応言つておられますので、イギリスも何とかいろいろ言つていて、世界の下地委員私は、租税をなくして法人税を下げるというのには、法人税下げ競争みたいな話になりますから、そいつた意味で、我々としては、その対応を考えておかなければ個人保証が今ありますか。

○小川政府参考人 法務省として確実な数字をつかまえておられるだけだといふふうに思つておられる国家というのは、どう簡単にないか、世界各國もそういう意味では納得する。これがまた全然別な話になりますから、そいつた意味で、私は、租税をなくして法人税を下げるというのには、法人税下げ競争には当たらないで、我らが日本で住めるんです。そして、今、ブラジルに、ある程度の調査がございます。(下地委員銀行ごとに、何と呼ぶ) 調査の件数はございますが、金額的にどの程度になつていてるか、銀行を把握しているわけではございません。(下地委員「銀員「件数」と呼ぶ) 件数は、直接的に私どもで把握しているわけではございません。

○下地委員 では、どこが把握しているんですか。金融厅でしようか。

○麻生国務大臣 あらかじめ言つておかれたらわかることはないとは思いますが、かなり時間がかかります。

総理、今ちまたで人不足だとおっしゃいますけれども、移民政策というのは、うちの国ではなかなかこれは簡単にできるものではありません。そうなつてくると、昔、日本が厳しいときに南米に行かれた方々に、もう一回ここに来て手に職をつけなさい、ペルーにいる方が十万人ぐらい新たにふえてくる。

それで、我が党が百本法案を出したんですよ。百本法案を出して、一本も通つておりません。なかなか小さい政党ですから前に進みませんけれども、ただ、政黨としての姿はしっかりと示していかなければなりません。それがいいんじやないかと、思っています。

○世耕国務大臣 お求めの数字と合致するかどうかはあれですけれども、まず、政府系金融機関においては、新規融資に占める経営者の個人保証に依存しない融資件数の割合が現在は三三%，金額ベースでは五一%であります。これが民間の金融機関になりますと、件数ベースしか把握できていませんが、今のところ、一四%ということになります。

○下地委員 私どもが調べている数字だと、金融機関から借り入れる企業で経営者本人が個人保証を入れているのは八六・七%なんですね。しかも、つくるというのではなくて、私たちの考え方としては、党がつくつて、党間党で物事をやつしていくというようなことをぜひ新しい仕組みとしてやっていただきたいと思っていますから、それはぜひ御理解いただきたい。

その中で、二つだけ説明させてください。

一つは、個人保証の廃止法案なんですよ。今、お金を借りるときに個人保証がついているんですけど、企業経営者の皆さんったらよくおわかれども、りだと思つんですけれども。これは、企業保証をなくしたいんです、個人保証をなくしたいんです。これは、企業経営者の皆さんったらよくおわかれども、りだと思つんですけれども。

これはまた全然別な話になりますから、そいつた意味で、我らが日本で住めるんです。そして、今、ブラジルに、ある程度の調査がございます。(下地委員「銀行」) からこの国で働いてる方々が、十六万九千人、ペルーから四万五千人ぐらいいますけれども、この日系人の数の、三世までの方が日本に来て、今、九万五千人と二万五千人の日系人の方がお仕事をしていくわけではございませんが、各銀行ごとに、ある程度の調査がござります。(下地委員「銀行」) べルーから四万五千人ぐらいいますけれども、この日系人の数の、三世までの方が日本に来て、今、九万五千人と二万五千人の日系人の方がお仕事をしていくわけではございません。これを四世まで広げると、ブラジルにいる四世の方々が二十四万人ぐらい、ペルーにいる方が十万人ぐらい新たにふえてくる。

それで、私が百本法案を出したんだですよ。

○世耕国務大臣 お求めの数字と合致するかどうかはあれですけれども、まず、政府系金融機関においては、新規融資に占める経営者の個人保証に依存しない融資件数の割合が現在は三三%，金額ベースでは五一%であります。これが民間の金融機関になりますと、件数ベースしか把握できていませんが、今のところ、一四%ということになり行つたら、外務大臣とお会いしたら、外務大臣は、いや、もう車会社に行かないで、大きい日本の車

会社に行つて工場で働くよりも、鉄筋工だとか、型枠だとか、エスティシャンとか、手に職をつけるところでやつてからペルーに戻つてくるとうれしいんですよね。うちには車工場はないんですね。よという話をするんですよ。そのとおりなんですよ。

だから、手に職をつけて戻すという意味では、四世までの人の入れてこれをやられるというようなことをやつたらいかがかなと思ふんですけれども、総理、いかがでしようか。

○安倍内閣総理大臣 日系の方々は、我が国を祖国とする同胞でありまして、一般的に日本に親類の方も多いなど日本社会と特別な関係があることが多いわけでありまして、また、我が国のよき理解者でもあるなど國として敬愛を持つて接することが必要と考えています。

このため、入国情管理において、日系一世、三世の方については、定住者等の在留資格で我が國への入国、在留を認めるなど特別な対応を行つてゐるところであります。

他方、いわゆる日系四世の方々については、こうした特別な関係性が日系一世、三世の方と同様とまでは言えず、同様の対応をとることは困難と考えてきたわけでありまして、その中で一定の配慮を行つています。

すなわち、定住者として在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の妻子に限り、日本への入国、在留を認めることとしているという考え方で今まできたんですが、私も南米の国を回りまして、日系人の皆さんとの日本に対する非常に熱い思いがあります。二世、三世の皆さんも、おじいちゃん、おばあちゃんの国である日本への強い憧れを持つていて、日本に対する非常に熱い思いがあります。私の話に対しても本當に目を輝かせて、日本四世の皆さんへの熱意にも応えていく必要が日本としてあるのではないか、私はこう思います。

下地委員のこの御質問もございまして、では、四世の皆さんにどういう対応ができるかといふことをもっと前向きに検討していきたい、このように考えております。

○下地委員 これは本当に、南米と日本との関係、それと、オリンピックに向けて多くの我が同胞が日本に来られるようなチャンスをつくるという意味でもいいと思いますので、ぜひ総理、進めさせていただきたい。

あともう十五分しかありませんので、菅官房長官が帰つてきたので、官房長官に御質問させていただきたい。

沖縄の予算を二百億切りましたけれども、一括交付金の数字をちょっと見ていただきたいんですけれども、鶴保大臣、いいですか。

一括交付金の仕組みなんですけれども、これは、一回市町村から上がつて、沖縄県に行って、内閣府に行って、内閣府がジャッジしないと沖縄県にはおりてこないんですよ。これは全部、ソフト交付金もハード交付金もそうなつてゐるんです。下の数字を見ると、繰越金が六百七十九億とか、四十五億円とか、こういうふうに大きくなつてしまふけれども、これは非常に残念な結果ですね。

だけれども、官房長官、ただ一点だけ申し上げたいのは、これは沖縄県だけが悪いんじやないんです。これをジャッジするのは内閣府なんです。

復帰のときに何で内閣府をつくつたかといつたら、沖縄県の行政能力が非常に乏しい中で、国との調整をする役割を内閣府においてやろうというのがこれのスタートなんです。だから、こういうふうに不用額が出たり繰越額が出たりすると、これは沖縄県の責任にばかりしているんですけども、違うんです。内閣府も自分の責任だと感じなければいけないんです。内閣大臣が頑張つて復活したら予算をふべきでないんですね。それが少し足りないんです。

私も官房長官と同じときには、今もう一年。向こうはずつと当選して、私は二回落選ですけれどもね。だけれども、今、若い役人たちに沖縄に対する思いがないから、簡単にこういう数字

を出してくるんですよ。本当だったら、内閣府の職員たちは、これは自分の責任だと思って汗水流してやるはずなんだけれども、それをやつていなさい。

だから、ここはしっかりと内閣府に指示をして、この予算の執行について、絶対的にこの執行をふやしていくくというようなことを一点やつてももらいたい。

それで、もう一個。来年度の予算は、この執行がよくなつたら沖縄の予算をふやす、戻すということを約束してもらいたいんですけれども。

○鶴保国務大臣 先に私の方から、スキームについての説明をちょっとさせていただければと思ひます。

下地議員おわかりだと思いますが、一括交付金については、前回の委員との委員会でのやりとりでも申し上げましたが、不用額が出てくるスキームの原因がやはりあると思います。

これまで、実際の執行状況、執行を、額を決めて、それからその内容について沖縄と内閣府との間でやりとりをするというやり方を踏襲してまいりました。したがいまして、沖縄県としても、年度の早い時期に事業立案ができるといい、あるいは準備不足、そしてまた執行実績をもとに積算が行われていない等々の問題が出てきていたことがあります。

これまでの問題であります。したがいまして、虚心坦懐に、これらをどうすれば改善できるかについて鋭意検討をしていかなければならぬというふうに考えております。

したがいまして、一括交付金 자체の制度にある程度の制度上の限界がある、こういうふうに内閣府では理解をしております。

○下地委員 大臣、官房長官が答えますか。これは、今回予算を減らした原因がこの執行率の問題にあると言つたが、先ほど言いましたように、執行がしつかり大臣が頑張つて復活したら予算をふやしていくんですね。

○鶴保国務大臣 繰り返しになりますけれども、執行実績を見る前に、執行をでき得るもの、事業

計画を立てていくことが非常に大切なわけ

です。しかしながら、一括交付金の制度自体、ま

ず枠を決めて、その中身を後から決めていくといふ制度になつておりますので、ここをどうすれば事前に事業計画を県とやりとりをしていけるかに

ついて、虚心坦懐に工夫をしていく必要があると

いうことを申し上げておきたいと思います。

○下地委員 時間がないからあれですけれども、大臣、これはあなたが認めた予算なんですよ。それで、もう一個。来年度の予算は、この執行がよくなつたら沖縄の予算をふやす、戻すということを約束してもらいたいんですけれども。

○鶴保国務大臣 先に私の方から、スキームについての説明をちょっとさせていただければと思ひます。

下地議員おわかりだと思いますが、一括交付金については、前回の委員との委員会でのやりとりでも申し上げましたが、不用額が出てくるスキームの原因がやはりあると思います。

これまで、実際の執行状況、執行を、額を決めて、それからその内容について沖縄と内閣府との間でやりとりをするというやり方を踏襲してまいりました。したがいまして、沖縄県としても、年

度の早い時期に事業立案ができるといい、あるいは準備不足、そしてまた執行実績をもとに積算が

行われていない等々の問題が出てきていたことがこれまでの問題であります。したがいまして、虚心坦懐に、これらをどうすれば改善できるかについて鋭意検討をしていかなければならぬというふうに考えております。

したがいまして、一括交付金 자체の制度にある程度の制度上の限界がある、こういうふうに内閣府では理解をしております。

○下地委員 もうこれ以上やつても時間がもつたいないからやめます。

もう一つ、酒税を変えましたけれども、五年が二年になりました。これは、特別地域の税制も、泡盛もオリオンビールの税制も全部、今までずっと復帰後五年だったものを二年にしました。

私は、政府にも出させていただいたり、自民党にも行って要望書を出させていただきましたけれども、税というのは、成果が出ているものが税金として使われるのが当たり前であつて、ずっと泡

盛もオリオンビルも、そして特区も、なかなか使われていないことがあるので、ここは内容を変えたらどうですか、内容をえて一年にするというのも一つの方法ですねといって、二年になつたんですけれども、全く内容が変わつていませんですよね。

だから、税というのは、麻生大臣が一番わかるように、無駄なものはやめた方がいいんですね、僕に言わせれば。効果が出ないものはやめたらいいんですよ。しかし、効果が出ないものを残してやる以上は、中身をつくり直さないとこれは意味がないんです。また同じように二年間やりますといつても、では、何をどうするのかというの全くわからないわけだから、私からすると、単純に一年延長というのは何が意味があつたのかというのを言つてあるんですね。

それを何か、応え方がちょっとわからないんです。同じものを五年を二年としただけで何が変わつたのか。ここは、五年を二年にするのではなくて、やめるか新しい仕組みに変えてやるかどうかだつたんじやないと僕は言つてゐるわけですよ。

大臣、五年を二年にした意味というは何ですか。

○鶴保国務大臣 これも昨年、委員会でも委員とやりとりをさせていただいたので、よく御存じだろうと思ひますが、五年置きの改定でござります。その中で、けんけんがくがくの議論がございました。そして、下地先生の御意見も当然勘案した上でござります。

また、地元からの要望等々もこれあり、延長についてはさまざま御意見があり、そして、この五年を二年にといふことの趣旨でございますけれども、それぞれの特徴について、運用実績、適用実績がかなりばらつきがござります。特に泡盛等々のことにつきましては、沖縄の経済状況等を検証して、これから、今後二年の間に別な振興策等々も考えていかねばならないのではないかといふ問題意識を共有したところでございます。

したがいまして、今回、二年という短い期間の中で適用状況を見て、それがいかなる効果があるかを検証していく、そういう趣旨でございます。

○下地委員 どういう検証をするんですか。

○鶴保国務大臣 適用実績がいかなるものになるか、そしてそれが経済効果としてどれくらいあつたかについて検証したいと思います。

○下地委員 大臣、これは検証しなくとも、もうわかっているよ。大臣、もう検証しなくとも、ずっと下がつてゐるんだから、わかっているつて。

では、あなた、上げるために何をやつたんですか。今度の予算で何か組みましたか。

○鶴保国務大臣 これは沖縄県選出の下地先生がおつしやつておられることなのでよく聞いておかなければなりませんが、沖縄の方の中にも、やはりさまざま御意見がございました。県、そしてまたその当事者もそうですし、まだ周辺の方々の御意見も勘案してのことあります。各所、各省で、つかさつかさで努力をいただいていかなければならぬといふことを我々強調しておりますのでござります。

なおかつ、これまで、特に、例えば先生が例に出された泡盛のような案件については、経済的な、財政的な援助をすることのみが彼らにとって果たして功を奏するものなのか。もっとそれ以外に、ソフトライセンスであるとか、さまざまな販売促進の応援であるとか、こういったものができないか。今、何か、泡盛のカクテルなんかをつくつてそれを東京で販売しようというようなことも考えておられるようになりますから、こうしたことを総合的にやつて結果を見てみたい、そういうことでござります。

○下地委員 もう時間がちょっととくなつてきたので、あれで申しあげたいのは、この泡盛の税金とかというものについては、これは山中貞則先生の時代からずっと来て、厳しく見てきたんですよ。それで、初めて五年を二年にするわけですから、二年にするとなかなか投資ができないんです。新しい機械を買おうとしても、五年だつたらまだ猶予があるからできますけれども、二年だつたらできない。

だから、僕は、二年にするぐらいだったら、やめたらよかつたと思う。やめて、頑張れというのが一つの方法としてあつた。二年には延ばすんだつたら、新しい仕組みをつくつて、二年間でやつてみて検証するということですけれども、同じ仕組みを残したままで検証しますといつても、同じ結果しか出ないのはもうわかつていますよ、これは。

だから、大臣に申し上げたいのは、では、本当にこの予算の中で、伸ばすために、今おつしやつたように、どういうふうな予算の枠組みにしてカクテルを伸ばそうとしているのか。

泡盛コンペティションというのに総務大臣賞を初めて出したのは麻生大臣ですよ。これで東京で初めて泡盛のカクテルコンペティションをやつた。開会式にも来ていただきましたけれども。本

当にそういうのを地道にやつていくというようなことをやっていかないと、沖縄の産業はなかなか伸びない。

先ほど話がありましたけれども、世界文化遺産に泡盛を登録しようといつて一生懸命頑張つている方々がいますよ、琉球料理とセットにして。そういうものの大臣が力を入れて新しい枠組みをつくるというようなことをやつていただくことは非常に大事なことかなというふうに思つていて、

くら、ここは二年になつたけれども、しっかりともう一回伸ばそうというお気持ちになっているんだというのを、もう一言、どうですか。

○鶴保国務大臣 基本的にはそのとおりなんですが、まず、二年したことによっての効果で最も期待するものというの、地元の方々、先生も含めての意識をえていただく、みずからがアイデアを持ち、そしてそれに対しても努力を重ねていたく、このことを大いに期待したいというふうに思います。

先ほどから話題になつております泡盛のカクテルやコンペティション、これらについても、泡盛にかかる酒造組合の方からこんなこと

をやつていつたらどうかという提案があつての話でありますから、それについて先生の御協力もいただきたいというふうに思つております。

○下地委員 官房長官、コメントをお願いします。

○菅国務大臣 今、鶴保大臣が答えたとおりであります。私どもは沖縄の振興を応援したいという、それは強い思いであります。

しかし、残念ながら、五年間ほとんど使えなかつたとか、いろいろなことがありましたので、二年間の中でもうしたさまざまなアイデアを出して頑張つていただければ、そこは政府としては当然心配しています。

○下地委員 ありがとうございます。

○浜田委員長 これにて下地君の質疑は終了いたしました。

次回は、明三日午前九時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

終わります。

午後五時散会

第一類第十四号
予算委員会議録第五号
平成二十九年一月二日

平成二十九年三月一日印刷

平成二十九年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局